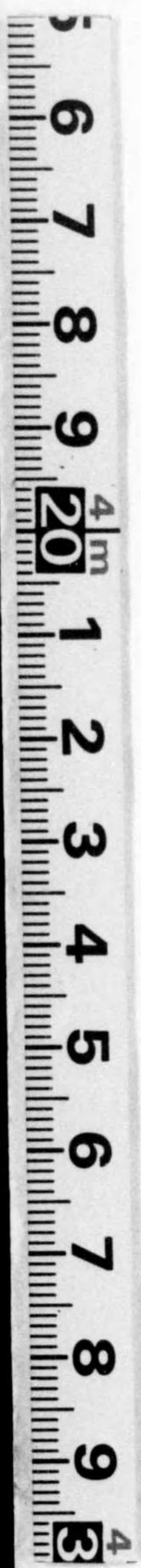


14.4

476

別書誌

台 2 冊



始



年每

鑑

日

日

昭和十三年

14.4

476

14.4-476 本編



1200501206581

・ 2598 ・

・ 1938 ・

大西土地拓殖株式會社

土地
分讓
王座

★大阪營業所 北區堂島濱一
電話北 275. 276. 549
2756. 2757

★東京營業所 本鄉區本鄉三
電話水石川 129. 3190. 5190

★名古屋營業所 東區東新町
電話東 752

★神戶營業所 湊東區多聞通四
電話元町 265

酒 鋁
忠 勇

最古の歴史
最新の設備
最上の品質



釀 林 若 灘

創刊第九年

昭和三十年

每日年鑑

別冊

日本人名選

大阪每日新聞社
東京日日新聞社編

大阪代表名物

名譽大賞牌受領



店主 小林林之助

振替口座大阪四三五番

14.4
476

大日本帝國皇室
王族及公族
皇族臣籍降下
皇族臣籍婚嫁
王公族臣籍婚嫁
皇族・王公族御車職
皇族御公職
御學業中の皇族
皇代天皇
皇室御料地
宮苑
御用邸
御料牧場
御料牧場
宮廷事務

宮家録事
宮中
宮中席次
華族一覽
華族令要旨
位階令要旨
勳等・勳章
文化勳章御制定
高級有位者
高級帶勳者
大臣・前官禮遇者
大名一覽
紀元二千六百年祝典

廣田内閣の國策
第七十議會開會
廣田内閣總辭職
宇垣内閣總辭職
林内閣成立
突如議會解散
第廿回總選舉

林内閣總辭職
近衛内閣成立
第七十一特別議會
昭和十二年法律一覽表
歷代内閣一覽
帝國議會
歷代貴族院正副議長
歷代衆議院正副議長
貴族院議員一覽
衆議院議員一覽
衆議院議員選舉區
政黨役員
最近總選舉各派成績
最近總選舉投票者・棄權者數
最近貴族院各派別人員變遷
議會閉閉・會期・解散一覽

帝國外交の一年
有田・佐藤・廣田外交の檢討
日支關係支那事變以前
日支關係
日・獨・伊關係
日英交涉其他
國際聯盟加入國一覽
帝國駐在外國公館及職員錄

軍機保護法改正
壯丁の身長體力標準引下
中・西部防衛司令部開設
帝國の軍制
陸軍大將一覽
海軍大將一覽
歷代參謀總長
歷代軍令部長
陸軍特別大演習一覽
觀艦式一覽表
帝國在郷軍人會
陸軍常備隊隊配備表
帝國艦船一覽表
無條約時代
列國の空軍
列國陸軍軍備一覽
列國新兵器裝備一覽
列國海軍現有勢力比較表

豫算飛躍的に膨脹
増税と税制改革問題
近衛内閣の財政策
一般會計歳入歳出年別
特別會計歳入出表
一般會計歳入細別表
一般會計歳出細別表
特別會計歳入出細別表
國稅總覽
租稅負擔額

昭和十三年
毎日年鑑
目次



保険料拂込免除の特約があまりす

營業案内進呈

第一 徴兵

本社・東京・銀座

「毎日年鑑」廣告

國債發行一覽表	一六五	輸出入品類別表	一八五	航空豫算膨脹	二〇〇
國債現在額表	一六六	本邦貿易外收支	一八五	航空日本への飛躍	二〇一
帝國の國富	一六七	重要輸出品	一八六	外機の訪日	二〇二
帝國の國民所得	一六七	重要輸入品	一八六	世界一周競争	二〇三
國際收支適合策	一六八	國別輸出入額	一八六	グライダ―	二〇四
金 融 界	一六九	國別輸入額	一八七	本邦定期航空輸送成績	二〇五
物價騰騰抑止	一七〇	外國爲替相場	一八七	本邦公共飛行場一覽	二〇六
對外通商協定	一七〇	會社數及營業成績	一八八	本邦民間航空成績年比較	二〇七
經濟統計資料	一七一	生産總額年比較	一八八	本邦航空無線電信局一覽	二〇八
日本銀行金利變遷一覽表	一七二	工業別工場生産額	一八八	本邦民間飛行機操縦練習所	二〇八
銀行預金協定利率の變遷	一七二	農家戸數	一八九	列國の民間航空狀況	二〇九
郵便貯金利率變遷表	一七三	地方別米生産額	一九〇	世界公認航空記録	二〇九
産業組合中央金庫貸出利率	一七三	米收穫高	一九〇	内外著名航空關係者一覽	二一〇
貯蓄銀行預金協定利率	一七四	公定米價	一九〇	世界主要航空路	二一〇
全國銀行協定	一七四	麥收穫高	一九〇	テレイの研究進歩	二一一
全國銀行總括表	一七五	礦 産 額	一九〇	年別ラヂオ聴取加入者數	二一一
郵便貯金現在高	一七五	林野面積	一九〇	本邦ラヂオ聴取加入者數	二一一
貨幣製造並發行高	一七六	酒類製造高	一九〇	府縣別聴取加入者數	二一一
各國郵便貯金現在高	一七六	本邦鑛産額	一九一	主要各國聴取施設者數	二一一
紙幣及銀行券流通高	一七六	發電電力量	一九一	本邦放送局一覽	二一一
正貨現在高	一七六	世界主要各品産高	一九一	アナウンサー	二一一
日銀止貨準備高	一七六	卸賣物價指數	一九一	帝國の位置	二一二
金買上値段	一七六	産業組合數	一九二	帝國の周圍・面積	二一二
各國金保有高	一七六	取引所一覽表	一九二	道府縣別面積	二一二
本邦産金額	一七六	關門トンネル着工	一九五	主要國領土構成	二一二
世界の産金高	一七六	鐵道の一年	一九五		
本邦輸出入貿易趨勢	一七六	國有鐵道發達趨勢	一九七		

民 有 地	二三五	天文年誌	二六一
本邦の島の面積	二三五	本邦主要天文台	二六三
世界の島の面積	二三五	世界主要天文台	二六三
主 な 湖 沼	二三五	大 望 遠 鏡	二六三
主 な 海 洋	二三五	時 差 表	二六四
本邦主要高山	二三七	主要地經緯度	二六四
世界の高山	二三七	昭和十一年の氣象	二六五
本邦の主要河川	二三六	各地の氣象	二六九
世界の主要河川	二三六		
昭和十一年度人口動態	二四〇		
昭和十年度の動態	二四〇		
列國の人口動態	二四二		
内地本籍人口	二四二		
昭和十一年推計人口	二四五		
昭和十年度國勢調査	二四六		
市の世帯及人口	二四七		
人口二万以上の町村	二四九		
世界の大都市人口	二五〇		
帝國内地職業別人口	二五一		
帝國内地年齢別人口	二五二		
在外内地人累年比較	二五三		
在外内地人籍別	二五四		
内地在留外國人	二五四		
世界の面積及人口	二五五		
列國の面積及人口	二五五		
天文・氣象	二六一		
日食觀測の結果	二六一		

支那事變特輯	二六九	社寺・宗教	二七三
支那事變畫報(グラビア)	二七〇	妖教のひとのみちの瀧	二七三
支那事變經過	二七〇	救世軍の分裂	二七三
平津治安回復	二七〇	法隆寺改修メモ	二七四
戰局中南支に及ぶ	二七〇	宗教界録事片々	二七五
斷乎膺懲に決す	二七〇	寺院及住職數	二七五
海軍空陸に奮戰	二七〇	神宮及神社神宮神職數	二七六
陸軍敵前上陸	二七〇		
上海中立化案	二七〇		
沿岸交通遮斷	二七〇		
皇軍山西に入る	二七〇		
平綏鐵線の敵全く壊滅	二七〇		
要害馬廠を占領	二七〇		
津浦平漢鐵線の作戦進捗	二七〇		
支那事變日誌	二七〇		

社會事業	二七六	勞 働	二九三
神道祠宇教會說教所	二七六	勞働爭議類殺	二九三
基督教會及講義所數	二七六	メーデー抹殺	二九五
世界の各宗教信者數	二七六	勞働組合の動向	二九五
神宮一覽	二七七	國際勞働會議	二九六
官國幣社一覽	二七七	小作爭議激増	二九七
神道各派一覽	二七八	小作爭議年比較	二九八
佛教各派一覽	二八二	小作爭議請求事項別	二九八
基督教各派一覽	二八三	勞働組合及組合員數	二九八
		十一年末勞働者數	二九八
		失業者及失業率	二九九

年號表

(通算年數は昭和十三年上り)

Table with columns for year names (e.g., 仁嘉承天弘大延天寶神) and corresponding numbers (e.g., 千支, 紀元, 西曆).

Table with columns for year names (e.g., 萬治寛長寛長長正永永寛永天貞天天安康應天天天承延昌寬仁元貞天齊) and corresponding numbers.

Table with columns for year names (e.g., 安嘉元貞承建建承建元建正建文壽登治安承嘉仁永長應永平保久仁久天) and corresponding numbers.

Table with columns for year names (e.g., 正元元文正應延德嘉乾正永正弘建文弘文正正康建寶寬仁延曆嘉文天貞寬) and corresponding numbers.

Table with columns for year names (e.g., 大永文明延長文應文寬長康享寶文嘉永正應明元弘天文建正興延建元元嘉) and corresponding numbers.

Table with columns for year names (e.g., 明康嘉至永康永應貞康延文觀貞康曆建正昭大明慶元文萬安嘉弘天文文享) and corresponding numbers.

11

10

天下霊場 高野山 難波より二時間余

南紀楽園 白浜湯崎温泉 毎日直通運轉

天下絶勝 新和歌浦・加太 難波より直通運轉

能野めぐり 国立公園 勝那智

南海電車 凡例

南海電車 他電車 汽船 汽車 船

高野山 湯崎 勝那智 加太 新和歌浦

白浜 湯崎 勝那智 加太 新和歌浦

白浜 湯崎 勝那智 加太 新和歌浦

波難阪大 南海電車 一四番 八四番 近

一年略史 (昭和十二年十月より昭和十三年九月まで)

三十 月(十一年)二

一日(木) 三笠宮殿下騎兵少尉御任官▽大阪を中心に徳島、高知鳥取、富山の三航空路開始▽フライング下法案佛蘭西通過▽スペイン革命軍新政府樹立を宣言

二日(金) 中山兵曹暗殺犯人に死刑の判決下る▽ひとのみち初代教祖婦人暴行罪で起訴される

三日(土) ロザミア卿來朝

四日(日) 北海道地方大暴風

五日(月) 伊國平償切下発表

七日(水) 日新丸神戸出帆

八日(木) 支那暴漢漢口邦人宅に投擲

十一日(日) 満洲國東部國境で瀋陽兩軍衝突

十二日(月) 米蔵相、英米佛三國間に新金本位制に關する協定成立を發表

十三日(火) 昭和十二年勅題「田家書」と仰せ出される

十六日(金) 支那官憲上海で我海軍將校を不法監禁

一月 略史

十七日(土) 日支航空連絡協定調印成立

十八日(日) 二・二六事件關係の田中樞大尉自決▽有田外相、川越大使に特殊地域防共問題について訓電

十九日(月) 英帝戴冠式に秩父宮殿下御差遣の旨發表

廿日(火) 電力國家管理案閣議で承認

廿二日(木) カタロニア自治州にソヴェエト共和國成立

廿三日(金) ポルトガル政府スペイン政府と外交斷絶を聲明

廿六日(月) 支那公安局長太原の那商を襲撃

廿七日(火) 滿露西部國境瀋陽内に露機不時着

廿九日(木) 大元帥陛下阪神沖で大觀艦式を御親臨

卅日(金) 小川元蔵相市谷刑務所に下獄

三十一日(月) 伊首相ミラノで新外交政策を闡明

三日(水) 在郷軍人に優渥なる勅語を賜ふ

四日(木) 内田元蔵相再燃國威疑獄に連坐、起訴收容される

五日(金) 天皇陛下帝國議會新議事堂に行幸、兩院内を御巡覽

六日(土) 軍部の議會刷新案に對し政黨態度硬化、寺内陸相閣議で軍部の眞意を説明▽平生文相閣議に義務教育延長案を提出

七日(日) 新議事堂落成式▽スペイン政府首都撤退に決定

十一日(水) 上海揚子浦で郵船置置丸乗組員兇漢に射殺される

十二日(木) ノーベル賞委員會で一九三六年度ノーベル賞受賞者六氏決定發表

十四日(土) 貴族院制度調査會第一回總會開催▽獨政府ウエルサイエネ條約河川條項廢棄を通告

十七日(火) 北支鐵道地方における支那被擄軍と内蒙土古軍の抗争激化のため蔣介石太原に飛來、關錫山らと軍事會議を開催

十八日(水) 樞府本會議で日露漁業條約効力延長條約を原案通り可決▽獨、伊兩國政府スペイン革命政權を承認

十九日(木) 訪日飛行のジャビ1氏佐賀縣有振山中で遭難▽伊フアシスト大評議會で海空軍の大擴張、統制經濟の強化等を決定

廿日(金) 鈴木侍從長再選し百武海軍大將後任決定發令▽秋田縣尾去澤三委藏山貯水池ダム決潰で下流訛落に多數の犠牲者を出す

廿一日(土) 露政府、駐露本邦大使館に對し日露漁業條約調印不能を通告

廿四日(火) 滿露東部國境ボクラ北方で日露軍衝突

廿五日(水) 日獨防共協定成立

廿六日(木) 軍需總局で植村前造兵廠長官起訴される

廿七日(金) 閣議で卅億四千万円の十二年度豫算を承認▽郵便貯金利下げ閣議で正式決定

廿九日(日) 露外相ソヴェエト大會で日獨防共協定を誹謗

三十二日(月) 一月

一日(火) 滿洲國外交部、伊國總領事館奉天開設を承認に決し謝駐日大使から駐日伊大使に回答

二日(水) 議院制度調査會懇談會で寺内陸相陸軍の眞意を説明▽英首相、エドワード八世に御結婚

問題につき政府および議會の意向を言上
 五日(土) 全露ソヴィエト大會で新憲法全文を滿場一致採擇
 七日(月) 張滿洲國總理、協和會長の資格をもつて内蒙軍援助の意向を表明
 十日(木) 英帝エドワード八世御退位の詔勅下る▽獨伊通商協定成立
 十二日(土) 英國新帝ジョージ六世御即位布告に御署名▽張學良軍兵變、蔣介石を西安に拘禁
 十四日(月) 二・二六叛亂幫助容疑で豫審中の久原房之助氏不起訴決定を陸軍省公表
 十七日(木) 神兵隊事件被告内亂豫備陰謀の罪名で公判開始に決定
 十八日(金) 内蒙古軍總司令德王綏東軍軍行動停止を通電
 廿二日(火) 議院調査會總會で議會召集期變更、豫算審議期間延長の咨申案可決
 廿四日(木) 第七十議會召集
 廿五日(金) 大正天皇御十年式年祭▽蔣介石西安脱出
 廿六日(土) 第七十議會開院式▽蔣介石南京に歸着

廿七日(日) 伊豆新島に激震
 廿八日(月) 東京地方検事局久原房之助氏を犯人監禁で起訴▽西山陸軍技師收賄で起訴▽日露漁業條約効力延長案調印成立
 卅日(水) 成都、北海兩事件止式解決
 卅一日(木) 支那國民政府、軍法會議における張學良に對する體刑十年の判決言渡を發表
 一月(十二年) 二
 一日(金) 日滿兩國時差撤廢
 二日(土) 英伊兩國地中海相互權益尊重共同宣言に調印
 四日(月) 滿洲國東部國境十七界標附近で日露兵衝突
 八日(金) 外國爲替管理強化に關する大藏省令公布
 十二日(火) 勅選小野寺、吉田、深井、下村の四氏決定▽四相會議で總務廳、人事局、帝國經濟會議を創設に決定
 十五日(金) 方面委員令施行▽佛下院でスペイン革命義勇兵派遣禁止案通過
 十六日(土) 獨政府外國軍艦のキール運河自由航行禁止を發表
 十八日(月) 二・二六事件關係地方將校及民間一部に判決下る

十九日(火) 國際聯盟理事會で資源再分配研究會設置決定
 廿日(水) ル米大統領再選就任宣誓式舉行▽スペイン大統領事態悪化でバルセロナ市を退去
 廿一日(木) 第七十議會再開、軍部、政黨正面衝突を惹起
 廿二日(金) 議會三日間の停會を命ぜらる▽日米綿業協定成立
 廿三日(土) 廣田内閣總辭職
 廿四日(日) 湯淺内府を興津に御差遣、關公に御下問▽陸軍首腦後繼内閣問題に關し重大協議▽ユゴスラヴィヤ、ブルガリヤ兩國友好親善條約調印
 廿五日(月) 宇垣大將參内閣閣の大命を拜す▽政變で議會休會に決定
 廿七日(水) 獨伊通商協定調印完了
 廿八日(木) 宇垣氏陸相難で組閣不能に陥る
 廿九日(金) 宇垣大將組閣の大命を拜辭し林銑十郎大將に組閣の大命降下
 卅日(土) 宇垣氏陸軍大將辭任の手續をとる▽日滿通商協定で世界大戰責任條項調印廢棄、植民地返還要求を表明▽露國反幹部隊

事件被告十三名に銃殺、四名に流刑の判決を下す
 二月
 一日(月) 舊廣島藩主淺野長勳侯薨去
 二日(火) 林内閣成立
 四日(木) 第七十議會七日間の停會を命ぜらる▽前内閣提出議案全部撤回公示▽スペイン革命軍マラガに總攻撃を開始
 五日(金) 米大統領司法改革案を議會へ提出
 八日(月) 林内閣新政綱發表▽支那中央軍西安に入城
 九日(火) 中村陸相辭任し杉山教育總監後任に決定▽深井日銀總裁辭任し池田成彬氏後任に決定▽植村中將事件軍法會議公判開始
 十一日(木) 文化勳章御制定▽議會四日間停會を命ぜらる
 十二日(金) 本年度新學士院恩賜賞受賞者決定
 十三日(土) 漢口で支那暴徒邦人質屋妻女に暴行逃走
 十四日(日) 十一年末來行方不明の遠洋漁船大隆丸発見救助さる
 十五日(月) 第七十議會再開▽鈴木友友會總裁辭意表明▽支那三中全会開會

十六日(火) 郵便料金改正決定
 △英政府、陸海空軍再軍備五ヶ年計畫發表
 十八日(木) 植村中將事件軍法會議判士に豫備陸軍大將林仙之氏起用發令
 廿二日(月) 三中全会終了、蔣介石言論、人事、政治犯三問題につき談話を發表▽獨外相、櫻首相と會見四國同盟を提議
 廿四日(水) 支那張群外交部長辭任し王寵惠後任に決定
 廿五日(木) 伊政府國際聯盟資源委員會不参加を宣明
 廿六日(金) 政府十二年度修正豫算案を衆議院へ提出▽日本製鐵新工場敷地播州廣村に決定▽大阪南地勢妙信貴山に築城を始む
 廿七日(土) 地方交附金増額要求に關し民、政黨の意見一致
 三月
 一日(月) 滿洲國帝位繼承法公布さる▽日滿通商協定假調印
 三日(水) 駐佛大使佐藤尚武氏外相に就任▽衆議院豫算總會懇談會で地方交附金増額決定
 四日(木) 閣議で米國向け金現貨方針決定
 五日(金) スペイン不干渉方針

委員會で海陸軍編案規定を發表▽大阪南地勢妙信貴山假調印
 六日(土) 衆議院議會提議小委員會で同院調査委員會と同調査局新設を決定
 九日(火) 國民健康保險案上程の衆議院本會議決定多數を缺き散會となる
 十一日(木) 日本、シヤム兩國間國際無線電話開通
 十二日(金) 駐日英大使更迭しクレイグ氏後任に決定
 十三日(土) 新舊兩日本海員組合合同成立
 十四日(日) 衆議院で御誓文奉戴決議案可決▽調岡縣持越嶺山發火四十數名死傷
 十八日(木) 秩父宮同妃兩殿下御渡歐の途につかせらる▽米政府各省聯合委員會で比島獨立試政期短縮に意見一致
 廿日(土) 英佛兩國でベルギー中立を承認
 廿三日(火) スペイン不干渉委員會で伊代表義勇軍引揚反對を聲明
 廿五日(木) 第七十議會會期六日間延長の詔書下る▽對英米水代借地權解消交換公文調印終了

廿七日(土) 帝國政府主力艦備砲制限不参加を英政府に通告
 廿九日(月) 皇太子殿下新設の東宮假御所に御移り遊ばさる
 卅日(火) 秩父宮同妃兩殿下ヴァンクーヴァー御上陸
 卅一日(水) 第七十議會解散
 四月
 一日(木) 郵便料金改正實施
 二日(金) 國際纖維工業會議華府で閉會
 五日(月) 地方長官會議開會▽ひとのみち教團初代教祖を不敬罪で追起訴
 九日(金) 日滿通商協定假調印終了▽日本、南米諸國間の國際電話開通
 十日(土) 林内閣新政綱八項目を發表
 十二日(月) 日印第二次協定假調印終了▽メーデー全國的禁止決定▽農村青年社事件判決▽朝鮮白自教事件全貌發表▽米國ワグナー労働法に合憲性の判決下る
 十三日(火) 秩父宮同妃兩殿下東京御安着
 十四日(水) 松江市大火で二百八十九戸全焼
 十五日(木) 佛、瑞兩國と水代

借地權解消交換公文に調印を完了
 △(レン・ケラー)女史來朝▽文部省ひとのみち教團本部閉鎖命令を大阪府知事宛に通牒
 十六日(金) スペイン・カタロニア政廳内閣改選さる
 十七日(土) 翼東政府殿長官、翼東政府解消反對を聲明
 十九日(月) 閣議で企畫廳、中央經濟會議兩案を決定發表
 廿日(火) 捕鯨船南丸神戸港に歸港假泊
 廿一日(水) 大阪府知事、ひとのみち教團本部に閉鎖命令を正式發令
 廿三日(金) 内閣に臨時物價對策委員會設置決定▽東京市電爭議意業に入る
 廿四日(土) 白國外相、英佛兩國大使との間に白國中立に關する文書に調印を終る
 廿六日(月) 大阪、札幌、金澤高松に地方海軍人事制決定▽文化勳章第一回受者(九氏)決定
 △英國政府、白國中立宣言文を發表▽東京市電爭議解決
 廿七日(火) 大日本航空青年團長井上大將以下首腦部決定
 廿八日(水) 文化勳章第一回授

與式▽内務大臣、小とのみち教團に結社禁止を命令
 廿九日(木) 岡田元首相に前官禮遇、廣田前首相に大臣禮遇の御沙汰あらせらる
 卅日(金) 第廿回衆議院議員總選舉執行
 二五 月二
 一日(土) 米大統領、恒久中立法案に署名
 二日(日) 第廿回衆議院議員總選舉閉幕
 四日(火) ス페인・カタロニヤに無政府主義者蜂起
 五日(水) 林首相、閣議で閣内結束と新政策樹立を各相に要求
 六日(木) 獨逸飛行船ヒンデンブルグ號レックハーストで爆発墜落、乗客ら四十一名惨死
 七日(金) 滿洲國政府陣容大改組を發表
 八日(土) 日通商促進協定成立▽滿洲國政府、行政機構の大改革を發表
 十二日(水) 英國皇帝ジョージ六世戴冠式御舉行
 十三日(木) 企業監官制案閣府本會議を通過、首腦陣容決定
 十四日(金) 大蔵官庫金買入價

格引上げ實施▽奈良大將、荒木博士編纂顧問官に親任▽英帝國會議開會▽露國、滿洲水路協正廢棄を通告
 十五日(土) ス페인・ヴァレンシア政府カバレロ首相辭職
 十七日(月) 地方長官會議開會▽アジヤ労働會議東京で開會▽ネグリン氏ス페인新政府を組織
 十九日(水) 佐藤外相、吉田駐英大使に日英正式交渉開始を訓令▽民、政聯携委員第一回委員會で倒閣氣勢をあぐ
 廿一日(金) 昭和會黨支那巡警、在汕頭帝國領事官巡查に侮辱を加ふ▽冀察政府、外人の土地所有禁止を發令▽露探偵飛行家シユミット博士一行北極を征服
 廿三日(日) 邦人漁船大連沖出漁中支那船艦監視船から不法射撃を受く▽ロッツフエラー翁逝去
 廿四日(月) 國際聯盟第九十七回理事會開會▽パリ万国博覽會開會式舉行
 廿六日(水) エジプト政府國際聯盟に加入▽訪日トレ機士佐戸原海岸に不時着
 廿八日(金) 民、政聯携倒閣懇親會で倒閣共同聲明發表▽ポール

ドウィン英首相辭職しチェンバレン蔵相大命拜受
 廿九日(土) ス페인政府空軍獨艦と交戦、爆撃を加ふ
 卅一日(月) 林内閣總辭職
 二六 月二
 一日(火) 近衛文麿公に組閣の大命降下
 二日(水) 支那暴徒天津で邦人經營の聖慶園を襲撃
 三日(木) ス페인革命軍北軍總司令モラ將軍乘機墜落惨死▽前英帝カナンデ城で御結婚
 四日(金) 近衛内閣成立▽共匪北鮮咸南曹天堡を襲撃
 五日(土) 滿洲國改正組織法を公布、行政機構大改革成る
 八日(火) 國民政府吳淞砲台を再建▽帝人公判に兩角慶審判事を再喚問、適格性論議を惹起
 九日(水) 吳市會再選舉無効の行政判決下る
 十日(木) 次期冬季オリンピック大會日本で開催に決定
 十二日(土) ス페인問題新四國協定案成立▽露政府ト元帥ら八將軍の死刑執行を公表
 十五日(火) 獨艦ライプツヒ號ス페인政府艦に襲撃さる

十七日(木) 海軍當局で米國提案の主力艦備砲制限案に不同意決定▽貴族院議長に松平副議長の昇格、副議長に佐佐木侯の就任決定▽滿洲國民法公布
 十八日(金) 貴院議會に副會長を置き馬場内相を起用▽閣議で帝國藝術院設置決定
 十九日(土) 滿洲國境河川の乾涸子、金剛嶺河兩島を露兵占據
 廿日(日) 支那之架飛龍邦船東平號を拿捕▽露機北極を經由し米國ヴァンクーヴァーに不時着
 廿一日(月) ブルム内閣フラン問題で總辭職
 廿二日(火) 閣議で政務官任命決定▽支那官憲梧州で旅行中の同文書院學生を監禁▽佛國シータ内閣成立
 廿三日(水) 駐日滿洲國大使更迭、阮振聲氏後任に決定▽藤介石許駐日大使に北支日本駐軍撤退要求の重大訓令を發す▽獨伊兩國ス페인國際監視隊から脱退
 廿四日(木) 政務官任命發令
 廿六日(土) 中央經濟會議開設決定、議員決定發表▽小橋元文相第十六代東京市長に當選
 廿七日(日) 邦人滿洲國官吏ウ

スリ河上でゲ・ペ・ウに射殺さる
 廿九日(火) ス페인不干渉委員會で獨伊兩代表フランコ政權の承認を迫る
 卅日(水) 乾谷子島南側水路で露艦艇日機に被砲、日機軍これに應戦露艦一隻を撃沈
 二七 月二
 一日(木) 四相會議で乾谷子島事件に關する帝國の方針決定
 二日(金) 露外相の露軍撤退同意で乾谷子島事件解決
 三日(土) 乾谷子、金剛嶺河兩島不法占據の露艦艇撤退開始
 五日(月) 露兵、滿洲東部國境半鹹河のわが劍山監視所を襲撃
 六日(火) 神戸市電業業員争議に入る
 七日(水) 露機機事件勃發▽重光駐露大使半鹹河事件で露國へ抗議
 八日(木) 露機機事件に關し支那側が要求を拒否、再度發砲のためわが軍艦龍王廟を占據
 十日(土) 國民政府、露機機事件に關し逆にわが方の謝罪要求
 十一日(日) 北支事態悪化で帝國政府方針を決し態度を中外に聲

明▽支那駐屯軍司令官更迭し香月中将新司令官に就任
 十二日(月) 國民政府豫山會議で抗日決戦に決し中央軍に勅員令を下す
 十三日(火) 北平南郊馬村で日支兩軍衝突
 十四日(水) 支那兵、南苑南方團河村で我騎兵隊を不法射撃▽日銀國債擔保員出利率引下げ
 十五日(木) 地方長官會議開か
 十六日(金) 政府、香月司令官に對し最後の態度訓令▽田代前支那駐屯軍司令官逝去
 十七日(土) 日高駐支大使館參事官王外交部長に重大覺書手交▽英國、獨逸と各別に海軍條約を締結調印
 十八日(日) 宋哲元、香月司令官に正式陳謝▽某方面偵察中の酒井機支那軍の不法射撃を受く▽日本革新黨結成
 十九日(月) わが駐屯軍と廿九軍の間に排日、共產黨取締に關する細目協定成立▽國民政府外交部我方の通告に不遜の回答を手交
 廿日(火) 閣議で北支事態緊急措置を陸相に一任▽宛平縣城で日

支兩軍交戦▽北略古代議士某事件で檢察さる
 廿一日(水) 八寶山、瀋陽橋の第卅七師撤退開始▽支那側の川越大使暗殺計畫判明▽元ひとのみち二代教祖ら不敬罪で起訴さる
 廿三日(金) 第七十一議會召集
 廿四日(土) 上海で我水兵支那衆議院議長に小山、副議長に金光兩代議士脅迫決定▽北支現地協定陸軍省から公表
 廿六日(月) 北支戰線で我軍西日支兩軍交戦
 廿七日(火) 北平廣安門で日支兩軍交戦▽宋哲元、一切の本業職辭任を申出つ▽日銀總裁更迭し結城前蔵相後任に決定
 廿八日(水) 北支戰線で我軍西死を擲撃、沙河鎮、清河鎮、南苑を占領▽宋哲元保定に逃亡
 廿九日(木) 支那政務兵天津日本租界を襲撃、我軍應戰擊退▽大沽在泊我艦多艦、支那側の砲撃に應戰▽通州冀東保安隊叛亂、多數の邦人犠牲者を出す

卅日(金) 北支戰線で我軍西沽大沽、長辛店を占領▽我軍支那砲艦海燕號を擲撃
 卅一日(土) 閣議で北支事件費第二次追加撥算案議會提出決定
 二八 月二
 一日(日) 揚子江沿岸一帯に邦人迫害激化▽國民政府、抗日人民戦線の巨頭七名を釋放
 二日(月) 北支事件費財源の一部として増稅斷行に決定▽天津治安維持會成立▽第七回世界教育會議東京帝大で開かる
 三日(火) 暴利取締令改正實施
 四日(水) 皇軍一部北平入城
 五日(木) 國民政府、政治思想犯人を釋放、抗日第一線に勅員
 六日(金) 天津治安維持會陣容成立▽帝人事件公判論議はじまる
 七日(土) 南京居留邦人總引揚げ決定▽世界教育會議閉幕
 八日(日) 特別議會閉院式行はる▽皇軍部隊北平入城▽松浦部隊、馬家溝補充隊の武装を解除
 九日(月) 我陸戰隊中隊長大山勇夫中尉と齋藤水兵上海保安隊に射殺さる
 十日(火) 上海大山事件現地共同調査の結果支那側の不法射撃暴

露▽サルヴァドル政府、國際聯盟
 脱退を正式通告
 十一日(水) 木下陸軍省官房附
 御下賜の勳帶、義眼、義肢を香月
 司令官に傳達▽北支南口附近で我
 軍中央軍と衝突大激戦となる
 十二日(木) 北支良郷に敵軍大
 舉進襲、我軍これを撃退▽皇軍南
 口鎮を完全に占領▽我陸戦隊の一
 部、上海租界内の警戒配備につく
 十三日(金) 上海で我陸戦隊第
 八十七師より射撃を受け激戦
 十四日(土) 閣議で臨時議會召
 集に決定▽上海上空に大空中戦展
 開▽我空軍杭州、笕橋、廣徳の三
 飛行場を爆撃▽青島で支那便衣隊
 我水兵二名を射撃▽參謀次長更迭
 し多田第十一師團長新參謀次長と
 なる▽二・二六事件民間被害者四
 名に判決言渡
 十五日(日) 我海軍航空部隊支
 那海を突破して南京を空襲
 十六日(月) 我海軍航空部隊再
 度南京空襲▽佛駐中軍、上海佛租
 界通過の支那機を齊射▽宇治火藥
 製造所爆撃(重傷者廿二名)
 十七日(火) 閣議で臨時議會召
 集期日九月三日と決定
 十八日(水) 我陸戦隊増援部隊

上海到着
 十九日(木) 長辛店南方におい
 て皇軍支那中央軍と激戦▽上海東
 華紡附近で日支交戦▽我海軍機南
 京火藥廠、參謀本部、軍官學校を爆
 撃▽二・二六事件村中、磯部、北、
 西田の四名死刑執行
 廿日(金) 我海軍機漢口飛行場
 及軍事工場一帯を爆撃、海軍航空
 隊廣徳および九江飛行場を急襲
 廿一日(土) 露支不可侵條約南
 京で調印成立
 廿三日(月) 中支方面に派遣の
 陸軍部隊敵前上陸敢行▽米國務卿
 日支兩國の平和處理要請
 廿四日(火) 臨時議會召集書書
 公布
 廿五日(水) 長谷川第三艦隊司
 令長官、支那船舶の揚子江河口か
 ら汕頭間の沿岸通航遮断を宣言
 廿六日(木) 海軍機南昌飛行場
 を空襲▽平綏線の我軍八連隊およ
 び上關を占領▽駐支英大使上海附
 近で遭難
 廿七日(金) わが軍張家口に入
 城▽海軍機又南京空襲
 廿八日(土) 平綏線の皇軍宣
 化に入城▽上海戦線のわが軍糧店
 鎮を占領

廿九日(日) 國民政府、露支不
 可侵條約成立を發表▽駐日英代理
 大使、駐支大使奇禍事件に關する
 本國政府の覺書を廣田外相に手交
 卅日(月) 平綏線の滿洲國軍
 赤城を占領▽支那機吳淞港外停泊
 の米船を爆撃
 卅一日(火) 上海戦線のわが軍
 吳淞砲台占據▽わが空軍廣東を
 空襲
 一九 月二
 一日(水) 臨時陸軍東京經理部
 令公布
 二日(木) 閣議で今次事變を
 「支那事變」と改稱▽海軍機真茹
 無量台を爆撃
 三日(金) 閣議で支那事件軍事
 費豫算を決定▽第七十二議會召集
 さる▽わが驅逐艦廈門を砲撃▽察
 南自治政府成立▽わが海軍支那領
 プラタス島を占領
 四日(土) 第七十二議會開院式
 に優渥なる勅語を賜ふ
 五日(日) 支那船舶通航遮断區
 域を全支沿岸に擴大▽上海戦線の
 皇軍寶山城を占據
 六日(月) 外相、駐日英大使に
 駐支英大使奇禍事件に關する帝國
 政府の回答を手交▽陸軍機初めて

上海戦線に出動▽皇軍山西省に
 入る
 七日(火) 征戰軍事豫算通過▽
 海軍機廈門の要塞地帯を爆撃
 八日(水) 衆議院で聖旨奉讀決
 議案を可決
 九日(木) 第七十二議會閉院式
 ▽首相時局に關し告諭を發表▽わ
 が艦上機汕頭、潮州を空襲
 十日(金) 英米佛三國の我艦艇
 撤退の再要求を我方拒否▽地中海
 會議ニヨンで開かる
 十一日(土) わが海軍赤灣砲撃
 ▽わが軍津浦戦線の馬廠を占領▽
 地中海會議で「海賊行爲」防遏に
 關する協定成立▽日比谷で國民精
 神總動員大演説會開催さる
 十二日(日) わが軍上海戦線揚
 行鎮占領▽わが空軍廣東省、ハイア
 ス灣方面に出動▽國民政府、日支
 紛争を聯盟に正式提訴に決定
 十三日(月) 山西省大同を占領
 ▽上海戦線において上海市政府陥
 落し皇軍全線大いに躍進
 十四日(火) 米國大統領日支兩
 國に對し武器輸出禁止する旨發表
 十五日(水) 派遣軍兩指揮官任
 命(北支方面―寺內壽一大將、上
 海方面―松井石根大將)

大日本帝國皇室

天皇陛下

第百二十四代天皇

大正天皇第一皇男子。御名 裕仁。明治三十四年四月二十九日御降誕。迪宮と稱し奉る。同

四十二年四月十一日學藝院初等科に御入學。大正元年七月三十日儲位に登らせらる。同年九月九日任陸軍少尉任海軍少尉叙大勳

位。同三年四月二日學藝院初等科御卒業。同日御學問所御開始。同年十月三十一日任陸軍中尉任海軍中尉。同五年十月三十一日任
 陸軍大尉任海軍大尉。同年十一月三日立太子禮御舉行。同八年五月七日御成年式御舉行。同九年十月三十一日任陸軍少佐任海軍少
 佐。同十年二月二十八日御學問所御終業。同年三月三日御外遊。同年九月三日御歸朝。同年十一月二十五日攝政御就任。同十二年
 十月三十一日任陸軍中佐任海軍中佐。同十三年一月二十六日故久邇宮邦彥王第一女子良子女王を妃と爲し給ふ。同十四年十月三十
 一日任陸軍大佐任海軍大佐。同十五年十二月二十五日大正天皇崩御即日御踐祚昭和と御改元。昭和元年十二月二十八日朝覲式。同
 三年十一月十日御即位禮御舉行。同十四日十五日大嘗祭御親祭。

皇后陛下

故久邇宮邦彥王第一女子。御名 良子。明治三十六年三月六日御誕生。同四十二年四月十一日學藝院女學部に御入

學。大正七年一月十七日東宮妃に御豫定の御沙汰あり。同四月御學問所御開始。同十一年六月二十日御結婚勅許。同年九月二十八
 日御納采。同日叙勳一等。同十三年一月二十六日御入宮。同日皇太子妃とならせ給ふ。昭和元年十二月二十五日皇后に登らせらる。
 皇太后陛下 故公爵九條道孝第四女子。御名 節子。明治十七年六月二十五日御誕生。同二十三年九月華族女學校小學校に御入
 學。同三十二年七月十八日華族女學校中學校御修了。同三十三年五月十日御入宮。同日皇太子妃とならせ給ふ。大正元年七月三十
 日皇后に登らせらる。昭和元年十二月二十五日皇太后とならせ給ふ。

皇太子

明仁親王 今上天皇第一皇男子。昭和八年十二月二十三日御誕生。繼宮と稱し奉る。

皇男子

正仁親王 今上天皇第二皇男子。昭和十年十一月二十八日御誕生。義宮と稱し奉る。

皇女子

成子内親王 今上天皇第一皇女子。大正十四年十二月六日御誕生。照宮と稱し奉る。

皇子女

和子内親王 今上天皇第三皇女子。昭和四年九月三十日御誕生。孝宮と稱し奉る。

皇子女

厚子内親王 今上天皇第四皇女子。昭和六年三月七日御誕生。順宮と稱し奉る。

○秩父宮

大正十一年六月二十五日秩父宮の稱號を賜はる。
陸軍歩兵少佐大勳位 雅仁親王 大正天皇第二皇男子
雅仁親王妃勳一等 勢津子 子爵松平保保男姪
(松平恒雄第一女子)

東京市赤坂區一番ノ一表町御殿

○高松宮

大正二年七月六日高松宮の稱號を賜はる。
海軍少佐大勳位 宣仁親王 大正天皇第三皇男子
宣仁親王妃勳一等 喜久子 故公爵德川慶久第二女子

東京市芝區高輪西臺町一番

○三笠宮

昭和十一年二月二日三笠宮の稱號を賜はる。
陸軍騎兵少尉大勳位 宗仁親王 大正天皇第四皇男子

大正四年二月三日御誕生

東京市麴町區永田町二丁目二十番地

○閑院宮

東山天皇第六皇男子直仁親王に始る。享保三年初めて閑院宮と稱さる。
元帥陸軍大將 大勳位功二級 載仁親王 故那家親王第十六皇子
載仁親王妃勳一等 智恵子 故公爵三條實美第二女子
陸軍騎兵少佐大勳位 春仁親王 故公爵一條實輝第四女子
春仁王妃勳一等 直子 故公爵一條實輝第四女子

慶應元年二月二日御誕生

東京市麴町區永田町二丁目二十番地

○東伏見宮

伏見宮那家親王第十七皇子依仁親王明治三十六年小松宮彰仁親王御繼嗣を止められ東伏見宮と稱さる。
故依仁親王妃勳一等 周子 故公爵岩倉具定第一女子

明治六年八月五日御誕生

明治三年二月二日御結婚

○伏見宮

崇光院第一皇男子榮仁親王を祖とす。親王初め有栖川宮を稱せられ後伏見宮と改めたまふ。

東京市麴町區尾井町四番地

- 1 榮仁親王 2 貞成親王 3 治仁王 4 貞常親王 5 邦高親王 6 貞敦親王 7 邦輔親王 8 貞康親王
- 9 邦房親王 10 貞清親王 11 邦尚親王 12 邦道親王 13 貞致親王 14 邦永親王 15 貞建親王 16 邦忠親王
- 17 貞行親王 18 邦輝親王 19 貞欽親王 20 邦家親王 21 貞敦親王 22 貞愛親王 23 博恭王
- 博恭王 子 故貞愛親王第一男子 明治八年二月二日御誕生 明治三年一月九日御結婚
- 經王 子 故德川慶喜第九女子 明治三年三月三日御誕生 同右
- 博義王 子 故恭王第一男子 明治三年二月八日御誕生 大正八年二月三日御結婚
- 朝王 子 故公爵一條實輝第三女子 明治五年六月二日御誕生 同右
- 博明王 子 博義王第一男子 昭和七年一月二日御誕生 同右
- 光子女 子 博義王第一女子 昭和八年三月六日御誕生 同右
- 令子女 子 博義王第二女子 昭和八年三月二日御誕生 同右
- 草子女 子 博義王第三女子 昭和六年三月二日御誕生 同右

○山階宮

伏見宮那家親王第一男子皇親王を祖とす。親王初め備前法親王と申上げしも元治元年復飾して山階宮を創めらる。

東京市麴町區富七見町二丁目五番地ノ一

- 1 見親王 2 菊麿王 3 武彦王
- 常子 故公爵島津忠義第三女子 明治七年三月七日御誕生 明治三年二月六日御結婚
- 武彦王 故公爵島津忠義第一男子 明治二年三月三日御誕生 大正二年三月二日御結婚

○賀陽宮

初め久遠宮朝彦親王賀陽宮と稱されしも明治八年久遠宮と改稱さる。よつて第一皇子那志王襲きて同二年二月賀陽宮を稱さる。

- 1 那志王 2 恒憲王
- 好子 故侯爵藤田忠順第一女子 慶應元年三月十日御誕生 明治三年二月六日御結婚
- 恒憲王 故那志王第一男子 明治三年三月七日御誕生 大正二年三月二日御結婚

大日本帝國皇室

恒憲王妃勳一等

敬子 邦壽 治憲 章憲 文憲 宗憲 美智子女

故公爵九條道實第五女子 恒憲王第一男子 恒憲王第二男子 恒憲王第三男子 恒憲王第四男子 恒憲王第五男子 恒憲王第一女子

明治六年 三月 廿日御誕生 大正二年 三月 廿日御誕生 大正二年 三月 廿日御誕生 昭和六年 八月 廿日御誕生 昭和六年 八月 廿日御誕生 昭和二年 二月 廿日御誕生 大正三年 三月 廿日御誕生

同右

久邇宮

伏見宮邦家親王第四男子朝彦親王を祖と爲す。親王初め清蓮院宮中川宮賀陽宮と稱せられ明治八年久邇宮と改めらる。

1 朝彦親王(初尊) 2 邦彦王 3 朝融王

故邦彦王妃勳一等 海軍少佐大勳位 朝融王妃勳一等

朝融 朝融 邦昭 正子 朝子 通子 英子 多子 静家 德家 蒸仁子女

故公爵津島忠義第七女子 故邦彦王第一男子 朝融王第一男子 朝融王第一女子 朝融王第二女子 朝融王第三女子 朝融王第四女子 朝融王第五男子 故子爵水無瀬忠輔第一女子 多嘉王第一男子 多嘉王第三男子 多嘉王第三女子

明治二年 二月 廿日御誕生 明治四年 三月 廿日御誕生 明治四年 三月 廿日御誕生 昭和四年 三月 廿日御誕生 大正二年 二月 廿日御誕生 昭和二年 二月 廿日御誕生 大正二年 二月 廿日御誕生 大正二年 二月 廿日御誕生

明治三年 三月 廿日御結婚 大正四年 二月 廿日御結婚 同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右

梨本宮

伏見宮貞敬親王第七男子守脩親王初昌仁法親王、慶應四年復節(明治三年東本宮を初めて稱す) 1 守脩親王 2 守正王

元帥陸軍大將 大勳位功四級 守正王妃勳一等

守正 伊都子

故朝彦親王第四男子 故侯爵鍋島直大第二女子

明治七年 三月 廿日御誕生 明治二年 二月 廿日御誕生

明治三年 二月 廿日御結婚 同右

朝香宮

明治三十九年三月朝香宮の稱號を賜はる。 1 鳩彦王

陸軍中將大勳位 陸軍歩兵中尉勳一等

鳩彦 宇彦 湛子女

故朝彦親王第八男子 鳩彦王第一男子 鳩彦王第二女子

明治三年 二月 廿日御誕生 大正元年 二月 廿日御誕生 大正八年 八月 廿日御誕生

東京市芝區白金堂町二丁目二十六番地

明治三年 三月 廿日御結婚

東久邇宮

明治三十九年一月東久邇宮の稱號を賜はる。 1 稔彦王

陸軍中將大勳位 稔彦王妃勳一等 陸軍砲兵少尉勳一等

稔彦 聰子 盛厚 彰彦 俊彦

故朝彦親王第九男子 明治天皇第九皇女子(泰宮) 稔彦王第一男子 稔彦王第三男子 稔彦王第四男子

明治三年 三月 廿日御誕生 明治三年 三月 廿日御誕生 大正元年 三月 廿日御誕生 大正元年 三月 廿日御誕生 昭和元年 三月 廿日御誕生

大正元年 三月 廿日御結婚 同右

東京市芝區高輪南町十七番地

北白川宮

伏見宮邦家親王第十三男子智成親王を祖と爲す。親王初め照高院宮と稱せられ明治三年一月北白川宮と改めらる。 1 智成親王 2 能久親王 3 成久王 4 永久王

故成久王妃勳一等 陸軍砲兵大尉勳一等 永久王妃勳二等

房子 永久 祥久 道久 多惠子女

明治天皇第七皇女子(周宮) 故成久王第一男子 男爵徳川義和第三女子 永久王第一男子 故成久王第三女子

明治三年 一月 廿日御誕生 明治三年 二月 廿日御誕生 大正元年 八月 廿日御誕生 昭和二年 三月 廿日御誕生 大正九年 三月 廿日御誕生

明治三年 三月 廿日御結婚 昭和二年 三月 廿日御結婚 同右

東京市芝區高輪南町十七番地

田宮

明治三十九年三月田宮の稱號を賜はる。 1 恒久王 2 恒徳王

故恒久王妃勳一等 陸軍騎兵大尉勳一等 恒徳王妃勳二等

昌子 恒徳 光

明治天皇第六皇女子(常宮) 故恒久王第一男子 公爵三條公輝第二女子

明治三年 三月 廿日御誕生 明治三年 三月 廿日御誕生 大正四年 二月 廿日御誕生

明治三年 三月 廿日御結婚 昭和九年 三月 廿日御結婚 同右

大日本帝國皇室

同右

王族及公族

昌德宮

陸軍歩兵大佐大勳位 李 王 垣

李 王 垣 故李太王第七男子

李 王 垣 梨本宮守正王第一女子

李 王 垣 李王垣第二男子

李 王 垣 故侯爵尹澤榮第一女子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

李 王 垣 故李太王第五男子

皇族・王公族御重職・皇族御公職・御學業中の皇族

李 王 垣 故李太王第五男子

明治五年 四月二五日御誕生

明治五年 五月二八日御誕生

明治五年 五月二八日御誕生

明治五年 五月二八日御誕生

明治五年 五月二八日御誕生

明治五年 五月二八日御誕生

明治五年 五月二八日御誕生

明治五年 五月二八日御誕生

明治五年 五月二八日御誕生

明治五年 五月二八日御誕生

昭和六年五月八日伯爵宗武志に歸嫁

昭和九年二月二〇日伊瀨善に歸嫁

昭和九年二月二〇日伊瀨善に歸嫁

昭和九年二月二〇日伊瀨善に歸嫁

昭和九年二月二〇日伊瀨善に歸嫁

昭和九年二月二〇日伊瀨善に歸嫁

昭和九年二月二〇日伊瀨善に歸嫁

昭和九年二月二〇日伊瀨善に歸嫁

昭和九年二月二〇日伊瀨善に歸嫁

昭和九年二月二〇日伊瀨善に歸嫁

皇族・王公族御軍職

秩父宮雅仁親王 參謀本部附
高松宮宣仁親王 軍令部出仕兼部員
三笠宮崇仁親王 騎兵第十五聯隊附
閑院宮載仁親王 參謀總長
同 春仁王 陸軍大學校研究部部員
伏見宮博恭王 軍令部總長兼海軍軍官會議議長

皇族御公職

【秩父宮雅仁親王】日英協會總裁、暹羅協會總裁、日本瑞典協會總裁、華族會館名譽總裁、日本學術振興會總裁、日暹協會名譽總裁、紀元二千六百年奉祝會總裁、紀元二千六百年記念日本萬國博覽會總裁

【高松宮宣仁親王】日本美術協會總裁、日土協會總裁、日丁協會總裁、日伯中央協會總裁、財團法人國際文化振興會總裁、社団法人帝國發明協會總裁
【閑院宮載仁親王】大日本蠶絲會總裁、日本赤十字社總裁、恩賜財團濟生會總裁、財團法人借行社總裁、帝國軍人後援會總裁、日佛協會總裁、日露協會總裁、東京地學協會總裁、東京俱樂部名譽總裁、醍醐寺保存會總裁、帝國在鄉軍人會總裁、恩賜財團慶福會總裁、皇典講究所總裁

日佛協會名譽總裁、帝國飛行協會總裁、大日本武德會總裁、大日本消防協會總裁
【朝香宮鳩彦王】日波協會總裁、財團法人愛國恤兵會總裁
【東久邇宮裕彥王】日本新聞協會總裁、泰東書道院總裁、熱田神宮奉贊會總裁
【竹田宮故恒久王妃昌子內親王】社団法人婦人共立育兒會總裁、東京慈惠會總裁

御學業中の皇族

照宮成子內親王 女子學習院中期第二學年
孝宮和子內親王 女子學習院前期第二學年
順宮厚子內親王 女子學習院前期第一學年
伏見宮光子女王 女子學習院前期第二學年
賀陽宮治憲王 東京陸軍幼年學校
賀陽宮治憲王 學習院初等科第五學年
賀陽宮章憲王 學習院初等科第二學年
賀陽宮美智子女王 女子學習院中期第四學年
久邇宮邦昭王 學習院初等科第三學年
久邇宮止子女王 女子學習院中期第一學年
久邇宮朝子女王 女子學習院前期第四學年
久邇宮家彥王 第三高等學校第一學年
久邇宮德彥王 京都府立京都第一中學校第三學年
東久邇宮彰常王 學習院中等科第五學年
東久邇宮俊彥王 學習院初等科第三學年
北白川宮多惠子女王 女子學習院後期第三學年
(昭和十二年八月末現在)

歷代天皇

Table with columns for generation (一代 to 二九代), name (e.g., 神武天皇, 孝德天皇), and title (e.g., 神武天皇, 孝德天皇).

Table with columns for reign year (御在位年間), name (皇居), and title (天皇).

Table with columns for name (皇居), title (天皇), and location (e.g., 高市郡欽傍町).

Table with columns for name (皇陵), title (天皇), and location (e.g., 高市郡欽傍町).

歴代天皇

Table listing the names and reigns of various emperors, including 後醍醐天皇, 後村上皇太子, 後小松天皇, etc.

Table listing the reign dates of the emperors, such as 一九九一—二〇二八, 二〇二九—二〇四三, etc.

Table listing the locations of the emperors' residences, including 吉野, 平安宮, 京都, etc.

Table listing the names of the emperors' palaces and residences, such as 後月輪陵, 後山國陵, etc.

Table listing the names of the emperors' burial sites, including 丹波北桑田郡山國村, 京都市伏見區深草坊町, etc.

皇室祭祀

元始祭 一月三日
紀元節祭 二月十一日
春季皇靈祭 春分日
秋季皇靈祭 秋分日
新嘗祭 十月十七日
先帝祭 十一月廿三日より廿四日に亘る

新嘗祭 二月十七日
明治節祭 十一月三日
賢所御神樂 十二月下旬
天長節祭 毎年天皇の誕生日に相當する日
相嘗する日 毎年崩御日に相當する日
先帝以前三代の例祭 毎年崩御日に相當する日
皇妣たる皇后の例祭 毎年崩御日に相當する日
先帝以前三代の式年祭 崩御日に相當する日
皇妣たる皇后の式年祭 崩御日に相當する日

計雑 宮殿地 七〇七
宅地 三〇七
林園地 三〇七
農地 三〇七
雑地 三〇七
宮城 四、六〇〇
總面積 三〇、七〇〇坪
總計費 三、〇〇〇、〇〇〇円

門(半藏門内)吹上(一)の門(吹上門内)左方廣芝に通ず。
表宮殿 正殿、鳳凰之間、桐之間、化粧之間、葡萄之間、豐明殿、千種之間、牡丹之間、竹之間、南齋、東溜、西溜、化粧之間、化粧二之間、東一之間、二之間、西一之間、二之間、左間、右間、御車寄、東御車寄、北御車寄その他の總稱。
正殿 皇室國家の大典並びに軍機親授式等本殿に行はせ給ふ。即ち紫宸殿の如く萬の御儀式を行はせ給ふ。中央南面して東西七十尺南北六十五尺の正室を廻り、周圍三方に廣き廻廊を加へて、東西九十八尺、南北八十三尺、軒の高さ二十一尺八寸、銅瓦葺人母屋造とす。内障は紫赤色正倉院龍紋模様の襦子を貼り、其上に紫赤色桐風模様の襦子襦袢を垂れ、金糸の總をこれに附し、上部小障には紫赤色獅子唐草模様の襦子を貼り、御天井は塗格障と爲し格間には襦紙を貼り極彩色を以て賣相華麗奏等の模様を描き、内部は窓障を掛け、御床は黒檀花欄機等の寄木張にして南面五間、東西二面各四間とす。
玉座は北壁中央に位し南面して床上の壇三級に設けられ紫赤色の絨毯を以て覆はれ、壇上に二脚の御椅子を安置す。一つは天皇の玉座、一つは皇后の御座なり。玉座の眞上には高く金菊の御紋章を表はせる天蓋あり背壁に帳あり白茶色襦子にして金糸を

皇室御料地

Table listing various types of land: 世傳御料, 宮殿地, 宅地, 林園地, 農地, 普通御料地, etc.

成り、皇太子殿下には十二年三月廿九日御引移り遊ばされた

照宮殿下西御旅行

照宮成子内親王殿下には十二年三月卅日から六日間に亘つて伊勢、奈良地方へ初の御旅行を遊ばされた

歌御會始の御儀

十二年一月廿六日御恒例により宮中鳳凰之間において歌御會始の御儀を行はせられた

勅題 「田家雪」

〔御製〕 みゆきふる畑のむきふにおり立ちていそしむ民をおもひこそやれ

〔皇后宮御歌〕 この秋もみのりよからむをやまたのさとましろにそゆきのふりける

〔皇太后宮御歌〕 里人のいさみきはひて新米を納めしくらにゆきをつもれる

観菊御會

英照皇太后四十年式年祭

英照皇太后神去りまして四十年

観菊御會は十一年十一月十日、天皇、皇后兩陛下幸啓のもとに新宿御苑において催され、廣田首相以下文武顯官、外國大使その他有資格者が御召の光榮に浴した

観櫻御會

宮中御恒例の観櫻御會は十二年四月十六日、天皇、皇后兩陛下幸啓の下に新宿御苑で行はせられ、内外の臣僚八千六百余名が御召の光榮に浴した

大正天皇御十年式年祭

大正天皇神去りまして御十年の御命日に當る十一年十二月廿五日、天皇、皇后兩陛下には親しく多摩陵に行幸啓遊ばされ山陵祭の御儀を執り行はせられ、また宮中皇靈殿においては秩父御名代宮殿下御参列のもとに御十年式年祭を執り行はせられた

英照皇太后四十年式年祭

英照皇太后神去りまして四十年

に相當する十二年一月十一日宮中皇靈殿において四十年式年祭を執り行はせられ、天皇陛下には親しく御拜禮遊ばされた、またこの日京都泉山の山陵においては嚴かな山陵祭を行はせられた

中御門天皇式年祭

十二年五月十日中御門天皇二百周年式年祭に當り、京都月輪御陵では勅使參向山陵祭を行はせられ、また宮中では皇靈殿に於て天皇陛下御親拜のもとに嚴かな式年祭を執り行はせられた

宮家録事

秩父宮殿下御渡英

御鹿島立ち 十二年五月十二日ロンドンにおいて御舉行の英國皇帝陛下戴冠式に天皇陛下御名代として御参列の使命を拜された秩父宮殿下には妃殿下御同伴、三月十八日郵船平安丸にて横濱を御

鹿島立ち遊ばされ同廿九日(日本時間三十日)ヴァンクーヴァー港御着、更にオタワラに向はせられカナダを公式に御訪問、四月五日同地御發車、六日ニューヨーク御着、七日英國汽船クイン・メリー號に御乗船一路英京に向はせられた

英京の兩殿下 御乗船のクイン・メリー號は四月十二日(日本時間十三日)サザンプトン港着、御名代宮殿下には英京ロンドンを經てホーヴ市の御泊舎プリンセス・ホテルに入らせられた、かくて五月十二日の戴冠式御参列に際し、畏くも秩父宮閣下には各國皇族、外國使節の園簿には第一位の順位を占めさせられ、同十九日にはパツキンガム宮を御訪問英國皇帝陛下に菊花章頸飾を、皇后陛下には勳一等寶冠章を御贈呈、こゝに御渡英の二大使命を御完了遊ばされた

倫敦御出發 御滯英中は英國

宮中杖

(昭和十二年七月末現在)

田中光顯 石黒忠厚 西園寺公望 清浦奎吾 金子堅太郎 山本達雄 瓜生外吉 櫻井鏡二

歴代宮内大臣

就任 退任 明三・三三〇・九六(兼)伊藤博文 同三・九六三・二九 土方久元 同三・九六三・二九 田中光顯 同三・九六三・二九 岩倉具定 同三・九六三・二九 波多野敬直 同三・九六三・二九 中村雄次郎 同三・九六三・二九 牧野伸顯 同三・九六三・二九 一木喜徳郎 同三・九六三・二九 湯淺倉平 同三・九六三・二九 松平恒雄

歴代内大臣

就任 退任 明三・三三〇・九六(兼)三條實美

明三・三三〇・九六(兼)大寺實則 大元・八三三・元三三 住太郎 同三・三三三・四四六 貞愛親王 (内大臣府出仕) 同三・四六二・五三三 大山巖 同三・四六二・五三三 松方正義 同三・四六二・五三三 平田東助 同三・四六二・五三三 (兼)濱尾新 同三・四六二・五三三 牧野伸顯 同三・四六二・五三三 齋藤實 同三・四六二・五三三 一木喜徳郎 同三・四六二・五三三 湯淺倉平

歴代樞密院議長

就任 退任 明三・四〇一・三三〇 伊藤博文 同三・四〇一・三三〇 大木喬任 同三・四〇一・三三〇 伊藤博文 同三・四〇一・三三〇 大木喬任 同三・四〇一・三三〇 山縣有朋 同三・四〇一・三三〇 山縣有朋 同三・四〇一・三三〇 伊藤博文 同三・四〇一・三三〇 伊藤博文 同三・四〇一・三三〇 山縣有朋 同三・四〇一・三三〇 山縣有朋 同三・四〇一・三三〇 清浦奎吾 同三・四〇一・三三〇 清浦奎吾 同三・四〇一・三三〇 齋藤實 同三・四〇一・三三〇 齋藤實 同三・四〇一・三三〇 一木喜徳郎 同三・四〇一・三三〇 一木喜徳郎 同三・四〇一・三三〇 平沼騏一郎

皇室及び同國朝野の名士との御交遊を初めとして在留邦人に謁を賜ふ等御多忙な日を御過し遊ばされた御名代宮閣下には七月十四日ロンドン御出發スイスへ向はせられた

梨本宮殿下政治博覽會御謁許

梨本宮守正王殿下には本社主催政治博覽會に對し總裁たることを御懇許の御沙汰あらせられ、十二年四月一日同博覽會開會式には御禮謙遜しく式場に台座遊ばされ畏くも有難き令旨を賜うた

朝香宮彦王殿下御婚約

朝香宮彦王殿下第一王子彦彦王殿下には十一年十二月御目出たく御配偶を御内定になつた、御配偶の方は舊津藩主藤堂高紹伯五女千賀子姫で、御結婚の儀は姫の女子學習院卒業後と拜される

東久瀨宮殿下空軍御檢閱

東久瀨宮殿下には五月より六月

Table listing names and titles of nobles, organized by rank and family. Includes columns for names, titles, and dates. The table is divided into sections for various ranks and families.

華族令要旨

華族の稱は明治二年公卿、諸侯を廢してこれに代へられたのははじまり今日の五爵の制は明治十七年華族授爵の詔に淵源する、現行華族令は明治四十年皇令第二號をもつて公布され、その後同四十二年一部の改正を経て今日に至つた、その定むるところによれば爵はこれを公、侯、伯、子、男の五等とし、授爵は國家に大勞ある者に對して專ら勅旨をもつてなされ宮内大臣の奉行するところである、有爵者はその爵に相當する禮遇を享け、その婦はその夫の爵に相當する禮遇および族稱を享ける、有爵者の尊稱でその家にある者には特に從前の禮遇および族稱を享けしめ、その家の戸主となつたときまたは養育者なくしてその家にあるときは養育者なくしてその家にあるときはその者に限り特に華族の族稱と禮遇を享有せしめる、總じて有爵者の家族は華族の族稱をうけるものであるが、なかんづく有爵者の家族で曾祖父、祖父、父、推定家督相續人、その嫡長男子（これなきときは庶長男子）戸主たりしものおよびそれらの配偶者は華族の禮遇をうけるものである、養育は男子の家督相續人によつてなされるものであるが、有爵者およびその家督相續人は養父または被相續人の男系の六親等内の血族（たゞし他家より入り

位階令要旨

現行位階令は大正十五年十月廿一日勅令第三百廿五號によつて制定公布されたもので、その前身は明治廿年制定にかゝる叙位條例である、本令によれば位は正從合せて十六階で、一位は親授、二位以下四位以上は勅授、五位以下は奏授である、位に叙される者は國家に勳功ありまたは表彰すべき功績ある者、有爵者および爵を讓ぐことを得べき相續人ならびに在官者および在職者に限られてゐるが、故人にして勳績顯著なる者には特旨をもつて位を追贈されることもある、有位者の特權は

勳等勳章

その位に相當する禮遇をつける點にあるが、その反面本令は有位者に對してその品位を保つべきことを要請してこれに對する方法として禮遇不享、禮遇停止若くは禁止、位階喪失等のことを規定すると同時に、有位者が自ら品位を保持しない場合における自發的位階返上請願の途を開いてゐる

Table listing various medals and orders, including names, dates, and descriptions. Includes items like '勳章' and '勳等'.

華族令要旨・位階令要旨・勳等勳章

紀元二千六百年祝典

紀元二千六百年祝典

神武天皇が人皇第一代の天皇として大和橿原宮に即位の大典を挙げさせ給うてから来る昭和十五年は二千六百年に相當するので、政府ではかゝる意義深い年を迎ふるに當つてこの年を記念するため昭和十年十月内閣に紀元二千六百年祝典準備委員会を設置し種々調査審議を行つた結果、紀元二千六百年の祭典、祝典および奉祝記念事業については左の區分に從つてこれを實施することとし、さらに十一年七月一日、紀元二千六百年の祝典に關する事務および各種奉祝記念事業に關する事項の統轄事務を掌らせるために内閣に臨時にその所屬局として紀元二千六百年祝典事務局を設置し、同時にさきに設けられた祝典準備委員会を廢し二千六百年の祝典および各種奉祝記念事業に關する重要事項を調査審議する機關として新たに紀元二千六百年祝典評議委員会を設け、

前記祭典、祝典、奉祝記念事業等について當該主務官廳とともに調査計畫の歩を進めることになつた
祝典事業計畫

- 一、宮中關係の祭典
- 二、神宮並に官國幣社以下神社の祭典——毎年二月十一日、紀元の佳節を下して宮中並に神宮および官國幣社その他の神社において行はれてゐる紀元節祭典をこの年にはこの日特別の意味を含めて厳肅に執り行ふ
- 三、肇國創業に特殊關係ある神社の臨時の祭典——神武天皇を奉祀する橿原神宮、宮崎神宮をはじめ肇國創業に關係ある神社においては、前記の紀元節に行はれる祭典の外に臨時の祭典が執行されることとなる筈で、その時期は恐らく仲秋乃至は晩秋の候と豫想される
- 四、大觀兵式及大觀艦式（又は艦

隊の參列）——紀元二千六百年を慶祝する最大行事として行はれるはず

六、奉祝記念事業——橿原神宮境城ならびに畷傍山東北陵參道の擴張整備、神武天皇聖蹟の調査保存顯彰、御陵參拜道路の擴張整備、日本萬國博覽會の開催、國史館（假稱）の建設、日本文化大觀（假稱）の編纂出版

二千六百年祝典事業總裁に 秩父宮殿下を奉戴

紀元二千六百年の奉祝記念として別項の如く奉祝祝典をはじめ日本萬國博覽會、國際オリンピック東京大會など國威を中外に宣揚すべきかすくの催しが國を擧げて行はれるが、右のうち紀元二千六百年奉祝會、紀元二千六百年記念日本萬國博覽會の兩會は總裁宮として皇族御筆頭におはす秩父宮殿下を奉戴申上げたき希望を有し、かねて奉祝會は會長徳川家達公より、また萬國博覽會會長藤原銀次郎氏より御褒美中の秩父宮殿下にお伺ひ申上げてゐたところ、畏くも殿下には御快諾、勅許御奏請の御手續を運ばせられ、十二年七月九日天皇陛下には勅許あらせられたので、こゝに兩會は正式に殿下を總裁宮として仰ぎ奉ることとなつた、なほ國際オリンピック東京大會は殿下の晴れの御臨朝を待つて總裁奉戴をお願ひ申上げるはずである

神戸元町の中心へ

神戸-大阪間 40 銭

神戸元町-大阪間 43 銭

またずにおれる

阪神電車

「毎日年鑑」廣告

普通香水に比し
三十倍も濃く
よい薫りの永く保つ……



原料香水
オデリオ

定價
小瓶 五十錢
中瓶 壹圓
大瓶 貳圓

本舖 安藤井筒堂
東京市日本橋區水天宮前

廣田内閣の國策

廣田内閣が昭和十二年度豫算において具體化を目指した庶政一新の國策案は十一月八月廿五日の閣議において左の如く決定した

- 一、國防の充實
- 一、教育の刷新改善
- 一、中央地方を通ずる税制の整備
- 一、國民生活の安定（災害防除対策、保健施設の擴充、農山漁村經濟の更生振興及び中小工業の振興等）
- 一、産業の振興及び貿易の伸長（電力の統制強化、液體燃料及び鑛産の自給、纖維資源の確保、貿易の助長及び統制、航空及び海運事業の振興、邦人の海外發展助長等）

政治



- 一、對通商政策の確立（移民政策及び投資の助長等）
- 一、行政機構の整備改善

第七十議會開會

第七十回帝國議會は十一年十二月廿四日召集、同廿六日天皇陛下の親臨を仰いで新議事堂最初の開院式が行はれた、翌廿七日春宮文の議決、兩院各々全院委員長兼任委員の選舉を終り年末年始の休會に入つた

廣田内閣總辭職

越えて一月廿一日議會再開、午前中貴族院本會議において廣田首相、有田外相の演説があり、午後衆議院において廣田首相、有田外相、馬場鐵相の演説、櫻内幸雄氏（民政）の質疑演説の後、廣田國松

氏（政友）と寺内陸相の間に國軍海軍云々の議論あり、當日教會後緊急院內閣議において寺内陸相は議會の解散を主張したが議まとまらず、政府は廿二日から二日間の停會を奏請して善後處置を講じたが、遂に廿三日内閣總辭職となつて議會は休會することとなつた

宇垣内閣流産

かくして後宇垣内閣組織の本命は一月廿五日宇垣一成大將に降下したが、陸相就任の受諾者を得ることを得ず組織上作五日間の苦惱を経て遂に流産に終り、次に同廿九日林銑十郎大將が組織の天命を拜した

林内閣成立

林大將は同日より二月一日に至る四日間の工作の後外務、文部、逓信、鐵道、拓務の五相を兼任として七名の閣僚を整へて閣員名簿を提出、二日午前十時就任式を舉行され、林内閣は成立した
林内閣組織表 林内閣は組

停會明けの議會

議會は二月四日から十日まで七日間、十一日から十四日まで四日間の二回停會の後十五日再開、廣田内閣の豫算案及び關係諸法律案を撤回して新たに提出した修正豫算案及び關係諸法案を審議開項の如き成果を得た

突如議會解散

かくて會期満了日たる三月廿五日に六日間の會期延長が奏請されたが、その終了日卅一日に至つて衆議院は時局認識、議會刷新を理由として突如として解散され、貴族院は停會となつた

第七十議會成績

第七十議會における議案の成績は次の如くである

六七

昭和十二年法律一覽表

會計課入歳出算追加案(九)追第一號)豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要するの件
事後承諾案(二)可決)
政府提出法律案 卅五件のうち
陪審法中改正法律案が審議未了となり製鐵事業法案が修正可決されたほか全部原案通り可決された
議員提出法律案 十五件のうち二件可決
建議案 (イ)貴族院一件可決(ロ)衆議院百卅六件のうち百卅三件可決
請願 (イ)貴族院六十五件のうち卅七件採擇(ロ)衆議院三百七十七件のうち三百廿八件採擇

昭和十二年法律一覽表

法 律 名
太 市 制
郵便法中改正法律
臨時租税増徴法
法人資本税法
外貨債特別税法
揮發油税法
有價証券移轉税法
昭和十二年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律
一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス歳入金ニ關スル法律
一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲大藏省預金特別會計ヨリ爲ス歳入金ニ關スル法律

Table with columns: 法律番號, 公布月日, 施行月日. Lists various laws and their effective dates.

正法律案(十二)橫濱正金銀行條例中改正法律案(十三)關稅定率法中改正法律案(十四)昭和七年法律第四號中改正法律案(輸入税の從價税率に關する件)
(十五)大正十四年法律第五十一號中改正法律案(關東州の生産に係る物品の輸入税免除等に關する件)
(十六)鐵の輸入税免除に關する法律案(十七)大正九年法律第五十三號中改正法律案(關稅法及び關稅定率法等の朝鮮に於る特別に關する件)
(十八)酒造組合法中改正法律案(十九)農村負債整理資金特別融通及び損失補償法(廿)人造石油製造事業法案(廿一)帝國燃料興業株式會社法案(廿二)製鐵事業法案(廿三)賀

Table with columns: 法律番號, 公布月日, 施行月日. Lists laws and their effective dates.

昭和十二年法律一覽表

森林火災國營保險法
地方鐵道補助法中改正法律
會計檢査法中改正法律
昭和十二年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律
神戶商業大學移轉改裝費ニ充用シタル金額ノ補填ニ關スル法律
明治四十年法律第二十一號中改正法律アルコール專賣法
日本銀行參與會法廢止法律
日本銀行條例中改正法律
昭和七年法律第十二號(造幣局資本金拂出ニ關スル件)中改正法律
帝國及南洋羣島ニ於ケル治外法權ノ撤廃及南洋羣島ニ於ケル行政權ノ擴張ニ關スル公債發行ニ關スル法律
乃至移轉ニ件ヒ退官退職シタル者等ニ交附スル公債發行ニ關スル法律
橫濱鐵道株式會社所屬鐵道外三線道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律
日本銀行金買入法中改正法律
揮發油及アルコール混用法
鐵道敷設法中改正法律
結核豫防法中改正法律
保健 健 所 法
海外移住組合聯合會ニ對スル政府貸附金ノ出資等ニ關スル法律
日本無線電信株式會社法中改正法律
小 運 送 業 法
日本通運株式會社法
防 空 法
大正九年法律第五十六號中改正法律
北支事件ニ關スル總費支弁ノ爲公債發行ニ關スル法律
昭和十二年法律第四十九號中改正法律

Table with columns: 法律番號, 公布月日, 施行月日. Lists laws and their effective dates.

特別會計ニ於ケル北支事件特別稅收入ニ相當スル金額ヲ一般會計ニ編入レルコトニ關スル法律
人造石油製造事業法
帝國燃料興業株式會社法
酒造組合法中改正法律
關稅定率法中改正法律
昭和七年法律第四號中改正法律
鐵ノ輸入税免除ニ關スル法律
大正十四年法律第五十一號中改正法律
產 金 法
金 準 備 評 價 法
金 資 金 特 別 會 計 法
日本銀行金買入法廢止ニ關スル法律
朝鮮銀行法中改正法律
台灣銀行法中改正法律
橫濱正金銀行條例中改正法律
北支事件特別稅法
大正九年法律第五十三號中改正製 鐵 事 業 法
大正十年法律第百一號中改正法律
兵役法中改正法律
刑事訴訟法中改正法律
軍 機 保 護 法
貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律
實 業 組 合 法
工業組合法中改正法律
百貨 貨 店 法
農村負債整理資金特別融通及損失補償法
紀元二千六百年記念日本萬國博覽會抽籤券附回數入場券發行ニ關スル法律
船員法中改正法律
通信事業特別會計ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ要スル關スル法律

Table with columns: 法律番號, 公布月日, 施行月日. Lists laws and their effective dates.

歷代內閣一覽

伊藤內閣(第一次)

明治三・三成立 存續二年四月 內閣總理大臣 伊藤博文 外務大臣 井上馨 陸軍大臣 大隈重信 海軍大臣 東鄉平八郎 司法大臣 小幡義典 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造 文部大臣 森有造 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造

伊藤內閣(第二次)

明治三・三成立 存續二年四月 內閣總理大臣 伊藤博文 外務大臣 井上馨 陸軍大臣 大隈重信 海軍大臣 東鄉平八郎 司法大臣 小幡義典 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造 文部大臣 森有造 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造

松方內閣(第一次)

明治三・三成立 存續二年四月 內閣總理大臣 松方正義 外務大臣 井上馨 陸軍大臣 大隈重信 海軍大臣 東鄉平八郎 司法大臣 小幡義典 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造 文部大臣 森有造 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造

松方內閣(第二次)

明治三・三成立 存續二年四月 內閣總理大臣 松方正義 外務大臣 井上馨 陸軍大臣 大隈重信 海軍大臣 東鄉平八郎 司法大臣 小幡義典 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造 文部大臣 森有造 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造

黑田內閣

明治三・三成立 存續二年四月 內閣總理大臣 黑田清隆 外務大臣 井上馨 陸軍大臣 大隈重信 海軍大臣 東鄉平八郎 司法大臣 小幡義典 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造 文部大臣 森有造 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造

山縣內閣(第一次)

明治三・三成立 存續二年四月 內閣總理大臣 山縣有朋 外務大臣 井上馨 陸軍大臣 大隈重信 海軍大臣 東鄉平八郎 司法大臣 小幡義典 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造 文部大臣 森有造 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造

伊藤內閣(第二次)

明治三・三成立 存續二年四月 內閣總理大臣 伊藤博文 外務大臣 井上馨 陸軍大臣 大隈重信 海軍大臣 東鄉平八郎 司法大臣 小幡義典 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造 文部大臣 森有造 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造

松方內閣(第二次)

明治三・三成立 存續二年四月 內閣總理大臣 松方正義 外務大臣 井上馨 陸軍大臣 大隈重信 海軍大臣 東鄉平八郎 司法大臣 小幡義典 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造 文部大臣 森有造 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造

大隈內閣(第一次)

明治三・三成立 存續二年四月 內閣總理大臣 大隈重信 外務大臣 井上馨 陸軍大臣 大隈重信 海軍大臣 東鄉平八郎 司法大臣 小幡義典 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造 文部大臣 森有造 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造

伊藤內閣(第四次)

明治三・三成立 存續二年四月 內閣總理大臣 伊藤博文 外務大臣 井上馨 陸軍大臣 大隈重信 海軍大臣 東鄉平八郎 司法大臣 小幡義典 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造 文部大臣 森有造 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造

桂內閣(第一次)

明治三・三成立 存續二年四月 內閣總理大臣 桂小五郎 外務大臣 井上馨 陸軍大臣 大隈重信 海軍大臣 東鄉平八郎 司法大臣 小幡義典 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造 文部大臣 森有造 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造

西園寺內閣(第一次)

明治三・三成立 存續二年四月 內閣總理大臣 西園寺公望 外務大臣 井上馨 陸軍大臣 大隈重信 海軍大臣 東鄉平八郎 司法大臣 小幡義典 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造 文部大臣 森有造 農商務大臣 西園寺公望 文部大臣 森有造

歴代内閣一覽

Table of historical cabinets (歴代内閣一覽) listing cabinet members and their terms. Includes sections for 西園寺内閣 (Sei'enji Cabinet), 桂内閣 (Kai Cabinet), 山本内閣 (Yamamoto Cabinet), 大隈内閣 (Okuma Cabinet), and 寺内内閣 (Terauchi Cabinet).

歴代内閣一覽

Table of historical cabinets (歴代内閣一覽) listing cabinet members and their terms. Includes sections for 高橋内閣 (Takahashi Cabinet), 加藤内閣 (Katō Cabinet), 清浦内閣 (Kiyomura Cabinet), 加藤内閣 (Katō Cabinet), and 若槻内閣 (Wakatsuki Cabinet).



歴代内閣一覽

大正五・六 子 井上匡四郎

田中内閣
◎昭和二・四・二成立 存続二年二ヶ月
内閣總理大臣 田中義一
外務大臣 田中義一
農林大臣 田中義一
陸軍大臣 田中義一
海軍大臣 田中義一
司法大臣 田中義一
文部大臣 田中義一
拓務大臣 田中義一

若槻内閣(第二次)
◎昭和六・四・四成立 存続八ヶ月
内閣總理大臣 若槻禮次郎
外務大臣 幣原喜重郎
農林大臣 安達謙藏
陸軍大臣 井上準之助
海軍大臣 南次郎
司法大臣 渡邊千冬
文部大臣 田中隆三
拓務大臣 齋藤實

齋藤内閣
◎昭和七・五・六成立 存続二年二ヶ月
内閣總理大臣 齋藤實
外務大臣 齋藤實
農林大臣 齋藤實
陸軍大臣 齋藤實
海軍大臣 齋藤實
司法大臣 齋藤實
文部大臣 齋藤實
拓務大臣 齋藤實

大藏内閣
◎昭和六・三・三成立 存続五ヶ月
内閣總理大臣 犬養毅
外務大臣 犬養毅
農林大臣 犬養毅
陸軍大臣 犬養毅
海軍大臣 犬養毅
司法大臣 犬養毅
文部大臣 犬養毅
拓務大臣 犬養毅

岡田内閣
◎昭和九・七・八成立 存続一年八ヶ月
内閣總理大臣 岡田啓介
外務大臣 後藤文夫
農林大臣 後藤文夫
陸軍大臣 後藤文夫
海軍大臣 後藤文夫
司法大臣 後藤文夫
文部大臣 後藤文夫
拓務大臣 後藤文夫

田中内閣(續)
◎昭和二・四・二成立 存続二年二ヶ月
内閣總理大臣 田中義一
外務大臣 田中義一
農林大臣 田中義一
陸軍大臣 田中義一
海軍大臣 田中義一
司法大臣 田中義一
文部大臣 田中義一
拓務大臣 田中義一

廣田内閣
◎昭和二・三・九成立 存続十ヶ月
内閣總理大臣 廣田弘毅
外務大臣 廣田弘毅
農林大臣 廣田弘毅
陸軍大臣 廣田弘毅
海軍大臣 廣田弘毅
司法大臣 廣田弘毅
文部大臣 廣田弘毅
拓務大臣 廣田弘毅

近衛内閣
◎昭和三・六・四成立
内閣總理大臣 近衛文麿
外務大臣 廣田弘毅
農林大臣 廣田弘毅
陸軍大臣 廣田弘毅
海軍大臣 廣田弘毅
司法大臣 廣田弘毅
文部大臣 廣田弘毅
拓務大臣 廣田弘毅

林内閣
◎昭和三・二・二成立 存続四ヶ月
内閣總理大臣 林銑十郎
外務大臣 林銑十郎
農林大臣 林銑十郎
陸軍大臣 林銑十郎
海軍大臣 林銑十郎
司法大臣 林銑十郎
文部大臣 林銑十郎
拓務大臣 林銑十郎

歴代内閣一覽

昭和三・三・三
内務大臣 佐藤 尙武
大藏大臣 河原田稼吉
農林大臣 結城豊太郎
陸軍大臣 中村孝太郎
海軍大臣 杉山 元
司法大臣 米内 光政
文部大臣 廣田 弘毅
拓務大臣 山崎謙之助
伯 兒玉 秀雄
結城豊太郎

昭和七・五・六
内務大臣 高橋 是清
大藏大臣 高橋 是清
農林大臣 犬養 毅
陸軍大臣 犬養 毅
海軍大臣 犬養 毅
司法大臣 犬養 毅
文部大臣 犬養 毅
拓務大臣 犬養 毅

昭和九・七・八
内務大臣 齋藤 實
大藏大臣 齋藤 實
農林大臣 齋藤 實
陸軍大臣 齋藤 實
海軍大臣 齋藤 實
司法大臣 齋藤 實
文部大臣 齋藤 實
拓務大臣 齋藤 實

帝國議會新議事堂竣工

帝國議會新議事堂は昭和十一年十一月四日正午文部省中央廣間に於いて修築式が挙行され、翌五日には畏くも天皇陛下の行幸を仰ぎ奉り、六日には各官廳下の台覽、同日午後には外交團の内覽、七日には竣工式典祝賀宴、九、十一日には各官廳、陸海軍將校等の内覽があつて、二に工事、式典一切終了、帝國議會新議事堂として近世式の建築たる威容を現した。
△本建築の歴史—明治卅五年五月内務省に議院建築調査委員会が開かれ工費七百万円、工事年限十六ヶ月と決議され、さらに卅二年には議院建築調査會、明治四十三年五月大藏省に議院建築準備委員会が設置されたが經費の支出を許されなかつたため調査會は廢止され、總てが立消えの形となつた、大正五年再び議院建築の議が起り、六年八月議院建築調査會が市米大藏次官を委員長として設けられ、工事費概算七百五十万円十ヶ月間續事業として第四十帝國議會を通過した、こゝにおいて大正七年六月大藏省内に臨時議院事務局を設置、設計計畫を樹て大正九年一月

帝國議會

帝國議會は貴族院及衆議院の兩院をもつて成立する、明治二十三年十一月二十五日初めて第一回開會開會さる、貴族院は貴族院令の定めるところにより皇族、華族及勅任せられた議員をもつて組織し、衆議院は衆議院議員選舉法の定めるところにより公選せられた議員から成る。

議會の開閉

召集—議會は毎年召集される(通常議會)が、この外臨時緊急の必要ある場合には通常議會の外に臨時議會の召集を見ることがある、又衆議院が解散を命ぜられたときには新たに衆議院議員の選舉を行ひ五箇月以内に召集されることとなつてゐて、これを特別議會といふ、議會の召集は天皇に屬し、召集の勅諭は召集の期日を定め四十日前に發布される、開院式—兩院成立後勅命をもつて期日を定め、兩院議員を貴族院に會合せしめて式を行はせられる、會期—三箇月を原則とし、必要ある場合には勅命をもつて延長さる、臨時議會の場合にはその都度勅命をもつて定められる、停會—政府は十五日以内において何時でも兩院の停會を命ずるを得る

解散—衆議院にのみ命ぜられるもので、衆議院解散を命ぜられたときは貴族院は同時に停會となる、開院式—勅命により兩院議員貴族院に會合して舉行さる

議院の成立

議長、副議長勅任せられ議員の議長及副議長が定まるとこに議院は成立する議長・副議長—各院各一人、貴族院にあつては議長、副議長共に七箇年の任期(被選議員の場合はその議員の任期間)をもつて議員の中から勅任せられ、衆議院にあつては各三人の候補者を選挙しその中から各一人の勅任を見る

議長—貴族院にあつては皇族を主席とし有爵議員を次席とする、その席次は皇族は宮中の列次により、有爵者は爵位の次第による、その他の議員の席次は年齢順、衆議院にあつては毎會期始めに議長これを定め、臨時議會にあつては前回の議長を繼續する

部屬—兩院共抽籤により總議員を九部に分配し各部に號數を附ける部長・理事—各部において無記名投票で部長一名、理事一名を互選する

議事方法

會議を本會議及委員會の二つに分つ、委員會は議案審査を主たる目的とする

の賛成を必要とする、上奏、建議又は豫算の修正動議は廿人以上の賛成を要する

委員の審査—政府提出の議案は議長、先立ち委員の審査を必要とする、但し緊急の場合政府の要求あるときはこの限りでない

討論—議事日程に記載した議題に對し發言せんとするものは豫めその氏名及反對或は賛成の旨をその院の書記官に通告することが出来る、通告者は通告順により發言を許される、(國務大臣及政府委員は何時でも各院に出席發言することを得る)又兩院議員は議案につき質問することが出来る、發言者がなくなつたときは議長討論の終局を宣告する、發言未だ盡きない場合でも討論終局の動議は議長これをその院に附ひ、議決せられたときはその終局を宣告し、討論終局の後議長表決を取る

兩院の交渉—貴族院及衆議院は各自獨立して活動し、兩者の活動一致して帝國議會の活動となる、豫算案は必ず先に衆議院に提出さるべきものであるが、その他の議案提出は便宜による、ゆゑに(イ)甲院乙院共に可決したときはその議案は成立し、何れか一院これを否決したときは、その議案は廢棄となる(ロ)乙院甲院が

もので、凡ての案件は本會議の議決をもつて確定する、本會議—各院において議事を開き、議決をなすには總議員三分の一以上(帝國憲法改正の場合には特に三分の一以上)の出席を必要とする、議院の議事は出席議員の過半数(憲法改正の場合には特に三分の二以上)をもつて決し、可否同数のときには議長の決するところによる、各院の會議はこれを公開するを原則とするも、政府の要求又は各院の議決により秘密會とすることが出来る

委員會—各院に全院委員、常任委員及特別委員の三種の委員會がある(一)全院委員會は各院の議員全員を委員とするもので毎會期開會の始に全院委員長を選挙する、全院委員會はその院の議長又は貴族院では議員十人以上、衆議院では議員廿人以上の發言をもつて開かれ、本會議とその性質を同じくするも、その議事手續は多少自由で議長を異にする點において本會議と異なる(二)常任委員會は各院において事務の必要によりこれを數科に分ちし特定の事件を審査させるために一定数の議員を委員とするもので、毎會期の始にこれを選舉しその會期中在任する、その分科及委員の數は各院において異り、貴族院にあつては資格審査委員九人、豫算委員六十三人、懲罰委員九人、

ら移した議案を修正可決したときはさらに甲院に回附し、甲院乙院の修正に同意したときはその議案は成立する(ハ)甲院これに同意せないと

きは兩院協議會を要求することが出来る、兩院から各十人以上同数の委員を選挙して會同させる、委員の協議案成立するときは甲院先づこれを議して乙院に移す、協議案に對しては修正の動議をなすことが出来ない

議員の權利發言・表決の自由—議員は議院で發言した意見及表決については院外でその責を負はない、但し議員自らその言論を演説、刊行、筆記またはその他の方法をもつて公布した場合

は一般の法律によつて處分される不逮捕特權—兩院の議員は現行犯罪または内亂外患に關する罪を除くの外會期中その院の許諾なくして逮捕されない

歳費及旅費を受ける權利—議員は身分により議員たる者及官吏で議員たる者を除いて歳費を受ける權利をもつてゐる、その額議長は七千五百円、副議長は四千五百円、一般議員は三千円、歳費はこれを辭退することが出来、また議員は召集に應ずるがため往復の旅費を受け、固有鐵道無賃乘車券を受ける權利を有する

刑罰上の保護—議員に對しその公署上の言論、行爲につき公然誹謗、侮辱、又は暴行を加へ、或は暴行脅迫をもつてその言論、行爲を妨害し、又は辭職を強要し、若くは言論、行爲を妨害し又はその目的をもつて議員を脅迫し又は恐喝した者は刑罰を加へられる

貴族院

貴族院の組織

貴族院は皇族議員、華族議員及勅任議員から組織されてゐる、皇族議員—皇族の男子御成年に達すれば當然貴族院議員として終身議席に列せられる、但し勅命をもつて貴族院議員たるの特權を停止又は剝奪せられたものはこの限りでない、華族議員—華族のうち(一)公侯爵を有する者滿卅歳に達したときは當然貴族院議員となる、任期は終身、公侯爵議員は勅命を得て辭することを得るし、又辭した後勅命により再び議員となることも出来る(二)伯爵男爵を有する者滿卅歳に達し、各その同爵者によつて選舉せられ當選したときは七年の任期をもつて貴族院議員となる、その數伯十八人、子六十六人、男六十六人

動議—通常一人以上の賛成者をもつて議案とするを原則とするも、議案を發議又は修正する動議は廿人以上

議員選舉の運動

議員候補者一立候補せんとする者は選挙期日の公布または告示のあつた日から選挙期日前七日までに選挙長に届出を必要とし届出前の選挙運動は許されない、有権者による推薦届出の場合もまたこれに準じ、これらの届出にはいづれも候補者一人につき金二千円の供託金を必要とする

なければこれを支出し得ないことをもつて原則とする、法は選挙運動の費用に一定の制限を附しその選挙区内の議員定数をもつて選挙人の總数を除して得た数に卅銭を乗じて得た金額を超過することを許さない、但し候補者常用の船車馬費用、選挙期日後の選挙事務整理に要した費用は右制限外とする、選挙運動の費用は一定期間内に精算、届出を要しその法定制限額超過は當選無効の原因となる

議員選挙関係訴訟

選挙公營—選挙運動のためにする公營制度としては(一)その選挙区内の選挙人一人に對し一通限りの通常郵便物の無料配布(二)公立学校その他勅命の定むる營造物の演説會場としての使用許可(三)前記營造物に對する演説會開催のために必要な施設(四)選挙公報の發行の四つの制度が認められてゐる

候補者は當選人を被告として當選人決定告示の日から卅日以内に前記同様の方法で出訴することが出来る、又検事は選挙違反事件の被告人が選挙事務局長乃至は選挙事務の總括主宰者たるがために運送の規定によつて當選を無効と認めるときには刑事事件の公訴に附帯して當選人を被告として訴訟を提起せねばならないこととなつてゐる

報酬とする目的で選挙人又は選挙運動者に對して前記(一)にかゝつた行為をしたとき(四)前記(一)又は(三)の供與、愛護接待を受けたり、要求したり、或はそれらの申込を承諾し、又は(二)の利益誘導に應じ若くはこれを促したとき(五)前記(一)乃至(三)に掲げた行為をさせる目的で選挙運動者に對し金銭若くは物品を交附したり、交附の申込若くは約束をしたり、又は選挙運動者がその交附を受けたりこれを要求したり、或はその交附の申込を承諾したとき(六)前記各號に掲げた行為に關し周旋又は勧誘をしたとき

立候補又は當選の買収—次の各號にかゝつた行為をしたものは四年以下の懲役若くは罰金又は三千円以下の罰金(但し選挙事務に關係する官吏員或は警察官吏のこの種犯罪に對しては前記四年を五年、三千円を四千円とする)に處せらる—(一)議員候補者たること若くは立候補せんとすることを断念させる目的で候補者または立候補せんとする者に對し、または當選を辭退させる目的で當選人に對し前記「投票買収」にかゝつた(一)または(二)の行為をしたとき(二)候補者たること若くは立候補せんとすることを断念したことを、當選を辭退したことを、またはそれを周旋勧誘したことの報酬とする目的

議員選挙関係訴訟—選挙効力に關して異議ある選挙人又は議員候補者は三百円の保證金を供託して選挙長を被告として選挙の日から卅日以内に大審院に出訴することを得る

で候補者であつた者、立候補せんとした者または當選人であつた者に對して前記「投票買収」の(一)にかゝつた行為をしたとき(二)前記(一)および(二)の供與、愛護接待を受け若くは要求し或はその申込を承諾し、または前記(一)の誘導に應じ若くは之を促したとき(四)前記各號にかゝつた行為に關し周旋または勧誘をしたとき

議員選挙権および被選挙権をもたない、禁錮以上の刑に處せられた者でその裁判確定後刑の執行を受くることなきに至るまでの者も同様であるが、投票、立候補乃至は當選買収の再犯以上の者については特にこの罰則期間を延長して十年とする(但しこれには法上情狀酌量の途が認められてゐる)

歴代貴族院正副議長

Table listing names and terms of nobles, including names like 伊藤博文, 西園寺公望, and dates from Meiji 33 to 26.

議員選挙関係訴訟—選挙効力に關して異議ある選挙人又は議員候補者は三百円の保證金を供託して選挙長を被告として選挙の日から卅日以内に大審院に出訴することを得る

Table listing names and terms of modern parliament members, including names like 實浦勝人, 肥塚龍, and dates from Meiji 37 to 27.

Table listing names and terms of modern parliament members, including names like 鶴山和夫, 片岡健吉, and dates from Meiji 29 to 27.

Table listing names and terms of modern parliament members, including names like 實浦勝人, 肥塚龍, and dates from Meiji 37 to 27.

貴衆兩院議員

後藤文夫 小久保喜七(交) 小山松吉 幸之助(榮和) 古島一雄(交) 江口定隆(和) 遠藤柳作(研) 出淵勝次(和) 有吉忠一(和) 有賀光三(研) 青木周三(同) 赤池三郎(和) 安立三郎(和) 佐藤三吉(交) 佐藤三吉(交) 結城三郎(研) 三井清一郎(研) 光永星郎(和) 水野三郎(和) 宮田三郎(研) 三宅三郎(同) 柴田三郎(同) 勝田三郎(研) 白柳三郎(研) 幣原三郎(和) 下村三郎(研) 廣田三郎(研) 土方三郎(研) 土方三郎(研) 平生三郎(和) 關屋三郎(研) 菅原通敏(同)

帝國學士院會員議員

鈴木喜三郎(交) 小野塚喜平次 田中愛三郎 長岡半太郎 三上參次 岩崎清行(交) 板谷宮吉(研) 出光三郎(交) 石川三郎(交) 林平四郎(交) 濱口義兵衛(研) 橋本辰二(研) 西本健次郎(研) 細田安兵衛(研) 本多政樹(公) 大西虎三郎(交) 大和田健三郎(同) 大藏守治(研) 大澤德太郎(研) 小野耕一(研) 金子元三郎(研) 金子通(研) 金剛又左衛門(同) 上野清助(研) 風間八左衛門(研) 米原三郎(研) 吉田羊治郎(交) 高島順作(研) 田中德兵衛(交) 武井覺太郎(同)

多額納稅者議員

久恒貞雄(交) 森平兵衛(研) 瀧川彌右衛門 鈴木幸作(研) 皇族 一八方 研究會 一六四名 同正會 二二名 交友俱樂部 六六名 同和會 三四名 無所屬會 三四名 三一名

衆議院

民社政黨、改進黨會 社、社會大衆黨、第二 第一控室、東、東方會 無所屬、議會第一 議員俱樂部(舊昭和會、國民同盟、政治革新同盟、舊第二控室の一部) 議長 小山 松壽 副議長 金光 庸夫 東京府(定員卅一名) 第一區 河野 密(社) 高橋 義次(民) 道原 義成(政) 本田 義成(政) 安部 磯雄(社)

第三區 中島彌次郎(政) 駒井重次(民) 長野高一(民) 榎本桂吉(民) 淺沼稻次郎(社) 田川大吉郎(第二) 安藤正純(政) 阿部茂夫(社) 眞鍋儀十(政) 瀧澤七郎(政) 村春 琴(議俱) 加藤十(第二) 新波貞吉(民) 三輪壽壯(社) 牧野駿男(政) 鈴木文治(政) 山田 清(民) 山田 梅吉(民) 中村 源(政) 八重 武治(民) 中村 高一(社) 津雲 國利(政) 京都府(定員十一名) 第一區 水谷長三郎(社) 福田 三之丞(民) 中村 金三郎(民) 西村 金三郎(政) 江藤 直三郎(政) 川崎 末五郎(民) 池本 甚四郎(民)

大阪府(定員廿一名)

第三區 田中 好(政) 津田 均(政) 津田 武(民) 第一區 田中 清臣(社) 板野 友造(政) 一松 定吉(民) 第二區 紫安 新九郎(民) 山本 芳治(政) 井上 良次(社) 塚本 重藏(社) 池崎 忠孝(第一) 內藤 正剛(民) 上田 孝吉(政) 川村 保太郎(社) 西尾 末廣(社) 中山 福藏(民) 本田 彌市郎(民) 杉山 元治郎(社) 勝田 永吉(民) 田中 萬逸(民) 田中 義式(政) 井坂 豐光(議俱) 松田 竹千代(民) 南 三(政) 神奈川縣(定員十一名) 第一區 岡崎 憲(社) 飯田 助夫(民) 野方 次郎(政) 小泉 又次郎(民) 片山 哲(社)

貴衆兩院議員

兵庫縣(定員十九名)

第三區 小串 清一(政) 野口 喜一(政) 河野 一郎(政) 平川 松太郎(民) 鈴木 英雄(政) 岡崎 久次郎(民) 第一區 河上 丈太郎(社) 中井 一夫(政) 永江 一夫(社) 野田 文一郎(民) 濱野 徹太郎(民) 前田 房之助(民) 米窪 滿亮(社) 小林 房之助(民) 立川 平(政) 小林 絹治(政) 河合 義一(社) 田中 源三郎(政) 田中 武雄(民) 原 健兵衛(政) 小畑 虎之助(民) 齋藤 隆夫(民) 若宮 貞夫(政) 山川 賴三郎(政) 長崎縣(定員九名) 第一區 馬場 元治(東) 西岡 竹次郎(政) 倉成 庄八郎(政) 中村 不二男(民) 太田 理一(政)

新潟縣(定員十五名)

第一區 牧山 耕藏(民) 森 隆(議俱) 川副 隆(民) 佐保 畢雄(政) 北 吟吉(民) 山本 樹郎(政) 松井 郡治(民) 高岡 大輔(議俱) 佐藤 與一(政) 松木 弘(民) 小柳 牧(民) 三宅 正一(社) 大竹 貴一(議俱) 加藤 知正(政) 今成 登之助(民) 佐藤 健之輔(民) 武田 德三郎(政) 增田 義一(民) 川合 直次(民) 埼玉縣(定員十一名) 第一區 松永 東(民) 宮崎 一(政) 高橋 泰雄(政) 松永 義雄(社) 高橋 守平(民) 橫川 重次(政) 石坂 雅平(政) 坂本 宗太郎(議俱) 野中 徹也(議俱) 出井 兵吉(政) 古島 義英(民) 群馬縣(定員九名) 第一區 中島 知久平(政) 青木 精一(議俱) 須永 好(社) 飯塚 春太郎(民) 清水 留三郎(民) 藤原 義政(政) 最上 政三(民) 木村 三郎(民) 木暮 武夫(政) 第一區 多田 滿長(民) 藤原 陸(民) 成島 勇(民) 川島 正太郎(政) 今井 健彦(政) 吉植 庄亮(政) 宇賀 四郎(政) 岩瀬 亮(政) 小高 長三郎(政) 土屋 清三郎(民) 池田 清秋(民) 茨城縣(定員十一名) 第一區 內田 信也(議俱) 中崎 俊秀(民) 豐田 豐吉(民) 葉梨 新五郎(政) 中井 川浩(民) 川崎 巳之太郎(政) 大内 竹之助(政) 風見 章(無) 赤城 宗德(議俱) 佐藤 洋之助(政) 飯村 五郎(議俱)

千葉縣(定員十一名)

第一區 中島 知久平(政) 青木 精一(議俱) 須永 好(社) 飯塚 春太郎(民) 清水 留三郎(民) 藤原 義政(政) 最上 政三(民) 木村 三郎(民) 木暮 武夫(政) 第一區 多田 滿長(民) 藤原 陸(民) 成島 勇(民) 川島 正太郎(政) 今井 健彦(政) 吉植 庄亮(政) 宇賀 四郎(政) 岩瀬 亮(政) 小高 長三郎(政) 土屋 清三郎(民) 池田 清秋(民) 茨城縣(定員十一名) 第一區 內田 信也(議俱) 中崎 俊秀(民) 豐田 豐吉(民) 葉梨 新五郎(政) 中井 川浩(民) 川崎 巳之太郎(政) 大内 竹之助(政) 風見 章(無) 赤城 宗德(議俱) 佐藤 洋之助(政) 飯村 五郎(議俱)

栃木縣(定員九名)

第一區 船田 中(政) 高田 彰平(民) 江原 三郎(政) 岡田 喜久治(民) 坪山 德三郎(政) 森下 國雄(民) 松村 光三(政) 小澤 重吉(政) 木村 淺七(民) 奈良縣(定員五名) 江藤 源九郎(議俱) 福井 甚三(政) 森 榮藏(政) 松尾 四郎(民) 八木 逸郎(民) 三重縣(定員九名) 第一區 加藤 久米四郎(政) 松田 正一(民) 片岡 恒一(民) 川崎 克(民) 馬崎 次郎(政) 尾崎 行雄(第二) 濱地 文平(政) 長井 源(民) 濱田 國根(政) 愛知縣(定員十四名) 第一區 塚本 三(民) 小山 松壽(民) 服部 崎市(民) 椎尾 辨吉(第二) 山崎 常吉(議俱) 安藤 孝三(議俱)

貴衆兩院議員

山口縣 (定員九名) 第一區 西川 貞一(政) 清水 作雄(東) 庄 晋太郎(政) 安倍 實(議俱) 西村 茂生(政) 窪井 義道(議俱) 國光 五郎(政) 福田 梯夫(民) 中野 治介(政)

香川縣 (定員六名) 第一區 前川正一(社) 藤本 捨助(議俱) 宮脇 長吉(政) 第二區 三土 忠遺(政) 矢野 庄太郎(政) 松浦 伊平(政) 愛媛縣 (定員九名) 第一區 武知 勇記(民) 松田 喜三郎(民) 大木 貞太郎(政) 第二區 河上 哲太(政) 小野 寅吉(民) 村瀬 武男(民) 第三區 砂田 重政(政) 高島 龜太郎(政) 村上 紋四郎(民)

福島縣 (定員十一名) 第一區 栗山 博(民) 釘本 衛雄(民) 菅野 善右衛門(政) 第二區 八田 宗吉(政) 仲西 三良(民) 助川 啓四郎(政) 第三區 中野 寅吉(議俱) 林 平馬(民) 比佐 昌平(民) 岩手縣 (定員七名) 第一區 田子 一(民) 高橋 幸太郎(政) 八角 三郎(政) 第二區 泉 國三郎(政) 松川 昌藏(政) 鶴見 祐輔(民) 志賀 和多利(政)

山形縣 (定員八名) 第一區 木村 武雄(東) 高橋 熊次郎(政) 西方 利馬(政) 佐藤 啓(議俱) 松岡 俊三(政) 熊谷 直太郎(政) 伊藤 五郎(民) 清水 德太郎(民) 秋田縣 (定員七名) 第一區 町田 忠治(民) 信太儀右衛門(民) 中田 儀直(政) 第二區 中川 重春(民) 川俣 清賢(社) 小山田 義孝(政) 土田 莊助(民)

鳥取縣 (定員四名) 稻田 直道(政) 山岡 儀重(民) 三好 榮次郎(民) 豐田 收(議俱) 島根縣 (定員六名) 第一區 櫻內 幸雄(民) 原 夫次郎(民) 高橋 圓三郎(政) 島田 俊雄(政) 俵 孫一(民) 沖島 謙三(政) 岡山縣 (定員十名) 第一區 久山 知之(政) 岡田 忠彦(政) 行吉 角治(政) 黑田 壽男(社) 玉野 知義(議俱) 小川 郷太郎(民) 西村 丹治郎(民) 犬養 健(政) 星島 二郎(政) 小谷 節夫(政) 廣島縣 (定員十三名) 第一區 岸田 正記(議俱) 古田 喜三(民) 名川 侃市(政)

德島縣 (定員六名) 第一區 生田 和平(政) 田村 秀吉(民) 紅霧 昭(政) 眞備 勝(民) 第二區 眞備 勝(民) 和歌山縣 (定員六名) 第一區 松山 常次郎(政) 木本 主一郎(政) 西田 郁平(民) 第二區 小山 谷(議民) 田淵 善吉(第一) 世耕 弘一(政)

高知縣 (定員六名) 第一區 大石 大(東) 富田 幸次郎(民) 長野 長廣(民) 佐竹 晴記(社) 依光 好秋(政) 林 讓治(政) 福岡縣 (定員十八名) 第一區 中野 正剛(東) 松本 治一郎(社) 簡半 凡夫(議俱) 原口 初太郎(政) 龜井 貴一郎(社) 第二區 龜井 貴一郎(社)

大分縣 (定員七名) 第一區 金光 庸夫(政) 一宮 房治郎(民) 長野 綱良(民) 小野 廉(政) 重松 重治(民) 清瀬 規矩雄(政) 綾部 健太郎(政) 佐賀縣 (定員六名) 第一區 池田 秀雄(民) 中野 邦一(民) 田中 亮一(政) 藤生 安太郎(政) 一ノ瀬 俊(民) 愛野 時一郎(民) 熊本縣 (定員十名) 第一區 安達 謙藏(議俱) 松野 鶴平(政) 木村 正義(政)

鹿兒島縣 (定員十二名) 第一區 井上 知治(政) 小泉 純也(民) 松方 幸次郎(第一) 津崎 尚武(議俱) 藏園 三四郎(議俱) 富吉 榮二(社) 東郷 實(政) 寺田 市正(政) 岩元 榮次郎(政) 永田 良吉(政) 小林 三郎(民) 沖繩縣 (定員五名) 第一區 漢那 憲和(民) 伊禮 肇(議俱) 仲井 間宗一(民) 崎山 嗣朝(政) 盛島 明長(政)

北海道 (定員廿名) 第一區 山本 厚三(民) 板谷 順助(政) 澤田 利吉(民) 一柳 仲次郎(民) 東 武(政) 林 路一(議俱) 坂東 幸太郎(民) 松浦 周太郎(民) 大島 寅吉(民) 渡邊 泰邦(東) 田代 正治(政) 赤松 克廣(議俱) 手代木 隆吉(民) 北 勝太郎(議俱) 岡田 春夫(民) 南條 德男(政) 遠山 房吉(民) 木下 成太郎(政) 東條 貞(政) 南雲 正朝(民) 衆議院各派 (昭和十二年八月調) 第一區 政友會 一八〇 第二區 社會大衆黨 一七四 第三區 第二控室 一三三 第四區 東方會 一一一 第五區 無所屬 四六六 合計 八八九

衆議院議員選舉區

東京府

- 第一區【五人】 麹町區、芝區、麻布區、赤坂區、四谷區、牛込區
第二區【五人】 神田區、小石川區、本郷區、下谷區
第三區【四人】 日本橋區、京橋區、淺草區
第四區【四人】 本所區、深川區
第五區【五人】 品川區、目黒區、荏原區、大森區、蒲田區、世田谷區、澁谷區、淀橋區、中野區、杉並區、大島支廳管内、八丈支廳管内
第六區【五人】 豐島區、王子區、野川區、板橋區、荒川區、足立區、向島區、城東區、葛飾區、江戸川區
第七區【三人】 八王子市、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡

京都府

- 第一區【五人】 上京區、中京區、下京區、左京區、東山區
第二區【三人】 右京區、伏見區、愛宕區、葛野區、乙訓區、久世郡、綴喜郡、相樂郡、南桑田郡、北桑田郡、船井郡
第三區【三人】 福知山市、天田郡、何鹿郡、加佐郡、丹波郡、中郡、竹野郡、熊野郡

大阪府

- 第一區【三人】 西區、港區、大正區

兵庫縣

- 第一區【五人】 神戶市
第二區【四人】 尼崎市、西宮市、武庫郡、川邊郡、有馬郡、津名郡、三原郡、加東郡、多可郡、加西郡、加古郡、印南郡
第三區【三人】 明石市、明石郡、美作郡、加東郡、多可郡、加西郡、加古郡、印南郡
第四區【四人】 姫路市、飾磨郡、神戶郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡
第五區【三人】 城崎郡、出石郡、養父郡、朝来郡、美方郡、氷上郡、多紀郡

奈良縣

- 第一區【三人】 橿原市
第二區【四人】 橿原市、川崎市、久良岐郡、橿原郡、都賀郡、三浦郡、伊賀郡
第三區【四人】 平塚市、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡、久井郡

長崎縣

- 第一區【五人】 長崎市、西彼杵郡、南高來郡、北高來郡、對馬支廳管内
第二區【四人】 佐世保市、東彼杵郡、南松浦郡、北松浦郡、壱岐郡
第三區【三人】 新潟市、西蒲原郡、佐渡郡
第四區【四人】 北蒲原郡、中蒲原郡、東蒲原郡、岩船郡
第五區【五人】 長岡市、三條市、南蒲原郡、三島郡、古志郡、北魚沼郡、南魚沼郡、刈羽郡
第六區【三人】 高田市、中魚沼郡、東頸城郡、中頸城郡、西頸城郡
第七區【四人】 川崎市、川口市、浦和市、北足立郡、入間郡
第八區【四人】 熊谷市、比企郡、秩父郡、兒玉郡、大里郡
第九區【三人】 北埼玉郡、南埼玉郡、北葛飾郡

群馬縣

- 第一區【五人】 前橋市、桐生市、勢多郡、利根郡、佐波郡、新田郡、山田郡、邑樂郡
第二區【四人】 高崎市、群馬郡、多野郡、北甘樂郡、碓氷郡、吾妻郡
第三區【三人】 北埼玉郡、南埼玉郡、北葛飾郡
第四區【四人】 千葉市、市川市、船橋市

茨城縣

- 第一區【四人】 水戸市、東茨城郡、西茨城郡、鹿島郡、行方郡、稻敷郡、北相馬郡
第二區【三人】 那珂郡、久慈郡、多賀郡
第三區【四人】 新治郡、筑波郡、眞壁郡、結城郡、猿島郡
第四區【五人】 宇都宮市、河内郡、上野郡、那須郡、鹽谷郡
第五區【四人】 足利市、栃木市、芳賀郡、下都賀郡、安蘇郡、足利郡

栃木縣

- 第一區【五人】 宇都宮市、河内郡、上野郡、那須郡、鹽谷郡
第二區【四人】 足利市、栃木市、芳賀郡、下都賀郡、安蘇郡、足利郡
第三區【五人】 津市、四日市市、桑名市、名張市、員辨郡、三重郡、鈴鹿郡、河原郡、安濃郡、一志郡、阿山郡、名張郡
第四區【四人】 宇治山田市、松阪市、飯南郡、多氣郡、度會郡、志摩郡、北牟婁郡、南牟婁郡
第五區【五人】 名古屋市

神戶市

- 第一區【五人】 神戶市
第二區【四人】 尼崎市、西宮市、武庫郡、川邊郡、有馬郡、津名郡、三原郡、加東郡、多可郡、加西郡、加古郡、印南郡
第三區【三人】 明石市、明石郡、美作郡、加東郡、多可郡、加西郡、加古郡、印南郡
第四區【四人】 姫路市、飾磨郡、神戶郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡
第五區【三人】 城崎郡、出石郡、養父郡、朝来郡、美方郡、氷上郡、多紀郡

長野縣

- 第一區【三人】 長野市、更級郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡
第二區【三人】 上田市、南佐久郡、北佐久郡、小縣郡、埴科郡
第三區【四人】 岡谷市、諏訪市、諏訪郡、伊那郡、下伊那郡
第四區【三人】 松本市、西筑摩郡、東筑摩郡、南安曇郡、北安曇郡
第五區【五人】 仙台市、刈田郡、柴田郡、伊豆郡、巨野郡、名取郡、宮城郡、黒川郡、加美郡、志田郡、遠田郡
第六區【三人】 石碓市、玉造郡、柴原郡、登米郡、桃生郡、杜鹿郡、本吉郡

山形縣

- 第一區【四人】 山形市、米澤市、南村山郡、東村山郡、西村山郡、西置賜郡、東置賜郡、南置賜郡
第二區【四人】 鶴岡市、酒田市、北村山郡、最上郡、東田川郡、西田川郡、飽海郡
第三區【四人】 秋田市、河邊郡、南秋田郡、山本郡、北秋田郡、鹿角郡
第四區【三人】 由利郡、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡
第五區【五人】 金澤市、上沼津郡、美濃郡、石川郡、河北郡、羽咋郡、鹿島郡、鳳至郡、珠洲郡

富山縣

- 第一區【三人】 富山市、上新川郡、中新川郡、下新川郡、婦負郡
第二區【四人】 高岡市、射水郡、氷見郡、東礪波郡、西礪波郡
全縣一區【四人】
第一區【三人】 松江市、八束郡、能美郡、仁多郡、大原郡、藤川郡、隱岐郡
第二區【三人】 飯石郡、安濃郡、遠摩郡、邑智郡、那賀郡、美濃郡、鹿足郡

岐阜縣

- 第一區【五人】 靜岡市、清水市、庵原郡、安倍郡、志太郡、模原郡、小笠郡
第二區【四人】 沼津市、熱海市、箕茂郡、出方郡、駿東郡、笠原郡
第三區【四人】 濱松市、磐田郡、周智郡、濱名郡、引佐郡
全縣一區【五人】

愛知縣

- 第一區【三人】 瀬戸市、愛知郡、春日井郡、西春日井郡、知多郡
第二區【三人】 一宮市、丹羽郡、栗原郡、中島郡、海部郡
第三區【三人】 岡崎市、碧南市、幡豆郡、額田郡、西加茂郡、東加茂郡
第四區【三人】 豊橋市、北設樂郡、南設樂郡、寶飯郡、渥美郡、八名郡
全縣一區【五人】

石川縣

- 第一區【三人】 福島市、郡山市、信夫郡、伊達郡、安達郡、安積郡
第二區【五人】 若松市、岩手郡、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、東白川郡、西白河郡、石川郡、田村郡
第三區【三人】 平市、石城郡、雙葉郡、岩手郡

山梨縣

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

滋賀縣

- 第一區【三人】 岐阜市、稻葉郡、山縣郡、武儀郡、郡上郡
第二區【三人】 大垣市、羽島郡、海津郡、養老郡、不破郡、安八郡、掛川郡、本巢郡
第三區【三人】 高山市、加茂郡、可兒郡、土佐郡、惠那郡、谷田郡、大野郡、草津郡

福井縣

- 第一區【三人】 福島市、郡山市、信夫郡、伊達郡、安達郡、安積郡
第二區【五人】 若松市、岩手郡、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、東白川郡、西白河郡、石川郡、田村郡
第三區【三人】 平市、石城郡、雙葉郡、岩手郡

青森縣

- 第一區【三人】 青森市、八戸市、東津輕郡、上北郡、下北郡、三戸郡
第二區【三人】 弘前市、西津輕郡、中津輕郡、南津輕郡、北津輕郡
第一區【四人】 山形市、米澤市、南村山郡、東村山郡、西村山郡、西置賜郡、東置賜郡、南置賜郡
第二區【四人】 鶴岡市、酒田市、北村山郡、最上郡、東田川郡、西田川郡、飽海郡

岩手縣

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

山梨縣

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

長野縣

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

富山縣

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

山梨縣

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

岐阜縣

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

愛知縣

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

石川縣

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

山梨縣

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

衆議院議員選舉區

- 第一區【三人】 岐阜市、稻葉郡、山縣郡、武儀郡、郡上郡
第二區【三人】 大垣市、羽島郡、海津郡、養老郡、不破郡、安八郡、掛川郡、本巢郡
第三區【三人】 高山市、加茂郡、可兒郡、土佐郡、惠那郡、谷田郡、大野郡、草津郡

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

- 第一區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區【三人】 盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
全縣一區【五人】

衆議院議員選舉區・政黨役員

- 市、厚狹郡、豊浦郡、美禰郡、大津郡、阿武郡
第一區【五人】 山口市、徳山市、防府市、大島郡、玖珂郡、熊毛郡、都濃郡、佐波郡、吉敷郡
和歌山縣
第一區【三人】 和歌山市、海南市、海草郡、那賀郡、伊都郡
第二區【三人】 新宮市、有田郡、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡
徳島縣
第一區【三人】 徳島市、名東郡、海部郡、那賀郡、海部郡、名西郡
第二區【三人】 板野郡、阿波郡、高松郡、美波郡、二好郡
香川縣
第一區【三人】 高松市、大川郡、木田郡、小豆郡、香川郡
第二區【三人】 丸龜市、綾歌郡、仲多度郡、三豊郡
愛媛縣
第一區【三人】 松山市、温泉郡、伊豫郡、上浮穴郡、喜多郡
第二區【三人】 今治市、越智郡、周桑郡、新居郡、宇摩郡
第三區【三人】 宇和島市、八幡濱市、西宇和郡、東宇和郡、北宇和郡、南宇和郡
高知縣
第一區【三人】 高知市、安藝郡、香

- 下益城郡、八代郡、葦北郡、球磨郡、天草郡
宮崎縣
全縣一區【五人】
鹿兒島縣
第一區【五人】 鹿兒島市、鹿兒島郡、揖宿郡、川邊郡、日置郡、熊毛郡
第二區【四人】 薩摩郡、出水郡、伊佐郡、始良郡、嚙喇郡
第三區【三人】 肝屬郡、大島郡
沖繩縣
全縣一區【五人】
北海道
第一區【四人】 札幌市、小樽市、石狩支廳管内、後志支廳管内
第二區【四人】 旭川市、上川支廳管内、留萌支廳管内、宗谷支廳管内
第三區【三人】 函館市、渡島支廳管内、檜山支廳管内
第四區【五人】 室蘭市、空知支廳管内、釧路支廳管内、釧路支廳管内
第五區【四人】 釧路市、帯廣市、網走支廳管内、日高支廳管内、釧路支廳管内、根室支廳管内
政黨役員
政友會 【總裁代行委員】 鳩山一郎、前田米藏、島田俊雄、中島知久平
【幹事長】 松野鶴平 【總務】 安藤正純
今井健彦、志賀和多利、板谷順助、植

最近總選舉各派成績

Table with columns for election years (十六回昭和三, 十七回昭和五, 十八回昭和七, 十九回昭和十一, 二十回昭和十二) and rows for political parties (民友會, 政友會, 革新會, 新同志會, 國民同盟, 無黨派, 中立其他). It lists candidates and their respective vote counts.

最近總選舉投票者・棄權者數

Table showing the number of voters and abstainers for the 20th general election across various regions (道, 府, 縣). It includes columns for '有權者' (eligible voters), '投票者' (voters), and '棄權者' (abstainers).

總選舉各派成績・投票者・棄權者

貴族院各派選票・議會開閉・會期・解散一覽

Table with columns for political parties (e.g., 皇族, 研究會, 公正交友俱), election results (e.g., 三〇, 二八), and assembly dates. Includes a sub-section for '最近貴族院各派別人員變遷'.

最近貴族院各派別人員變遷 (貴族院事務局調)

Table detailing assembly dates (開院式, 會期日數, 閉院式) and reasons for dissolution (解散理由) for various parties.

Table listing assembly dates (開院式, 會期日數, 閉院式) and reasons for dissolution (解散理由) for various parties.

Table listing assembly dates (開院式, 會期日數, 閉院式) and reasons for dissolution (解散理由) for various parties.

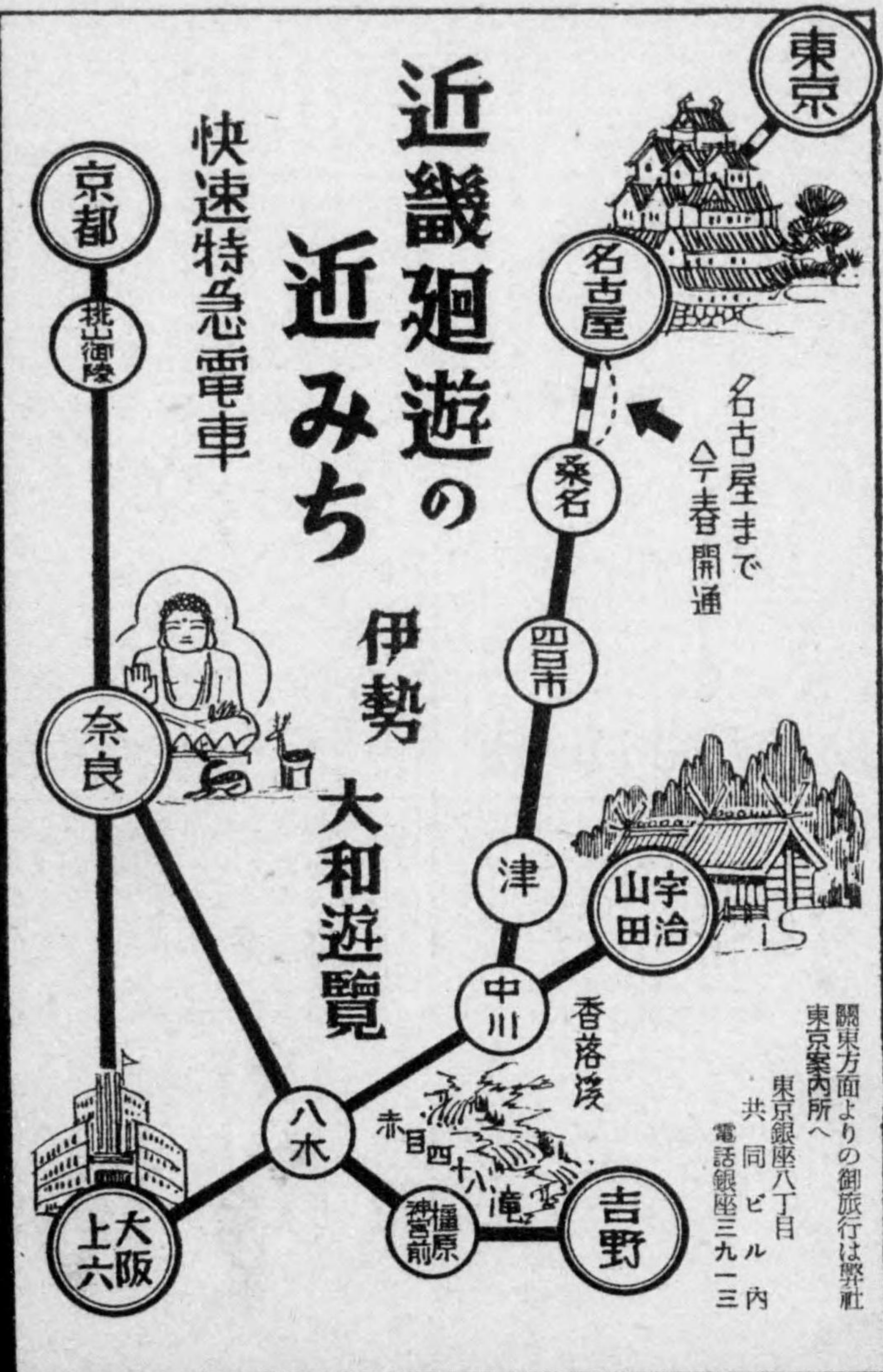
議會開閉・會期・解散一覽

支那事變畫報



南京空爆
(下貨車)

「毎日年鑑」廣告



大東急參軌電車
電話天王寺
番三三三三



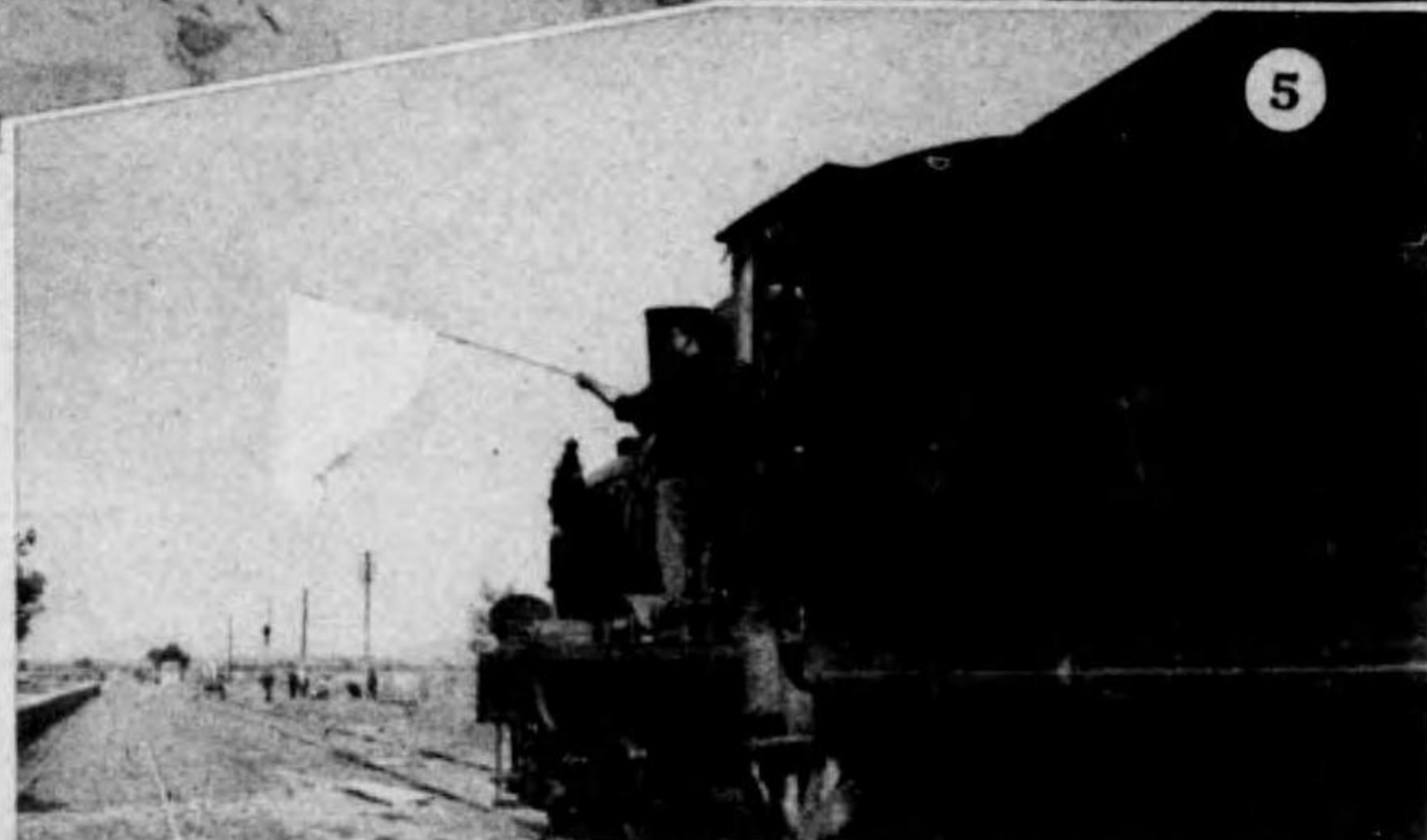
2



3



4



5

“協定蹂躪”
闘戦の坊廊

- ① 協定を破るために城平宛めたの定協闘
- ② 上屋に上つて軍と連絡
- ③ 敵軍の軍がわるけおに闘坊廊
- ④ 空軍の初撃——爆破
- ⑤ たれる坊廊兵營(下貨軍)



1

事變發端の地
——橋・溝・蘆——

(上) 確に占據した溝橋
(下) 宛平全城全景(貨下)



宋哲元



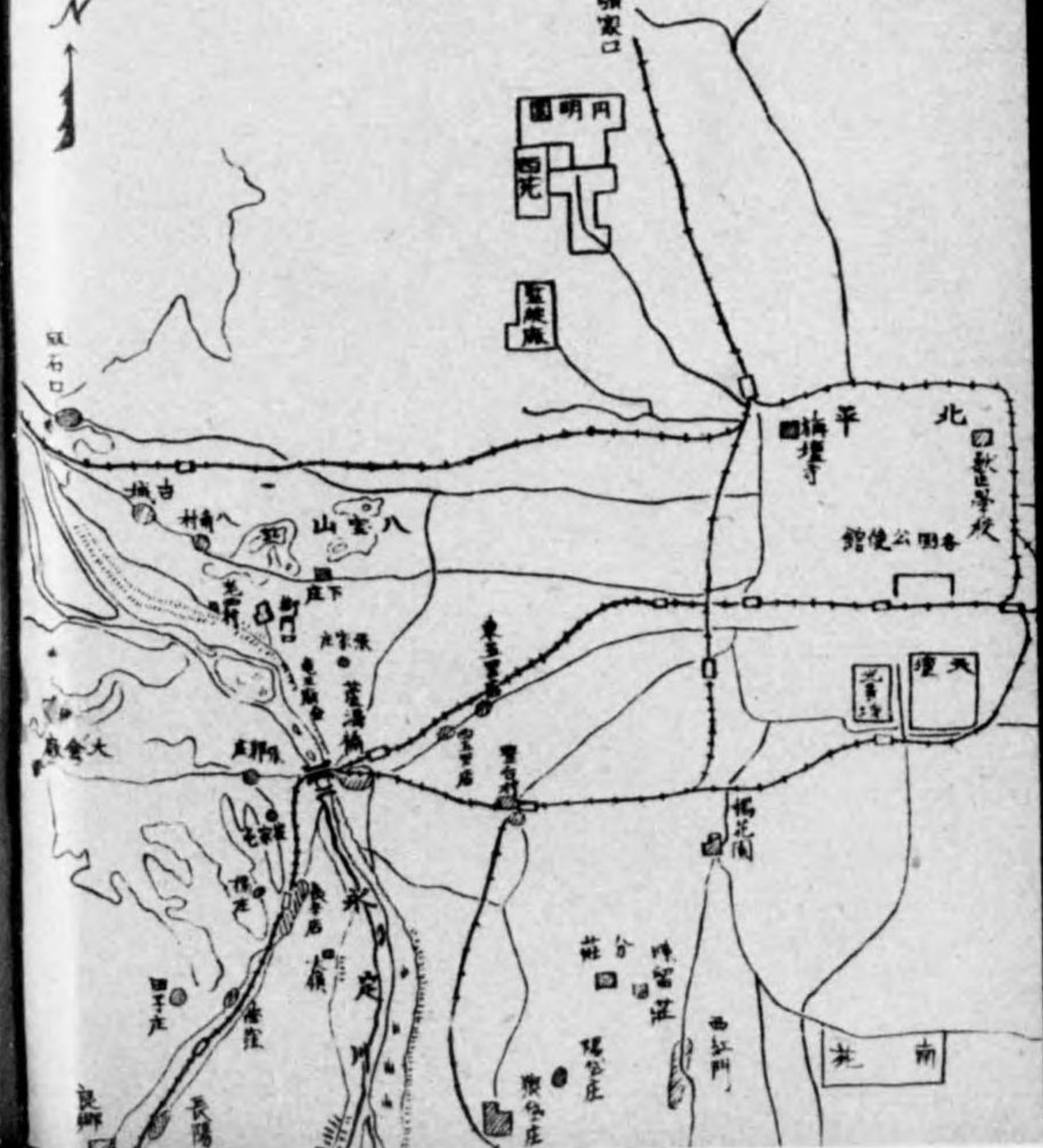
張自忠



馮治安

暴戾廿九軍の首腦

蘆溝橋附近要圖



膺懲の決意成る

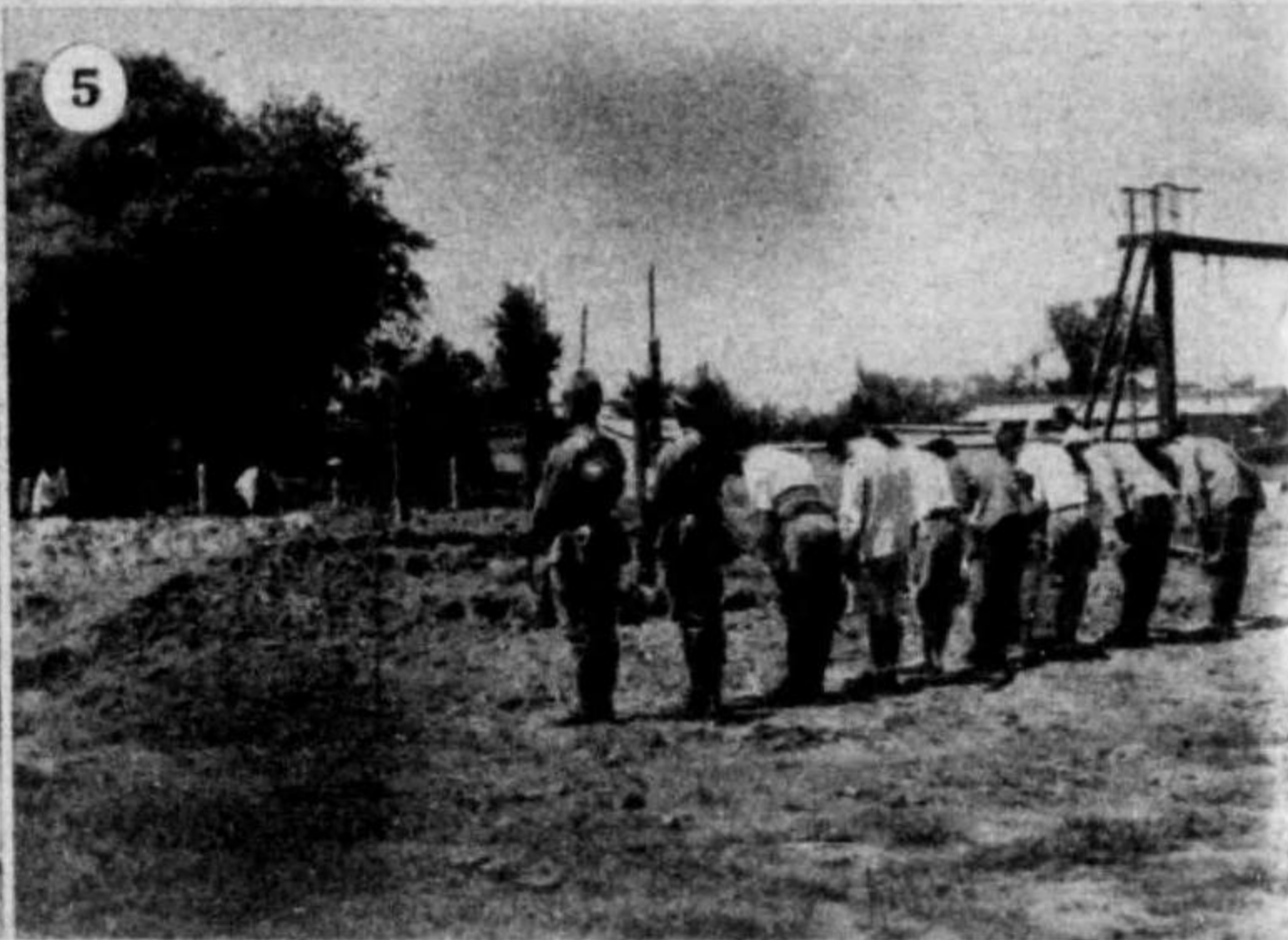
上、緊張せる首相官邸
 中、決意を固めて退出する
 陸、海、外相（向つて右から）
 下右、現地に着いた香月司令官
 下左、近衛首相各界代表者と懇談



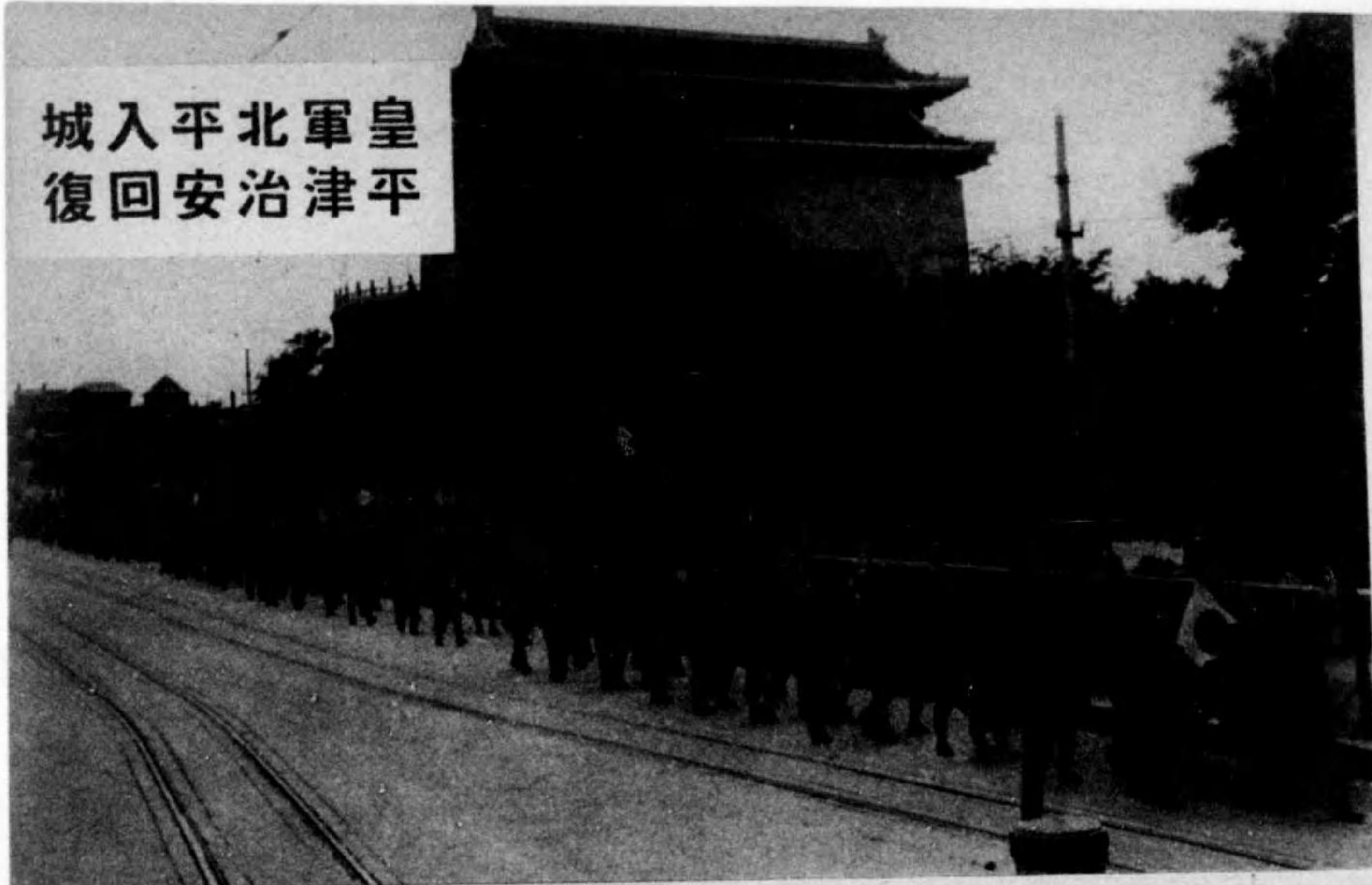
残虐の町 通州



- ① 見よ、この強痕！
- ② 悲惨を極めた近水樓
- ③ 負傷せる同胞を收容
- ④ 死の町通州に入った皇軍
- ⑤ 犠牲者の假埋葬
- ⑥ 武装解除された叛亂保安隊



城入平北軍皇
復回安治津平



天津、大沽攻撃



津電話局爆撃

天津總站附近の戦害



爆撃たれた天津市政府

我海軍の大沽攻撃



天津本館南開大學の滅せ拒る日



支那有力者の出迎を受けける部部長



北平治安維持會成立



冀東新政府首脳部

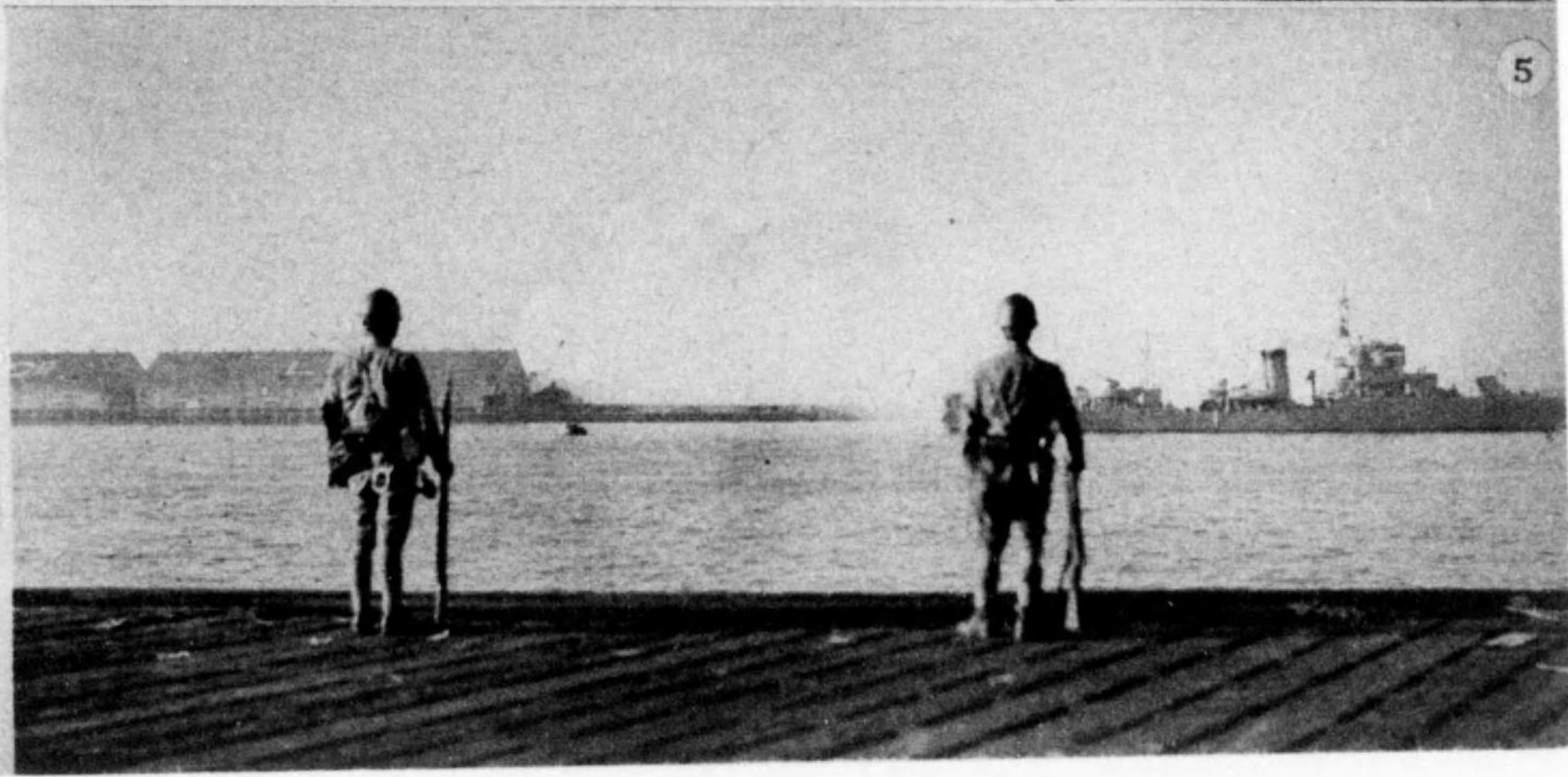
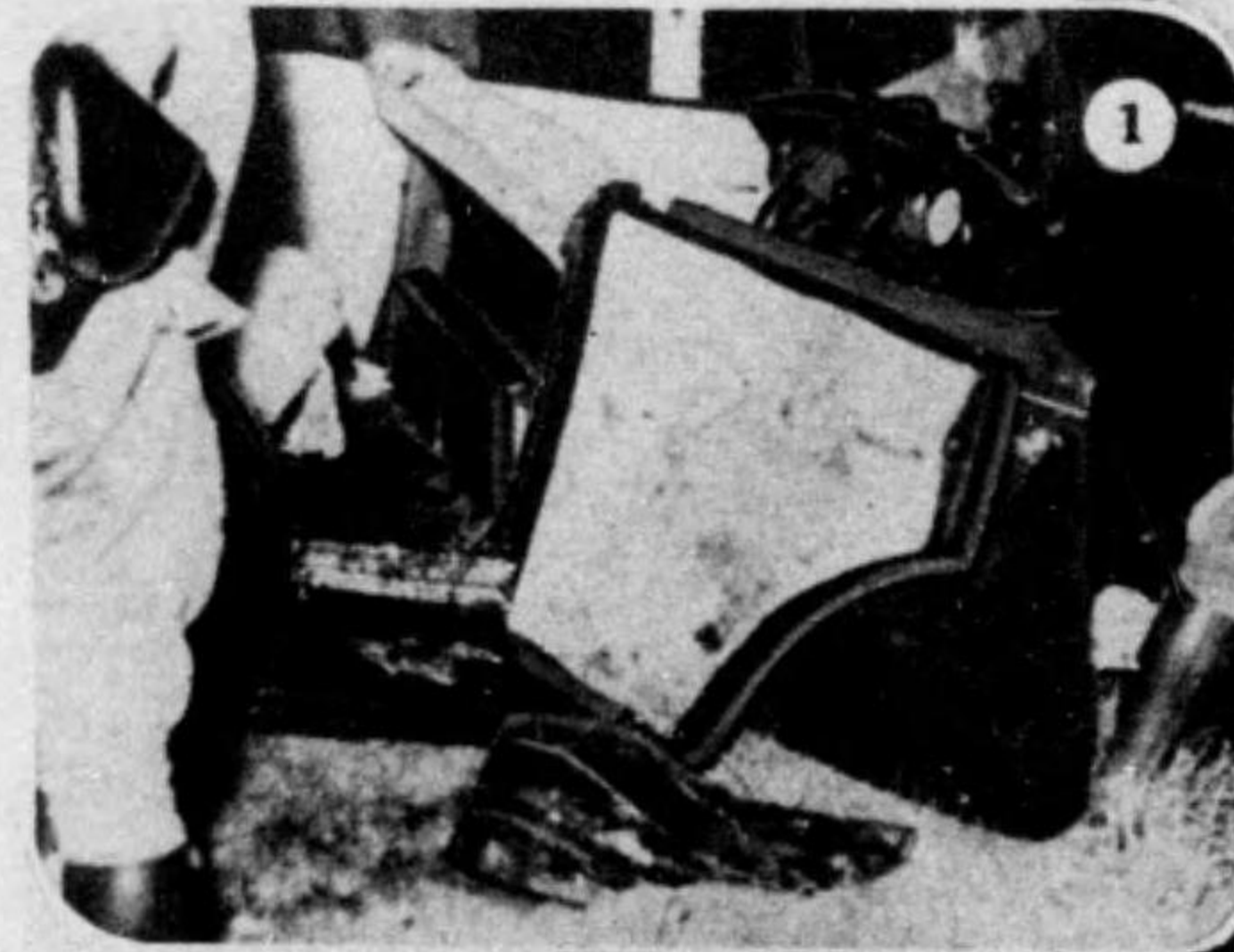


天津市治安維持會



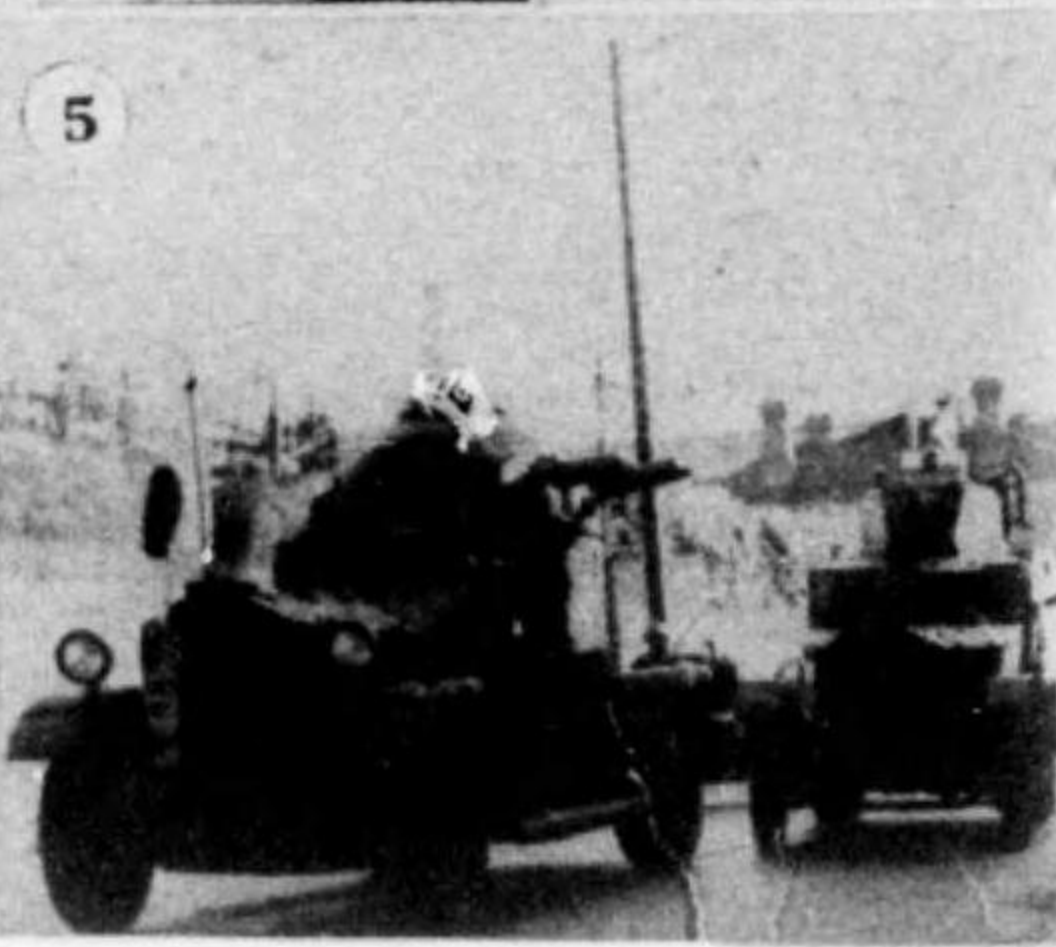
！大擴局戰

場現難遭討中山大①
 證檢地實上同②
 ぶ運を民難避人邦艦軍我③
 民難避人那支の路ーエウ・ドーロブ④
 機軍海東浦るす上炎で撃砲の艦軍我⑤
 手製橋



陸戦隊奮戦

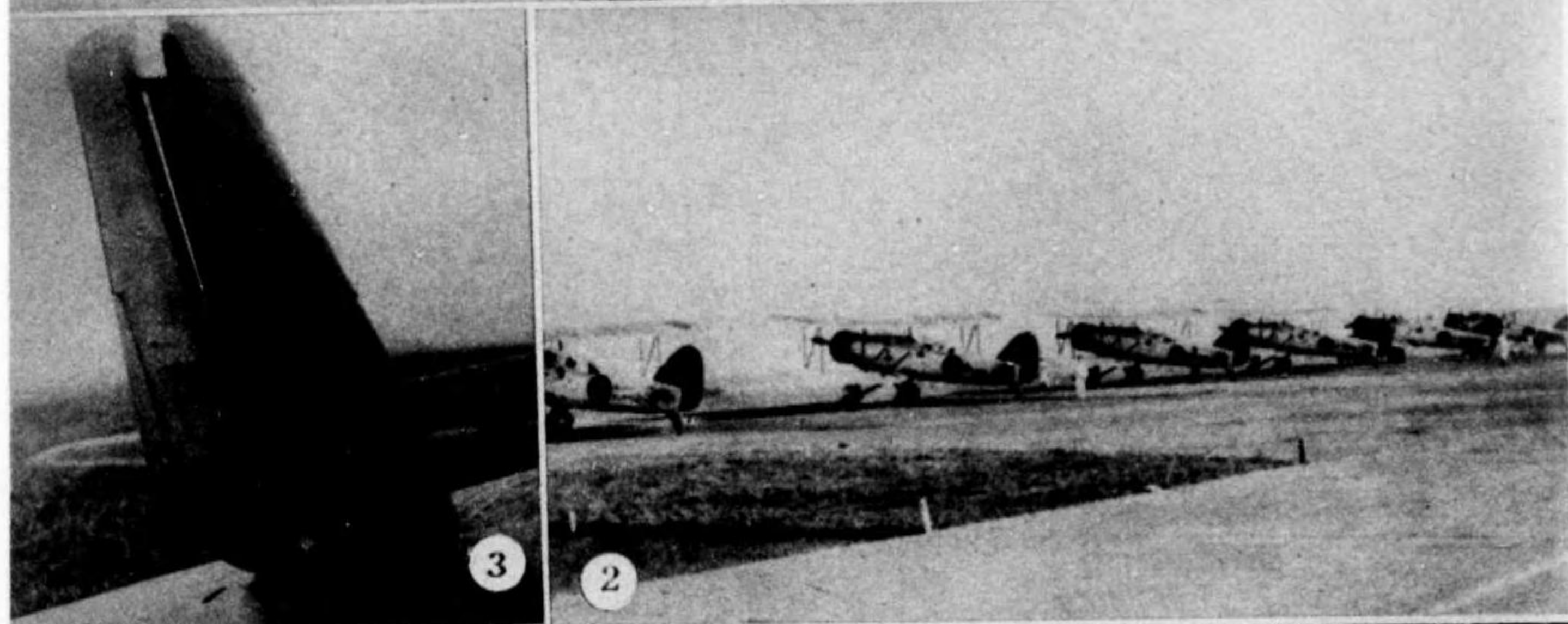
① 大康新住宅屋上の警備
 ② 北四川路上の我陸戦隊
 ③ ○○本部を出る大川内陸戦隊司令官
 ④ 支那機に爆破されたカセイ・ホテル
 ⑤ 激戦に活躍する我軍
 ⑥ 北四川路附近の便衣隊掃蕩



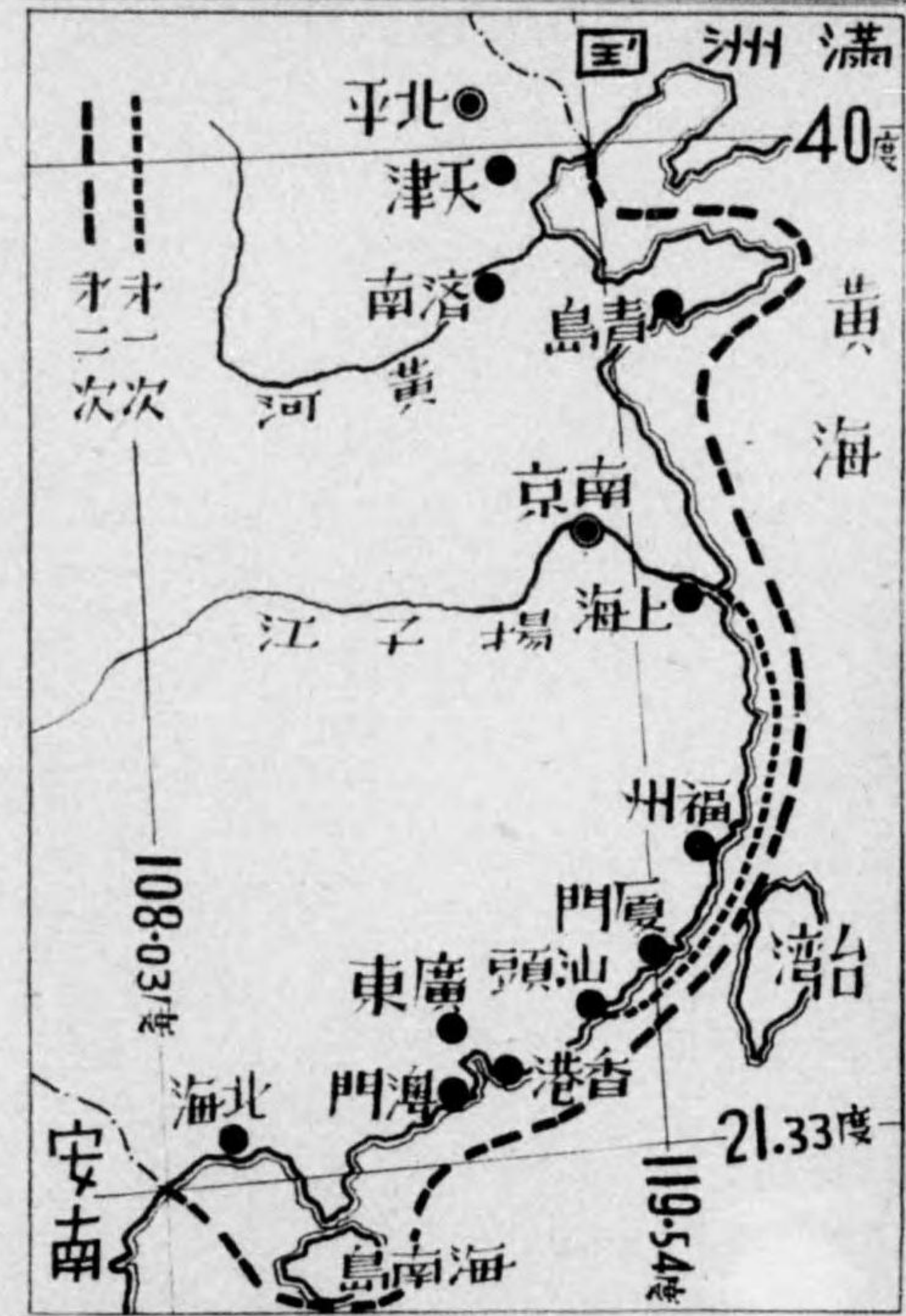


空軍の活躍

- ① 勇躍、出發前の訓示(海軍省貨下)
- ② まさに壯途につかんとする精銳(海軍省貨下)
- ③ 猛撃、基地に歸還せる機翼の彈痕
- ④ 荒鷲部隊周家屯方面爆撃



沿岸制壓



- ① 我砲艦で上海東部火災
 - ② 吉田第〇艦隊司令長官
 - ③ 長谷川第〇艦隊司令長官(右)と杉山參謀長
 - ④ 堂々支那海を壓する我〇〇艦隊
- ◆圖は支那沿岸船舶交通遮断區域◆





跡の身揚軍我



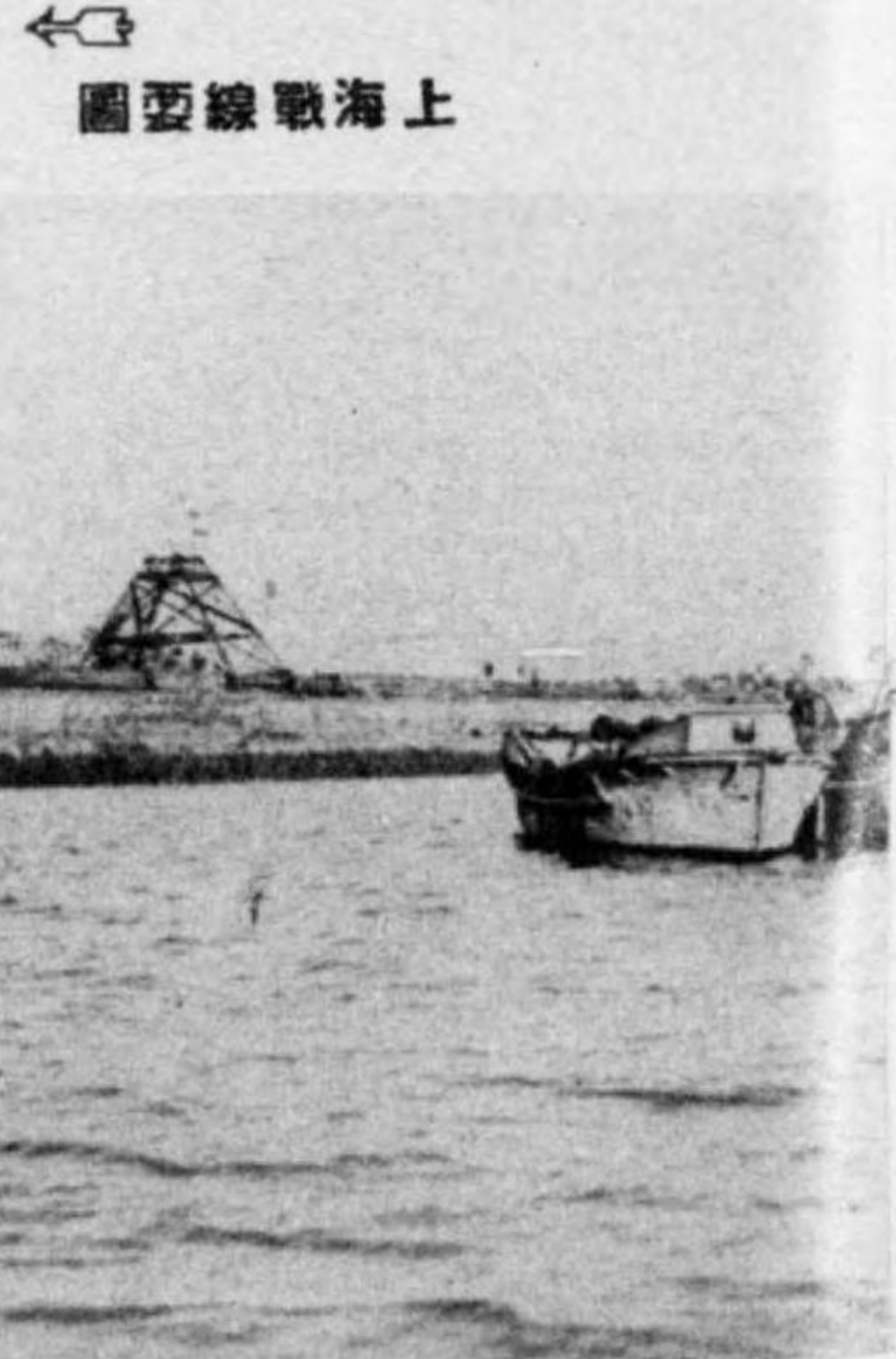
進突の敵果に地陣敵後火發雷地！く搖地天の南江



台砲松吳るせ敵占の隊部CO



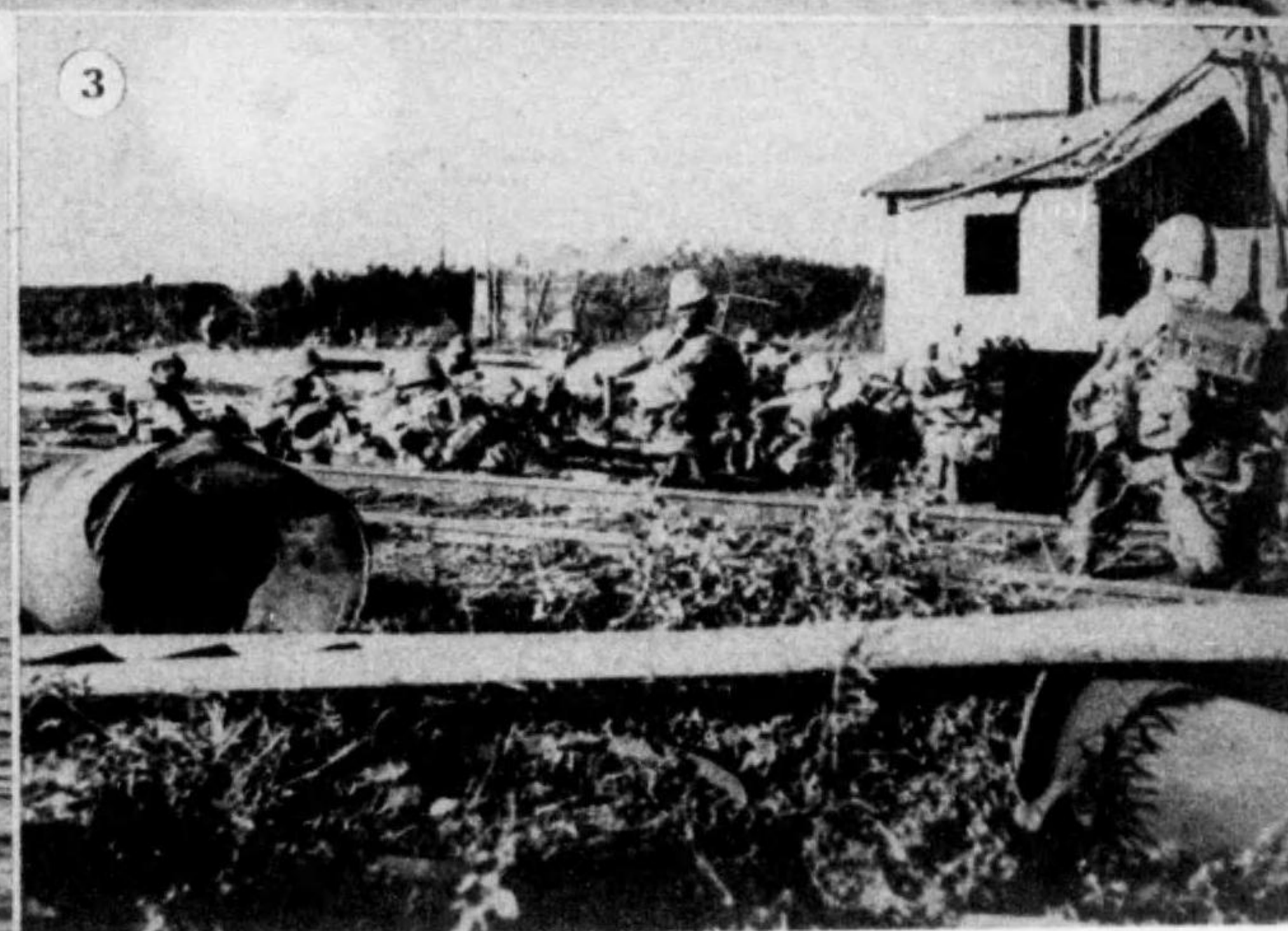
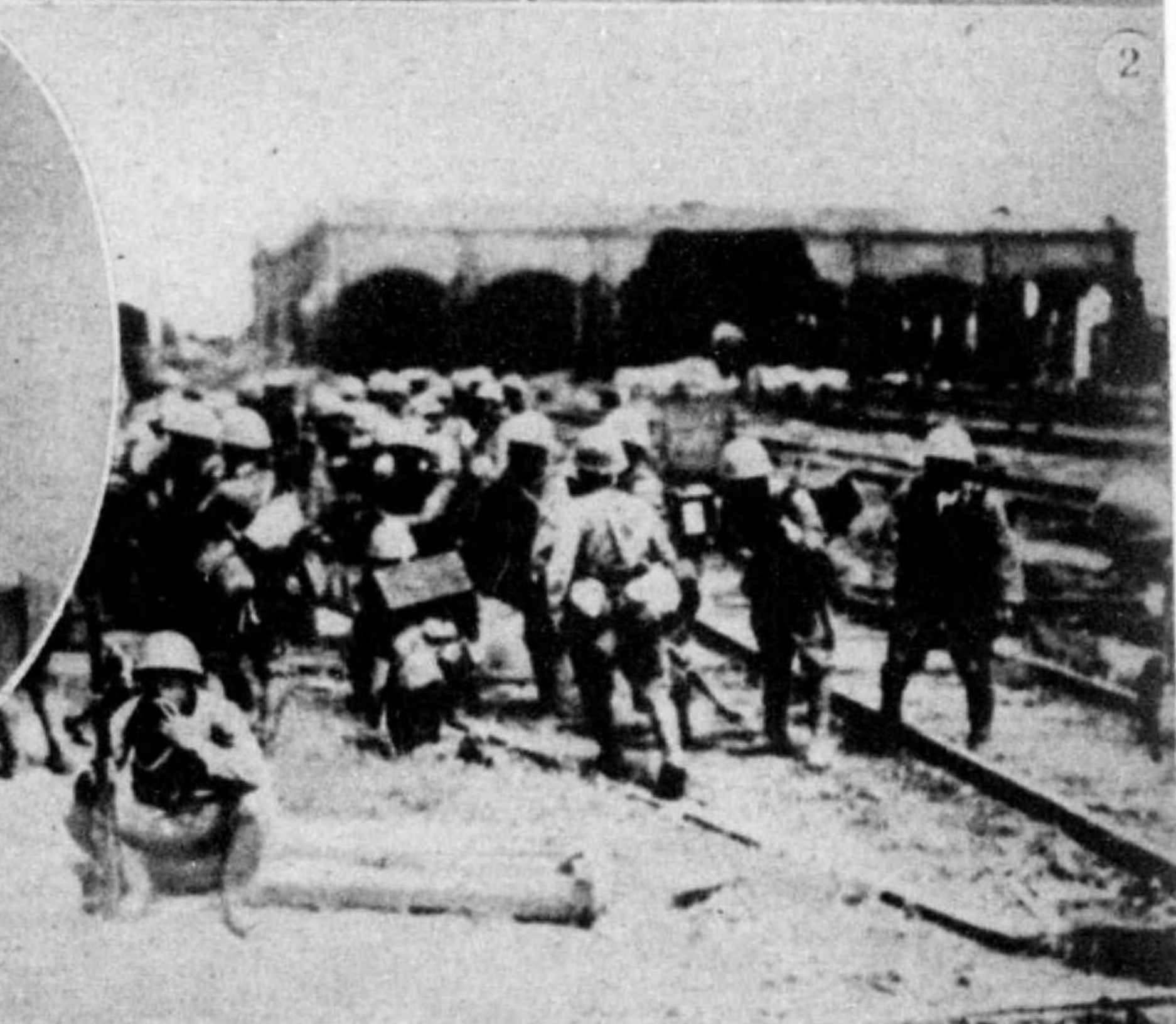
(口入台砲松吳)カチートたしま惱を軍我



圖要線戰海上

敵前上陸

- ① 海軍白標隊
- ② 敵前に上陸せる陸軍部隊
- ③ 鐵道貫通前面の敵を掃蕩する陸軍部隊
- ④ 敵前上陸直前の皇軍
- ⑤ 陸軍上海派遣軍最高指揮官松井石根大將





唐官屯に我軍歸す



道なきを進む軍皇



線

戰

支

北



陸軍北支派遣軍最高指揮官寺内壽一大將



良郷附近の岳山戦



居唐關に日に旗翻る

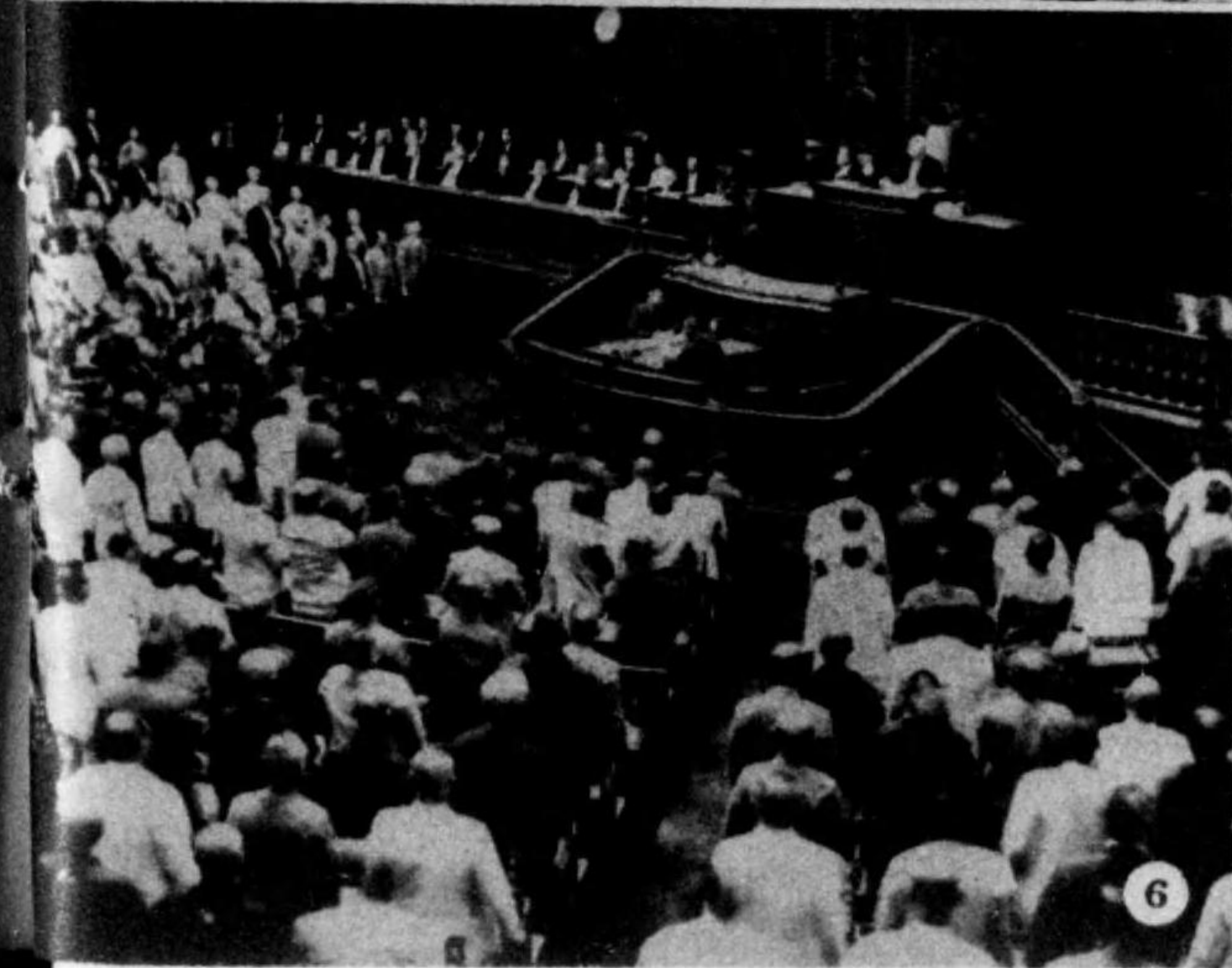
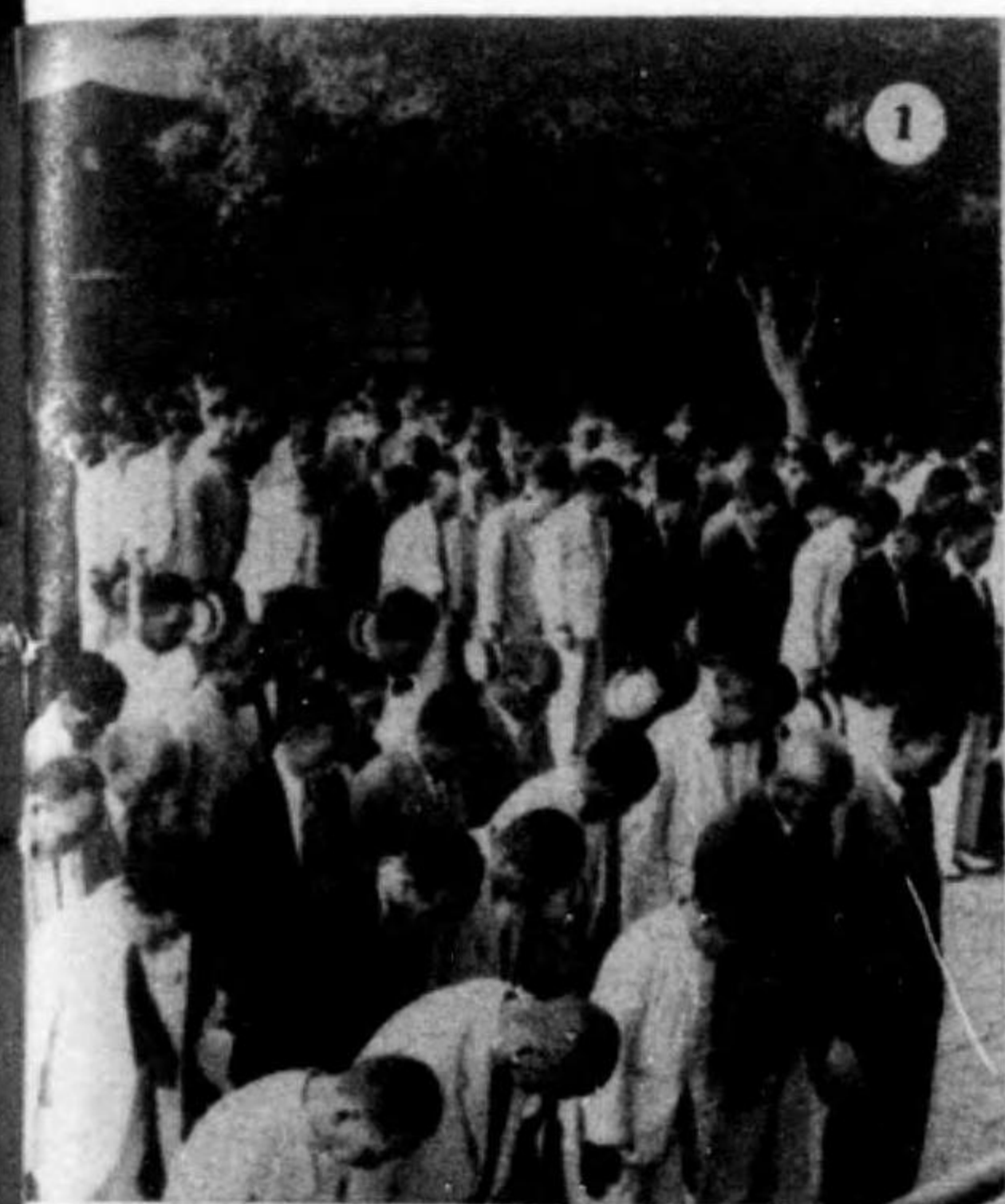
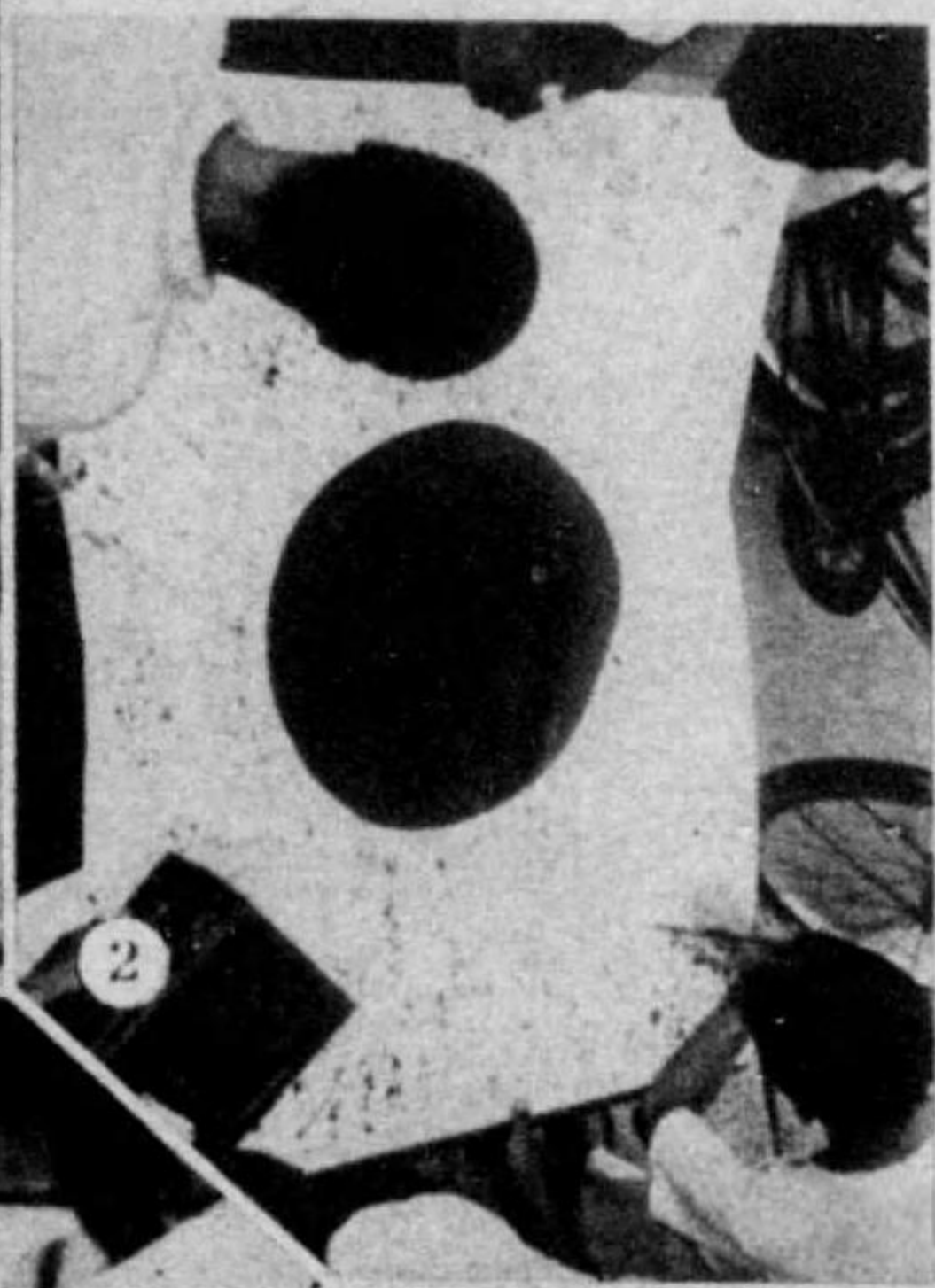


良郷西方を装甲列車先頭に進



銃後の固りし

- ① 皇軍の武運長久を祈る
- ② 日章旗に真心こめて千人書
- ③ 慰問袋の作製
- ④ 街頭の千人針
- ⑤ 熱誠溢る、出征志願書
- ⑥ 事變議會軍事費豫算可決



支那事變經過

昭和十二年七月七日夜半の蘆溝橋における支那兵の不法射撃は北支事變となり、さらに支那事變に發展して日支の全面的衝突を招來した。事變の原因は單に一蘆溝橋事件にあるのではなく、久しきにわたる支那國民政府の抗日政策がこの事件を導火線として爆發したものである。

國民政府が民族精神高揚と國內統一手段としてとり來つた抗日政策は近年着々その功を收め、支那の國內統一は少くとも表面上未だ曾て見ざる程度にまで完成し、軍備の充實またこれにつれて強化された。十一年末勃發した西安事件後國民政府は宿敵共産黨とも結び、いはゆる「容共抗日」政策をとつて以來、一層抗日毎日の傾向が露骨になつた。蘆溝橋事件勃發もこの根強い抗日の表面化に他ならない。

事件勃發以來帝國政府は事件不

支那事變經過

擴大、局地解決の方針を定め、あらゆる支那側の不法挑戦にも拘らず、戦局の擴大を防いで來たのであつたが、八月九日上海においていはゆる大山事件が起り、同十三日には支那軍のわが陸戦隊に對する挑戦あり、更に翌十四日には暴戾支那空軍がわが軍艦、領事館、共同租界を不法爆撃を行つたので、帝國政府はこゝにやむなく不擴大方針を一擲して支那軍懲罰の決意を固めるに至つた。

自來戦線は中南支に擴大、北支においても平綏、平漢、津浦の三線に進展して來たが、皇軍の嚮とてころ敵なく各戦線連戦連勝、破竹の勢をもつて進撃を續けてゐる。

而して皇軍聖戰の目的は領土獲得に非ず、また利権を求めもの非ず、第七十二臨時議會開院式に賜つた勅語に宣はせられた如く「一に中華民國の反省を促し速に東亞の平和を確立せむとする」に

蘆溝橋事件

昭和十二年七月七日夜わが支那駐屯軍に屬する豐台駐屯部隊の一部が北平西南約三里の蘆溝橋の北方地區で夜間演習中、午後十一時四十分ごろ蘆溝橋の支那兵から突如數十發の射撃を受けたので同部隊は直ちに演習を中止して部隊を集結するとともにこれを監視しながらこの旨を上司に急報した。急報に接した豐台部隊長は直ちに蘆溝橋の支那兵に對しその不法を詰詰しかつ同所の支那兵撤退を要求したが、その交渉中八日午前四時過ぎ龍王廟附近および永定河西側の長辛店附近の高地から集結中のわが軍に對し迫撃砲および小銃射撃をもつて挑戦し來つたので、わが軍もやむを得ず自衛上これに應戦、龍王廟を占據し蘆溝橋の支那軍に對し武装解除を要求した。八

あつて、戦線における將兵はいふにおよばず、銃後の國民も全く舉國一致、暴支膺懲、東亞安定の熱意に燃えてゐる。

支那軍の撤退を要求

蘆溝橋事件勃發の飛報は我が國はじめ全世界を震撼せしめたが、現場に最も近い北平の警隊は極度に達し北平においては八日午後八時戒嚴令を施行し、憲兵司令邵文凱が戒嚴司令に任せられた。北平の我が軍機關は事件を重大視し森田中佐を現地に派遣し支那軍に撤退を要求することに決し同中佐は宛平縣長于冷齊及び冀察外交委員會專員林耕雨を同伴し八日朝現地に到着して蘆溝橋を越え支那軍側と交渉したが皆明かず、冀察外交委員會は我が軍北平機關を通じて兩軍の原狀復歸を主張してわが要求に應じなかつた。ところが九日午前二時に至つて支那側は遂に午前五時を期して蘆溝橋にある部隊を全部永定河右岸に撤退すること約したが、事實は蘆溝橋附近の

支那事變經過

支那軍は午前六時に至るもなほ撤退しないばかりか逐次その兵力を増加し、監視中のわが軍に對し時時射撃を行ふの暴舉に出でたのでわが軍はやむを得ずこれに應戦して支那側の射撃を沈黙せしめた

支那軍撤退後戦備を進む

その後わが軍は支那側の協定不履行に對し嚴重なる抗議を行つたので支那側はやむを得ず九日午前七時旅長及び參謀を瀋陽橋に派遣し支那部隊の撤退を更に督促せしめた、その結果同日午後零時十分同地の支那兵は一小隊を残し永定河右岸に撤退を完了し殘置した一小隊は保安隊到着後交代せしめることにした、然るに支那側は永定河西岸に續々兵力を増加し彈藥その他の軍需品を補充する等脅々戦備を整へつゝある状況であつた

牟田口部隊龍王廟占領

十日拂曉以來永定河對岸の支那兵は時々瀋陽橋附近の我が監視部隊に射撃を加へるなどの不法行為があつたが、同夕刻衛門口方面から南進せる支那兵は九日午前二時の協定を無視して不法にも龍王廟を占據し引續き瀋陽橋附近の我が軍を攻撃して來たので牟田口部隊長は敢然逆襲に轉じ、これに徹底的打撃を與へ午後九時ごろ龍王廟を占領した

支那側の態度強硬

十一日拂曉わが軍は龍王廟を撤去し主力は瀋陽橋東北方約二、五里店附近に集結したがその際砲を有する七、八百の支那軍は八寶山及びその南方地區にありかつ長辛店及び瀋陽橋には兵力を増加し永定河西岸及び長辛店高地端には陣地を設備し兵力は益々増加の模様であつた、一方駐屯軍參謀長は北平に於て冀察自衛隊と抗衡に努めたが、支那側の態度強硬であつて打開の途なく交渉は決裂のほかない形勢に陥つたので十一日午後遂に離平して飛行場に向つた

帝國政府聲明

如上の報告に接した帝國政府では支那側の不誠意極まる態度を重視し、事態は派兵執行をむなしとなし十一日夕刻左の聲明を發した

政府聲明の全文

相續々支那側の侮日行為に對し支那駐屯軍は隱忍静觀中の處從來我と提携して北支の治安に任じありし第廿九軍の七月七日夜半瀋陽橋附近に於ける不法射撃に端を發し該軍と衝突のやむなきに至れり、爲に平津方面の情勢逼迫し我が在留民は正に危殆に瀕するに至りしも我方は和平解決の望を棄てず事件不擴大の方針に基き局地的解決に努力し、一旦第廿九軍側に於て和平解決を承諾したるに拘らず、突如七月十日夜に至り彼は不法にも更に我を攻撃し再び我軍に相當の死傷を生ずるに至らしめ、而も頻りに第一線の兵力を増加し更に西苑の部隊を南進せしめ中央軍に出動を命ずる等武力的準備を進むると共に平和的交渉に應ずるの誠意なく遂に北平における交渉を全面的に拒否するに至れり、以上の事實に鑑み今次の事件は全く支那側の計畫的武力抗日の性質に對し適切なる對策および取締をなす

北支へ派兵

北支の事態は日毎に險惡を加へて來たので帝國政府は七月十五日一部部隊を派遣するに決定左の如く發表した

【十五日午後八時十分陸軍省發表】北支の現勢に鑑み本十五日内地より一部の部隊を派遣することに決せらる

南京日支交渉

北支事態が重大化したため帝國政府は七月十七日南京駐在の日高參事官に訓電を發し帝國政府の決意を國民政府に通告せしめたところ國民政府は十九日これに對する回答を寄せて支那側の意圖を明かにした、この應酬に關し南京日本大使館は左の如く公表した

帝國政府の覽書手文

【十八日大使館發表】日高參事官は十七日午後七時半本省の重要訓令に基き外交部長官舎に王外交部長を訪問、口頭を以て左の重大通告をなすと同時に覽書を王部長に手交した

なること最早疑の余地なし 思ふに北支治安の維持が帝國および滿洲國にとり緊急のたるはこゝに發言を要せざるどころにして、支那側が不法行為は勿論排日侮日行為に對する謝罪を爲し、及び今後斯かる行為なからしむる爲の適當なる保障をなすことは東亞の和平維持上極めて緊要なり 仍て政府は本日この關議に於て重大決意を爲し、北支派兵に關し政府として執るべき所要の措置をなす事に決せり 然れども東洋和平の維持は帝國政府の常に顧念する所なるを以て、政府は今後共局面不擴大の爲に平和的折衝の望を捨てず、支那側の速なる反省によりて事態の円満なる解決を希望す、又列國の權益の保全に就ては固より十分之を考慮せんとするものなり

支那側我が要求を答へ

帝國政府の派兵聲明並に我が朝野一致の強硬なる決意を看取した冀察側は急遽態度を變へし、當時北平に残つてゐたわが交渉委員松井特務機關長に對し十一日午後八時、支那側は事件の責任者を處分し、將來再びかくの如き事件の惹

起せざるようこれを阻止すること瀋陽橋および龍王廟から兵力を撤去して保安隊をもつて治安維持に充てること、抗日各團體の取締をなすこと等に關する我が方の提議を容れ第廿九軍代表たる張自忠張九榮の名を署名の上我が方に手交した、よつて我が軍は事件不擴大の方針を持して支那側の實行を監視してゐたところ、その後において我が警戒部隊に對する射撃並に瀋陽橋部落に對する侵入その他の挑戰的行爲が頻發し、八寶山附近の支那軍は依然陣地を占領し永定河西岸には更に平漢鐵道により車隊及び軍需品を輸送し着々戦備を整へてゐた

馬村に於ける不法射撃

かくて十三日に至ると午前十一時ごろわが駐屯軍に屬する一小部隊が北平南方約三、の馬村を自動車にて通過中、第卅七師に屬する支那兵は不法にも機關銃をもつてわが軍に射撃を加へたので、やむなく直ちに應戦撤退したがこのた

支那事變經過

陸軍省態度を闡明

めわが方は死傷者數名を出した 馬村事件の直後(十三日午後一時卅分)陸軍省局は左の如く北支事變に關する態度を闡明した 【陸軍省發表】七月十一日午後八時支那側第廿九軍代表張自忠、張九榮は瀋陽橋事件解決并法として左記條件を署名の上これをわが北平特務機關長松井大佐に手交した、わが方は依然事件不擴大の方針を持し十分なる準備を整へつゝ支那側の實行を監視中である、しかしながらその後においても支那軍のわが警戒部隊に對する射撃ならびに瀋陽橋部落に對する侵入その他の挑戰的行爲の頻發を見つゝあることは頗る遺憾とするところである、かくのごとくして事態がさらに擴大するに至ることあるもその責任は一に支那側の負ふべきことは明かである

解決條件の概要(一)支那軍は瀋陽橋部落および龍王廟に駐軍せず、該地の治安は保安隊を以て維持す(二)第廿九軍代表の陳謝、責任者の處罰將來の保障をなすほか本事件を誘發せし監衣社、共產黨その他抗日各團體

の通告は誠に重大だから十九日中に國民政府の態度を決定し同日中に必ず返答する旨を答へた

支那側回答の要旨

【十九日大使館發表】支那側の覺書内容左の如し

中國政府は事件不擴大主義の下に和平解決に努力しつゝあり、支那側の軍事行動は日本軍平津一帶増兵に對する當然の自衛準備に過ぎない、中國政府は事件の不擴大を希望するの故を以て日本政府に對し「一定の期限を限り日支兩軍同時に軍事行動を停止し武裝部隊を撤回すること」今回の事件に對しては外交手段を以て解決することの二項を提出する、なほ地方的性質を有するの故をもつて地方的にこれが解決を計らんとする如何なる現地協定も中央政府の承認を得ることを要す、また中國政府は紛争解決のため仲裁裁判の如きあらゆる方法を接受する

現地協定成立

北支事變の解決に關し支那駐屯軍司令部では帝國政府の重大決意

に引揚げ、牟田口部隊は前線に止まり嚴重監視を續けた

廊坊の戦闘

北寧線廊坊においてわが軍用電線の修理のため派遣せられた通信部隊及びその擁護隊たる五ノ井部隊は七月廿五日午後十一時半突如支那軍(張自忠の第卅八師)より手榴彈、機關銃および迫撃砲を以て不法射撃を受けたのでわが軍はやむなくこれに應戦、さらに救援のためわが觀音部隊と飛行隊が出勤同地一帶の支那軍を潰走せしめ午後三時兵を収めた、この戦闘でわが軍は戦死者三名、重傷者十一名を出した、またわが軍は北支事變最初の空襲を敢行し敵軍に莫大な損害を與へた

宋哲元に最後通告

廊坊事件に憤激した支那駐屯軍司令部では七月廿六日、香月司令官の名をもつて第廿九軍長宋哲元に對し第卅七師の撤退に關し最後の通告を發したが、右につき支那

支那事變經過

に基き、十七日の參謀會議の結果これ以上遷延を許さず積極的解決方針で邁進するに決定、冀察當局と折衝の結果宋哲元、張自忠は七月十八日香月駐屯軍司令官を訪問し正式に陳謝の意を表し、引續いて解決協定につき交渉を進めた結果、十九日に至つてこれが成立を見、陸軍省は廿三日、左の如く發表した

【七月廿三日午後八時廿分陸軍省發表】支那駐屯軍よりの報告によれば「今回の北支事變に關し冀察側に於ては責任者の謝罪、處罰のほか今次事變の原因はいはゆる監衣社、共產黨その他の抗日系各種團體の指導に陥るる所多きに鑑み將來之が對策取締を徹底することを協定せり、即ち冀察側はこれが實行のため七月十九日支書により左記具體的事項を自發的に申出でたり」日支國交を阻害する人物を排す、共產黨は徹底的に彈壓す、排日的各種團體諸團體及び各種運動前にこれが原因と目すべき排日教育の取締りをなす、また別に冀察側は今日本軍と衝突したことは主として第卅七師に屬するものなれば將來双方の間に意外の事態發生

駐屯軍は廿六日午後三時半左の如く發表した

【支那駐屯軍發表】七月七日盧溝橋事件以來支那駐屯軍は不擴大、現地解決の方針の下に第廿九軍と協定を結び支那軍隊の撤回に亘る不法不信行為に對しつゝためて隱忍自重以て支那側の協定實行を嚴重監視せり、然るに支那側は協定の實行に言を託して遷延せるのみならず遂に昨廿五日廊坊の支那軍隊はわが通信隊擁護の僅少なる部隊を侮り不法射撃を實施しわが軍に損害を與へたり、かくの如きは支那軍が軍に侮日抗日の挑戰的行爲たるに止まらず、わが軍との協定實行に全然誠意を缺くものと斷ぜざるを得ず、茲に於て軍はその使命に基き公正なる態度をとり斷然支那側の協定實行の誠意を質しこれが敢速確實なる實行を庶幾するため左の如き最後の通牒を北平特務機關長松井大佐をして第廿九軍長宋哲元に本日午後三時半手交せしめたり

を避くるため同師を北平より他へ移駐する旨通告し來り、廿二日午後五時以降列車により逐次南方に移動中なり」と、駐屯軍は目下これが實行を嚴重に監視中なり

駐屯軍の聲明

七月十九日午後五時頃盧溝橋に於て支那軍は突如我が警戒部隊に猛射を浴せかけ山崎雅良部隊長は大腿部に盲管銃創を受け、更に同日午後七時頃北平、天津間軍用電話線が切斷されたが右の如き重ね重ねの支那側の不信行為に對し、支那駐屯軍司令部は十九日午後十時左の如き重大聲明を發表した

【駐屯軍聲明】本月十九日までの狀況を見るに支那軍は盧溝橋およびその附近よりしばしば斥候をもつてわが部隊直前に進出、射撃をなす十九日午後五時ごろ遂に我に負傷者を生ずるに至つた、また盧溝橋附近において該地の保安隊は我に對し陣地を設備し、かつ永定河西岸にある支那軍隊と聯絡し今なほ盛んに陣地の構築中である、この間に處し日本軍は隱忍自重一變も應射せず忠實に協定を履行してゐる、然るに支那側の行

動は右の如く明らかに協定に反するのみならず、日本軍として自衛上黙し難き所である、従つて支那軍が依然かくの如き不信行為を繰返すに於ては廿日正午以後獨自の行動をとるのやむなきに至るであらう

宛平縣城砲撃

我が軍は十九日駐屯軍の發した聲明に基き廿日正午以後の支那側第一線部隊の動靜を嚴重監視中、午後二時卅分に至り盧溝橋附近と八寶山の支那軍はまたく不法射撃を開始したので我軍も遂に堪忍袋の緒を切り、河邊部隊は斷平砲撃を開始し宛平縣城に向け十字火を浴せかけ猛撃卅分にして同方面の敵を全く沈黙せしめた、この戦闘に於て我軍は戦死者一名、重傷一名を出した、わが砲撃の猛威により一時沈黙状態に陥つた支那軍は廿日午後六時五十四分再び砲撃を開始したので我軍は自衛上直ちにこれに應戦、遂に盧溝橋東南望樓および城門を破壊し城内は火災を起した、午後九時廣徳の目的を達した河邊部隊長並に幕僚は本部

を惹起するに至れるは貴軍がわが軍との間に協定せる事項の實行に對する誠意を缺き依然挑戰的態度を緩和せざるに基因す、貴軍に於て依然事態不擴大の意思を有するに於ては先づ速に盧溝橋および八寶山附近に配置する第卅七師を明廿七日正午までに長辛店に後退せしめ、また北平城内にある第卅七師は北平城内より撤退し、西苑にある第卅七師の部隊と共に先づ平漢線以北の地區を経て本月廿八日正午までに永定河以西の地區に移し自後引續きこれ等の軍隊の保定方面への輸送を開始せらるべし右實行を見ざるに於ては貴軍に誠意なきものと認め遺憾ながらわが軍は獨自の行動をとるのやむなきに至るべし、この場合起るべき一切の責任は當然貴軍において負はるべきものなり

昭和十二年七月廿六日
日本軍司令官陸軍中將香月清司
第廿九軍長 宋哲元殿

廣安門事件

豐台部隊の廣安門部隊は居留民保護のためトラック數台に分乘し北平城内に入らんとして七月廿六日

午後八時北平外城廣安門にさしかかり支那側の諒解の下に同城門を通過せんとしたとき、同城門守備の支那兵より不意討ち的射撃を浴せられ一時苦戦に陥つたが、廿七日早朝辛うじて危地を脱して北平の大使館區域内のわが兵營に到着した、この事件で支那駐屯軍司令部はいよく獨自行動の開始を決意した

北平居留民避難

北平のわが大使館は時局の緊迫に鑑み出先軍當局と協議の結果七月廿七日朝北平居留民に對し大使館區域内に午前中に引揚げ方を正式に命令し、同日午後六時までに殆んど引揚げを完了した、引揚げ人数は内地人一千三百六名、半島人一千二百六十九名、合計二千五百七十五名で内地人は日本大使館、日本警察署、正金銀行支店の三ヶ所に、半島人は舊國兵營に收容された、なほこの日森島參事官は北平市長桑德純に引揚げにおける日本人の住宅その他に對する保護

につき十分注意するよう依頼した

駐屯軍再聲明

支那駐屯軍は獨自行動開始に關し七月廿八日午前零時十五分左のとき聲明を發した

【聲明】七月七日夜以來盧溝橋附近において支那側の不法射撃に端を發したる日支兩軍の紛争事件に關し日本軍はあくまで事件不擴大の方針を堅持し、和平解決に万全の努力を致したるは周知のところなり、然るに支那側は不信不法の行爲を反復し一旦わが要求を承認調印したる後といへども何等誠意の認むべきものなし、しかも通信交通を妨害し計畫的破壊行爲に出で殊に廿五日夜は軍用線修理のため廊坊に赴きたる部隊に對し廿六日夕は北平廣安門附近においてわが居留民保護に向つた部隊に對し欺瞞的手段を講じ不法の行爲を敢てせるが如き抗日侮日に至らざるなしこれに加ふるに梅津・何應欽協定を踐踏して中央軍を北上せしめ若々戦備を進めるなど暴戾言語に堪ゆるものあり、かくて今や治安も全く亂れわが居留民の生命財產は危殆に瀕するに至れり、因り北支治安の維持は

の二ヶ團に對しては武装解除した(卅日)にはわが主力部隊が瀛海橋對岸に進出して東辛店附近の高地を午後三時占領し、〇〇部隊は北苑一帶の殘敵の武装解除を行つた

宋哲元等逃亡

我が軍の北平郊外清掃聖戰の威力に恐れをなした冀察政務委員會委員長宋哲元、北平市長秦德純等は廿八日夜陰に乘じ北平を脱出保定へ逃走した、宋等の逃亡で冀察政權は十年十二月成立以來僅か一年八ヶ月で壊滅した

天津の市街戰

廿九日午前二時卅八師の一部は天津駐屯の保安隊と合體して天津の日本租界、軍司令部、海光寺兵營、飛行場などを攻撃、我が軍これに應戦し猛烈なる市街戰を演じた、我が軍奮戦一時敵を沈黙せしめたが、支那軍は依然執拗な攻撃を續けるのでわが軍は自衛上やむを得ず支那軍の占據してゐる主

北平郊外掃蕩

七月廿八日拂曉を期し支那駐屯軍の各軍は一齊に北平一帯の支那軍擊退の行動を開始し、廿八、九の兩日において大體その目的を達した、左にその情況を略記する

廿八日

早朝まづ我が飛行隊は暴風雨を冒して出動、西苑の兵營を襲撃して多大の損害を與へ

廿九日

には北平の西方地區において我が軍は先づ西苑附近における敵の抵抗を逐次排除しつづ前進し河邊部隊は午後六時瀛海橋を完全に占領し、酒井部隊もまた午後七時永定河東岸の衙門口を占領した、北平城内の敵は皇軍の威力に恐れをなし廿八日夜大部分北平を脱走し、殘余の第卅二師

戦局中南支に及ぶ

大山事件勃發、支那軍不法挑戰

再成立の宣言を發した
かくて平津の治安は次第に回復し、八月四日には皇軍の一部は北平に入城し、六日わが香月駐屯軍司令官は平津地方の支那居民救済基金として十萬元、天津市内の支那側の抗日態度はますます露骨となり、わが居留民の生活は脅威せられ事態はいよいよ切迫したので、長江筋においては八月一日の重慶、宜昌、沙市の引揚げを始めとして、長沙、漢口、九江、蕪湖大治、南京、鎮江等の居留民約二千八百名は九日午後一時をもつて全部上海まで引揚を完了した
この間上海の空氣もまたますます緊迫を加へ、邦人の生活は日一日と脅されつゝあつたが、俄然八月九日夜わが陸戦隊の大山中尉、瀋陽水兵が虹橋飛行場附近路上において支那保安隊のため射殺せら

要地點を襲撃するに決し、駐屯軍司令部は「天津市内の治安を維持し居留民を保護する目的を以て襲撃すべきも列國の權益尊重、居留民の保護に關しては最善を期する」旨を聲明した後、廿九日午後保安隊總隊、警備司令部、北平、津浦兩鐵路局などを襲撃し多大の効果を收めた、その夜少數の敵が東停車場を襲撃したが直ちにこれを撃退、卅日に至り支那街の一部を掃蕩して日本租界から金湯橋を経て東停車場に至る沿線地區を占領し交通聯絡を確保した、かくて天津一帯の第廿九軍は津浦鐵路方面に撤退し天津は平穩に歸した

通州保安隊叛亂

冀東政府所在地通州に駐屯の保安隊三千元は廿八日夜半突如叛

平津治安回復

宋哲元、秦德純の冀察政權並に北平市政府職者が姿を消したため治安維持、人心安定を目的に北平市に七月卅日江朝宗を委員長とする北平治安維持會が成立、さらに八月一日には天津にも同様な後援を委員長として治安維持會が成立した、また通州叛亂事件の結果冀東防共自治政府政務長官殷汝耕が引責辭職したため滄州署を政務長官とする新冀東政府の陣容と、のひ八月十日から唐山の冀東保安隊本部において就任式を擧げ政府

の斥候は突如支那兵の射撃を受け
午後四時卅分には支那軍は八字橋
にあつたわが陸戦隊の一部を攻撃
し來つたのでわが軍も堪忍袋の緒
を切つて應戦、こゝに上海方面に
おける戦鬪の火蓋が切られた、し
かも翌十四日に至るや抗日に燃え
る支那軍は編隊機をもつてわが軍
艦および公大紡績を爆撃し、同日
午後には我が陸戦隊および旗艦を
爆撃したが命中せず、血迷つた支
那艦は共同租界および佛租界に爆
弾を投下し多數の自國民および外
人を殺傷するの暴舉をあへてした

斷乎膺懲に決す

隱忍に膺懲を重ねる事件不擴大の
方針を堅持して來たわが政府およ
びわが支艦隊も事態がこゝまで
急迫した以上、もはや隱忍の極
に達したるものとして斷乎暴戻支
那軍を膺懲するに決し、帝國政府
は八月十四日緊急閣議を開き、翌
十五日午前一時十分左の如き重大
聲明を發し、事件不擴大方針をこ
こに全く一擲した

海軍空陸に奮戦

自來わが海軍陸戦隊は寡兵をも
つてよく十數倍にあまる敵の攻撃
を撃退し租界の守備に涙ぐましい
奮闘をつゞけ、またわが海軍航空
部隊は支那側の暴虐なる空襲に憤
激、斷乎敵陣地を空襲するに決し
八月十四日折柄の暴風雨を冒して
午後六時半算橋、杭州、喬司飛行場
を、同七時半廣徳飛行場を、さら
に十五日には長編して午前九時半
ごろ南京を、正午ごろ南昌飛行場
を空襲したのを始めとし、支那空
軍根據地における飛行機および格
納庫を爆撃し、また反撃し來る支

陸軍敵前上陸

前述の情勢に鑑み陸軍は一部隊
を中支方面に派遣するに至つたが
該部隊は海軍と緊密なる協力の下
に廿三日早朝果敢なる敵前上陸に
成功して所在の支那軍を掃蕩しつ
つ前進を開始し、後續部隊の到着
とともに廿八日には羅店鎮を、九
月一日には吳淞砲台および獅子林
砲台を占領し、五日には寶山、九
日には月浦鎮、十二日には堅壘楊
行鎮等要地を續々占領し、十三日
には吳淞、上海間の連絡を完成し
また敵の本據上海市府の占領に
成功したためさすがに多數をたの
んだ敵も士氣とみに衰へ嘉定、南
翔に向つて敗退した

上海中立化案

上海の戦火擴大とともに英國を
初め諸外國の關心も次第に高まり
八月廿三日にはハル米國々務長官
より平和希望の聲明が發せられ、
また英國は八月十七日の五相會議
において上海地區中立化案を提議
するに決し、十八日駐日支英國大
使に訓令し兩國政府へ上海地區中
立化案を提議した、その骨子は
上海地區を中立地帯とし、日支兩國
軍隊は右地帯より撤退すること、中
立地帯の劃定は現地において局地的
折衝によつて行ふこと、中立地帯内
日本居留民の保護に關しては米佛兩
國政府の援助あることを條件として
英國政府において責任を負ふこと
といふのであつた、これに對し
わが外務省は十九日回答文を駐日
英國代理大使に手交したが、その
内容は「この陸居留民保護の責任
を外國政府に委託するわけに行か
ない、無論帝國政府は租界内にお
ける内外人の生命財産の万全を顧
念すること列國に劣るものではない、
この見地から帝國政府は、支

沿岸交通遮斷

中南支における支那軍の狂暴に
對しわが軍はあらゆる有効なる手
段をもつて支那の戦鬪力を減殺す
ることとなり、長谷川第三艦隊司令
官長官は八月廿五日、揚子江口以
南汕頭に至る海面における支那船

皇軍山西に入る

平綏戦線の敵全く壊滅

平綏線方面の支那軍は八月初頭
より活潑なる動きを見せ、平津地
方を側面から脅威するの態勢をと
るに至つた、即ち八月十日までに
は中央直系たる第十三軍(劉汝明)
に屬する第八十九師(王仲廉)は南
口、永寧、延慶、懷來の地區に、
同じく第四師(王萬勳)は下花園、

支那事變經過

船の交通を遮斷する巨宣言を發し
た、宣言次の如し
本官は昭和十二年八月二十五日〇
時以後、北緯卅二度四分、東經百廿
一度四十分より北緯卅三度四十分
東經百十六度四十八分における中華
民國沿岸を本官の指揮下に屬する海
軍力をもつて中華民國公船の交通
を遮斷することを宣言す……第三
國船舶および帝國船舶は遮斷區域内
に出入するを妨げず
なほ右遮斷區域は九月五日さら
に青島および外國租借地を除く支
那沿岸全部に擴大された

沙城間の地區に進出し、傍系の第
八十四師(高桂滋)は赤城から龍關
の地區に配置せられ、第二十九軍
に屬する第四百十三師(劉汝明)は
張家口、宣化間の地區に依然集結
してゐた、また傍系の第八十六師
(高靈成)第二十一師(李仙州)等は
大同附近に向ひ前進を開始し、共

産軍の先鋒は百靈廟に達したと傳
へられてゐた

我軍はこの方面の支那軍を撃滅
するに決し、十一日午前八時第一
線を以て龍虎台一帯を占據して南
口附近を占領する第八十九師の約
二團に對し攻撃を準備、十二日午
前五時から攻撃を開始して早くも
午前八時には南口驛部落(南口馬
家店)を、午後八時には南口鎮を
占據、續いて十三日午後四時卅分
頃には南口鎮北側鐵道線路兩側高
地を奪取、自後岫巖地帯を踏破
し、十四日夕には南口鎮北方隘路
口を完全に占據し、十五日には泥
坑附近の陣地を突破、夕刻には龍
殿、龍塘の線に進出し、居庸關附
近の陣地に對し攻撃を開始して廿
二日同地附近長城の一角及其東北
方三軒の高地を奪取して廿三日午
前六時完全に居庸關附近を占據し
た、平綏線西方地區においては廿
二日居庸關西方約十軒長城線の最
高峰標高三三九〇米の高地、鎮邊
城東方五軒一一二〇米高地、其南
方三軒半の灰岩等を奪取、且鎮邊

支那事變經過

て来たので關東軍の一部は廿日夜半から攻撃を開始した、わが方の戦況極めて有利に進展し、支那軍に多大の損害を與へて廿一日午前十時完全に長城線を占據、張家口方面に追撃して、廿二日午前七時萬全に達し廿四日午前七時孔家莊(萬全南約十三軒)に入り確實に平綏線を分断し續いて廿四日夜半張家口を占據した、その後も皇軍は追撃の手を緩めず、廿六日には

要害馬廠を占領

津浦、平漢戦線の作戦進捗

支那中央軍は依然北上を續け八月廿日ごろにはその兵力約三十師四十万に上り、津浦線方面の最前線たる滄州(天津南約二十里)附近には盛に陣地を構築してみた平漢線方面においては十五、六日ごろから涿州から固安を経てその東方永定河の線における支那軍の配備は頗る濃密となり、有力なる中央軍が良郷西側地區に進出して来たので平漢線方面の我部隊は廿

八日拂曉よりこれを攻撃して廿一日午後六時良郷西方高地を占據し、高地に據る敵をその後相ついで攻撃九月十一日をもつて山岳地帯の敵を全く掃蕩した。津浦線方面においても我部隊は廿一日夕獨流鎮を出發してその南方約三十の七里堡を占據した、深更に至り一千余の支那軍部隊が前後二回にわたり逆襲し来たが我軍は間髪を入れず、これを撃退

八日拂曉を、廿七日には康莊、延慶を、廿九日には新保安を攻略、九月六日には進撃また進撃遂に山西省に攻め入り、天鎮、聚樂堡等の要地を攻略して十三日には山西軍の最大要地大同を占領、文字通り向ふところ敵なき進進をつゞけてゐる。なほ閑院參謀總長官閣下には十三日夜植田關東軍司令官に對し、大同占據御嘉賞の御祝電を賜つた

し引續き廿二日早朝から悪天候と戦ひつゝ追撃を開始し廿四日午前十一時靜海縣城を占據、九月四日には唐官屯を同十一日には不落を誇つた要地馬廠を陥れ破竹の勢をもつて追撃中である(九月十四日記)

支那事變日誌

七月七日 午後十一時四十分頃豊台駐屯部隊の一部瀋陽橋北方地區に於て夜間演習中支那軍隊の不法射撃を受く
八日 午前五時過豊台部隊は支那軍の挑戦に應戦して龍王廟を占據す
九日 午前二時支那側我要求を容れ午前五時を期し瀋陽橋支那部隊の永定河右岸に撤退を約す▲午後零時十分一小隊を殘し他は永定河右岸に撤退完了▲午後四時橋本軍參謀長天津發北平に向ふ
十日 午後七時龍王廟より約百の支那兵龍王廟占領引續き我方を攻撃せしを以て反撃して午後九時龍王廟を占領す
十一日 正午過橋本軍參謀長察察側

との折衝成らず北平出發▲午後八時第二十九軍代表我要求を容る▲緊急開議開催北支派兵に決し聲明を發す
十三日 午前十一時頃馬村に於て我歩兵一小隊支那兵の射撃を受け戦死三を出す
十四日 午後四時頃我騎兵部隊團河村通過の際支那兵に射撃せられ戦死一を出す
十五日 内地より一部派兵の件陸軍省より發表あり
十六日 午前八時頃鈴木部隊の一部安平にて憲兵隊の攻撃を受け武装解除を行ふ
十八日 午後一時宋哲元は軍司令官を訪ひ陳謝す
十九日 午後六時頃瀋陽橋の支那軍西五里店に我部隊を射撃し將校一員傷す▲軍は第二十九軍が再び不信行爲を繰返す時は廿日正午以後獨自の行動をとるべきを通告す▲夜、軍は第二十九軍代表と十一日成立の協定の具體的實行方法に就き協議す▲夜、蔣介石は廬山に於て現地交渉を否定するが如き意思發表を行ふ
廿日 午後一時瀋陽橋附近下りの不法砲撃に端を發し彼我砲撃を開始、夜

に入りて止む

廿二日 午後五時四十分北平發三七師の二一八團の一營涿州に移駐を開始す▲參謀長熊斌北平に来る
廿三日 午前七時十五分、午前九時三十分、午前十一時五十分北平發列車にて二一八團の殘餘隊州に向ふ
廿五日 午後十一時卅分廊坊驛にて五ノ井部隊支那軍と衝突す(廊坊事件)
廿六日 午前七時頃豐登部隊廊坊着午前八時支那軍退走す▲午後三時卅分軍は宋哲元に對し三七師の廿八日正午迄永定河以西撤退を要求す▲午後七時卅分頃廣都部隊廣安門に於て支那兵の欺騙的攻撃を受く(廣安門事件)
廿七日 午前零時頃廣都部隊支那側との交渉成立す▲午前二時頃廣都部隊交民巷兵營に入る▲朝、在通州部隊同地駐屯の第二十九軍獨立三九旅の一營に對し武装解除を要求せしむに應ぜず之に大打撃を與ふ▲夜十二時、軍は宋哲元に對し獨自の行動に出づべきを通告す
廿八日 早曉より北平周邊第二十九軍に對し砲撃を開始す▲午前十時卅分頃酒井部隊沙河鎮の支那軍を驅退す

支那事變經過

午前十一時頃清河鎮の支那軍に對し攻撃を開始す▲午前十一時頃河邊部隊は南苑西北端に黃島部隊は南苑東北方地區に進出南苑より敗走中の支那軍を撃退す▲午後三時頃川岸部隊南苑を占據す▲午後三時頃鈴木部隊清河鎮を攻略す▲夜半、宋哲元は秦德純、馮治安等と共に北平を脱出す
廿九日 午前一時頃天津海光寺兵營、羅紡工場、東站停車場、糧秣集積所等支那軍の夜襲を受く▲午前三時頃天津飛行場支那軍の夜襲を受く▲午前三時頃通州守備隊、特務機關部副官冀東保安隊の襲撃を受け通州殘虐事件勃發す▲午前七時頃酒井部隊萬壽山一帯の高地を占據す▲午後二時卅分より我飛行隊天津支那軍の據點を襲撃す▲夕刻酒井部隊は黃村附近に鈴木部隊は北平西側地區に集結す▲午後六時頃河邊部隊は瀋陽橋を占據す
卅日 朝來天津市内は漸次靜謐に歸す▲午後一時卅分塘沽守備隊大沽を占據す▲午後三時頃河邊部隊、長辛店を占據す▲午後四時廿分黃島部隊通州到着▲北平治安維持會成立す
卅一日 天津に於ける殘兵の掃蕩を完了す▲北平鐵道開通す

八月一日 天津治安維持會成立す▲重慶、宜昌、沙市の邦人引揚ぐ
二日 鈴木部隊北平城内の一三二師の二團を武装解除す
三日 午前七時、午前十時中宮部隊平綏線にて輸送中の中央軍を襲撃す
五日 南京政府全軍に總動員を下令せしもの如し
六日 午後二時南京に於て支那全國國防會議開催せらる
七日 漢口居留民引揚ぐ
八日 正午我部隊北平に入城す
九日 北平居留民龍城を解く▲新冀東政府唐山に於て業務を開始す▲午後一時迄に長江筋の居留民上海に引揚ぐ▲午後六時頃上海陸軍隊大山中尉、蕭慶水兵虹橋飛行場附近に於て射殺せらる
十一日 午前八時頃南口附近攻撃部隊の第一線は龍虎台を占據攻撃を準備す▲夜半在良郷部隊に對し裝甲列車を有する五、六百の支那軍攻撃し来るも我は之を撃退、同時頃獨流鎮の我部隊も夜襲を受く
十二日 (南口方面)午前五時頃攻撃開始▲午前八時頃南口馬家店占據▲午後

八時南口鎮占據(上海方面)正午頃北停車場附近に於て大前憲兵軍曹、浦野通譯行方不明となる
十三日 帝國政府重大聲明を發表す▲(上海方面)午前九時卅分頃中四川路と北停車場との中間地區に於て我陸戰隊斥候支那兵より射撃せらる▲午後四時三十分頃八字橋に於ける我陸戰隊の一部支那軍の攻撃を受く▲(南口方面)午後四時卅分南口鎮北側鐵道線路兩側高地を奪取す▲(内蒙方面)夜、兵力未詳の支那軍八台西方地區に侵入す
十四日 廟嶺上海派兵に決す▲(上海方面)午前三時頃五時卅分頃新公園公大紡績の我陸戰隊に對し砲兵支援の下に七、八十の支那兵攻撃し来る▲早朝より我砲兵は砲撃開始▲午前十一時支那機編隊我軍艦及公大紡績を襲撃す▲午後四時頃支那機三、四機來我陸戰隊及旗艦を襲撃せるも命中せず共同租界佛租界に爆弾を投下す▲我海軍航空隊午後六時三十分頃杭州、香河飛行場を同七時三十分頃廣都飛行場を襲撃す▲(青島方面)午後一時頃市内巡邏中の我水兵一名便衣支那人に射殺せらる▲(内蒙方面)拂曉より在商都内蒙軍は支那騎兵約三千の攻撃を受く

支那事變經過

十五日 午前一時十分政府重大聲明を発表す△南口方面夕刻、瀋陽、龍塘の線に進出す△上海方面我海軍航空隊午前九時半頃南京を、正午頃南昌飛行場を襲撃す

十七日 濟南の我居留民引揚完了す

廿日 拂曉より平漢線方面の我部隊良郷西方山脚に進出せる支那軍に對し攻撃を開始す▲午後關東軍飛行隊の一部張家口を襲撃▲警察政務委員會解散

廿一日 午前十時内蒙方面の我部隊長城線を占據張家口に向ひ追撃す▲午後六時平漢線方面の我部隊良郷西方高地を占據す

廿二日 午前七時内蒙方面の我部隊萬全を占據す

廿三日 早朝中支方面に派遣せられたる陸軍部隊海軍の緊密なる協力の下に某方面に果敢なる敵前上陸を行ふ▲午前六時平綏沿線部隊居庸關を占據す

廿四日 午前七時内蒙方面の我部隊孔家莊に入り平綏線を遮断す、我が空軍大同を襲撃▲午前十一時津浦沿線部隊靜海を占據す

廿五日 平漢線において楊子崗附近の高地による敵を攻撃、平頂山及三百四十八米高地を占據▲海軍航空隊南京第八次空襲▲長谷川第三艦隊司令長官この日午後六時を期し揚子江河口より汕頭に至る海面の支那船舶交通を遮断する旨宣言

廿六日 長城線八達嶺占據▲教育總監ら更迭發令▲駐支英國大使ヒューグツセン氏上海西方で負傷▲支那砲艦數日を撃沈

廿七日 我が軍懷來入城、康莊、延慶を占據▲平漢線において楊子崗西北方の三百八十二米高地を占據▲青島居留民に對し正式引揚命令▲關東軍部隊張家口入城

廿八日 上陸部隊羅店鎮を完全に占據▲廈門在留邦人引揚

廿九日 平綏線の我が軍新保安入城▲津浦線において陳官屯を占據▲食水部隊長上海戦線にて名譽の戦死▲國民政府露支不可侵條約成立の旨發表▲英國駐支大使負傷事件でドゾツ駐日代理大使覺書を提出

卅日 津浦線滄州を空襲、また海軍航空隊は徐州を空襲▲支那空軍吳淞沖で米國汽船プレシデント・フーワー一號を襲撃

卅一日 廣東を空襲▲長城線攻略の大場、坂田兩部隊に支那駐屯軍司令官感状を授與▲吳淞砲台占據

九月一日 吳淞砲台について獅子林砲台を占據▲平綏線張家口、懷來間に初列車動き同方面の交通全く確保▲海軍機松江附近の鐵道を襲撃

二日 關關で「北支事變」を改め「支那事變」と呼稱することに決定▲眞茹無電台を襲撃

三日 第七十二臨時(事變)議會召集▲我が國遠征艦隊門攻撃▲香港東南方の支那領プラス島を我が國遠征艦隊占領

四日 臨時議會開院式、事變に關し優渥なる勅語を賜ふ▲青島總領事館閉鎖官民引揚を終る▲察哈爾省獨立「察南自治政府」樹立▲津浦線唐官屯陥落▲我が海軍機海州を空襲

五日 寶山城を占據▲支那船舶通航遮断區域を全支沿岸に擴大

六日 平綏線の皇軍進撃また進撃山西省に入り東天鎮の要地を占據▲海軍機汕頭空襲

七日 軍事費豫算衆議院通過

八日 上海、吳淞間の皇軍連絡完成

九日 臨時議會閉院式▲月浦鎮占領

十一日 皇軍進撃津浦線の要地馬廠を占領し潰走する敵を追撃して青縣をも占領▲平綏線において緊要堡を占領し、空軍は大同を襲撃、また一部々隊は同省南部の要衝蔚縣を占領▲平漢線においては楊子崗北側要地を占領し同方面山岳地帯完全にわが軍占據

十二日 上海戦線における堅固據行鎮を占領▲支那政府今回の事變を斷固規約十七條により斷固に提訴することに決定▲海軍機惠陽無電台襲撃、また編隊は廣東特設無電台を砲撃破壊

十三日 海軍陸戰隊上海の遠東碼頭を占領▲平綏線最要地大同を占領

十四日 皇軍永定河突破要衝固安占領▲露國政府オデッサ及びノボシビルスクの日本領事館閉鎖を一方向的に通告す

十五日 敵唯一の空軍根據地洛陽襲撃▲山西省首都太原空襲を敢行▲懷仁縣城占領▲我陸戰隊海州の要地車牛山島占領▲陸軍省より派遣軍最高指揮官發表(北支方面寺内壽一大將、上海方面松井石根大將)

十六日 わが軍拒馬河渡河作戦に成功▲わが空軍大襲撃を猛撃

十七日 わが石縣、坂西兩部隊豫州を占領、平漢線敵退却



榑原神宮參拜

榑公遺蹟めぐり

敵味方塚

榑公誕生地

榑水神社

赤阪城址

千早城址

觀心寺

榑心庵

天野山金剛寺

榑公遺蹟めぐり

大阪の橋の

大鐵電車

「毎日年鑑」廣告



味爽かに
力湧く

滋強飲料

カルピス



帝國外交の一年

有田・佐藤・廣田外交の検討

二 綜合外交國策二
 平時に對處するため廣田内閣はいはゆる綜合的外交國策を樹立した、即ち極東に強大な兵力と裝備を有し日滿兩國に不斷の脅威を與へつゝあつたソ聯に對する自主積極政策の確立を中心とわが對外國係は綜合的に整備され、對ソ政策、對支政策、對英政策、對獨政策、對米政策、通商政策等に關する連環性外交體系が形成された、滿洲事變以來崩壞されたまゝの外交がこゝに再び建設され、しかも日獨提携と日英協調の二大樞軸を中心

外交—帝國外交の一年

平等外交、廣田外交は舉國一致外交の名で呼ばれるが、大體において綜合的外交體系のラインにうて推進されつゝある

二 有田外交二

有田外交の最大收穫は日獨防共協定の締結であり、わが外交關係の重要な一環をと角完成したのであるから正に自主積極外交の名に値する、しかしながら日獨協定締結はソ聯の反撃を買ひ安結濟みの改訂漁業條約の調印を拒み、かつ軌道に乗りつゝあつた國境委員會交渉を停頓させる等日ソ關係を全面的に悪化せしめた、輿論は日獨協定締結を讀ふる代りに日ソ關係使事を非難し、南京交渉失敗と共に有田外交は全面的に糾弾の的となるに至つた

有田外交は當時の國際情勢に鑑み對ソ關係に最も重點を置いた、強力なる對ソ政策遂行のためには在滿裝備擴充の實力的背景と自主外交の推進によつて滿ソ國境方面の平和確保に當るの方針が決せら

れた、日獨提携は對ソ包圍陣の形成であり、日英協調は英國をわが大陣政策遂行上のよき理解者として確保する點に最高目標が置かれた、日獨提携と日英協調の二大方針を内に秘めて對ソ外交を進め、有田は一應對ソ關係の明確化に相當の奮闘をなした、日獨協定發表前後における外交的措置を誤らなかつたならば、日ソ關係は漸次好轉の過程を辿つたに違ひない

對ソ政策に重點を置いた有田外交は對支政策においては消極的方針をもつて發足した、對支政策は對ソ政策との重要關聯性に鑑みソ支接近を警戒するほかは積極的に打開工作を進めず、専ら靜觀主義をとるに決した、しかるに十一年秋成都、北海等に不祥事件が繼起するやこれが善後措置に關聯して日支兩國間の諸懸案の一舉解決を期する日支國交の全面的調整交渉を開始した、支那側は不遜にもわが方の主張に聽従せず、南京における交渉は不調に終つた、しかも

交渉中務當局のつた態度はいはゆる秘密官僚獨善に終始し、有田外交糾弾の火の手は燃え上り遂に廣田内閣退陣の重大原因をなすに至つた

二 外交一元化問題

大陸外交特に對支外交におけるわが國策の多元的印象を拂拭するため外交政策の一元的樹立を企圖すべきであるとの建前から、故有吉駐支大使が廣田内閣の末期に廣田外相に爆弾的進言を試みたことに端を發する、廣田外相の後任たる有田外相は陸、海、外三相會議を毎週一回開催して政策の一元性確立と一元的遂行を企圖した、佐藤外相は三相會議を擴大して首相、藏相、商相を加へた六相會議の開催を企圖しつゝあつたが未だ實現を見ずして退陣のやむなきに至つた、廣田外相は就任早々學國一致外交を提唱し歸一された國論の背景下に強力外交を推進するの決意を固めた、これら諸企圖は何れもその目標とするところは外交

の一元化であるが所期の目的の達成は極めて容易ならざることであるだけに歴代外相の悩みの種であつた、とまれ國策多岐に出づるが如き印象を相手國に與へるようでは自主積極的外交の推進は覺束ない、こゝに政府の悩みがあり、輿論の要請が存するわけだ

二 佐藤外交

有田外交による日支交渉蹉跌の跡をうけて佐藤外交は日支關係の打開に重點を置き、對支再認識による支那問題への新しき發足を試みた、公開外交を主張する會議外交の先達佐藤は議會演説において互恵平等外交を強調し日支問題解決に新しき示唆を與へた、佐藤は南京交渉の経緯に捉はれず、新たな認識と立場の上で支那問題を處理するの意向を表明した

に全力を集中した、川越大使に歸朝命令を發して現地情勢を聴取しかつ本省首脳部に在支經驗者を揃えてブレイン・トラストの充實に努め對支政策の再建に傾倒した、新訓令案は廣田三原則に重大修正を加へたもので、有田の對支七要求條項中の二項目が日支交渉の主題として殘されたに止り、政治的條項は影を没するに至つた、かく對支外交はいはゆる經濟外交の線に沿うて推進せられんとし、外務省および上海に支那の經濟調査部が新設される等諸般の準備工作が進められた

る、また日英協調に關するロンドン折衝は有田外相の最終期に當り交渉開始應諾に關する英國政府の回答に接し佐藤外相時代には豫備的折衝が順調に運び、日英兩國の傳統的親善關係が回復された、かくの如く重要關係國との外交關係は漸次軌道に乗りつゝあつた際に、政變に遭ひ外相の椅子は廣田に譲られた

三 廣田外交

綜合外交政策の最もよき繼承者として廣田が外相に就任し、有田、佐藤外交を繼續するの意向を表明した、しかしして學國一致體制の下に新廣田外交の大綱が決定されたが、それは佐藤外交の軟弱的印象を拂拭して強硬方針と積極態度とを示現したものであつた、新廣田外交においては東亞の安定と日本民族の生存權確保が強調され、國際正義の原則に基く國際新配分の建設外交が宣明された

聯正規軍と日滿兩國軍隊の衝突事件があり國境平和が攪亂されようとした緊迫事態の出現があつたが、事態不擴大の日滿側の方針と公正なる主張が貫徹され事態は一應落着を見た、日滿ソ三國關係の前途にも多難なコースが豫想される折柄またも北支において北支軍變が勃發した、わが方はあくまで和平解決の大局に立ち、局地解決と事態不擴大の二大方針にのつと

日支關係

(支那事變以前)

滿洲事變、上海事變で激發した支那の抗日風潮は昭和十年秋の北支問題の勃發でいよく全國的に深刻化し、終に昭和十一年夏から秋にかけて日支關係を極度に惡化し一時は一觸即發の危機に陥つた、形勢の險惡を憂へた日本側は十一年秋、川越駐支大使をして國民政府外交部長を相手に「國交調整會商」を開かしめ、不祥事件

外交—日支關係

の根絶と懸案解決による國交の改善に努力したが、全國的抗日の激浪に乗つてゐる國民政府の對日態度は極めて頑強で、日本の要請に應じない許りか逆襲的に冀東政府の解消その他の要求を提示した上、綏蒙戰爭の勃發を口實に終に同會商を決裂に導いて終つた、國交調整會商の決裂後は日本側に外交交渉に依る難局打開の手がなくなり、僅に兒玉謙次氏を團長とす

つて事態の收拾に當りつゝあるが、支那側は依然中央軍を集結して漸次北上の態勢にあり、相當險惡な空氣が醸成されつゝある、對ソ關係においても對支關係においてもこれら不幸なる事件發生後における外交の推進はいよく困難を加へるであらう、これら外交の難問が廣田外交の前途に横はつてゐる(一一・七・二〇記)

る經濟視察團を派遣し經濟提携による日支の接近を企畫する側面工作を行つて見たが、これまた支那朝野から軽く扱はれて殆んど無効に終つた

テロ事件頻發

昭和十一年八月廿四日 成都事件 成都に旅行した本報上海特派員渡邊三郎、上海毎日新聞編輯長深川經二、滿鐵社員田中武夫、漢口通商關係者瀨戸尙の四氏は同地大川

旅館に宿泊中わが成都總領事館再開反對の抗日群衆のため襲撃せられ渡邊、深川兩氏は慘殺され、田中、瀨戸兩氏は重傷を蒙つた、本事件は日本朝野を憤激せしめ日支關係を危機に陥れたが支那側でその非を認め昭和十一年十二月卅日、支那政府の陳謝、犯人處罰、損害賠償、弔慰金交付で解決した

北海事件

廣東省北海市在住の邦人藥房主中野順三氏は十九路軍兵士等の抗日デモ團に襲撃され中野氏は慘殺され店内は破壊掠奪された、成都事件の直後であつたため日本側の憤激は一層で海軍は南遣部隊を海南島一帯に急派したが、成都事件と同時に同様の條件で解決を告げた

漢口吉岡事件

昭和十一年九月十五日、總領事館巡查吉岡庭二郎氏は日本租界で支那人のため拳銃で後頭部を狙撃されて即死した、わが海軍は驅逐艦二隻を上海から急派し陸戦隊を上陸警戒に當らせると同時に三浦總領事から支那側へ嚴重抗議を提示した

豐台事件

昭和十一年九月十八日 北平郊外豐台に駐屯し

てゐるが軍隊と支那軍第七師の部隊との間に感情の衝突を来し、兩軍は對峙し今にも戦闘を開始せん形勢となつたが、わが軍自重し円満解決の方針に出たので十九日和解成り支那部隊の武装を解除し北平西苑へ移駐せしめた

上海陸隊員狙撃事件

昭和十一年九月

月廿三日、第三艦隊乗組の八艦一等水兵、出利葉、田港各二等水兵が宿舍に歸らんと歩行中、至誠堂書店前の海靈路と吳淞路の分れ角で支那人から拳銃で狙撃され田港二等水兵は即死、他の二名は重傷を負ひ直に陸隊病院に收容された、犯人一名は現場附近で逮捕されたが他は逃走、わが陸隊では非常警戒につき居留民保護の万全を期した

汕頭青山山事件

汕頭領事館調査

は日本旅館から家族同伴で神州洋行に移轉したところ昭和十二年五月廿二日汕頭警察局長四名が拳銃を携へて神州洋行に不法侵入し青山山に第二分局へ出頭し移轉許可證を受けよと強要した、青山山は不法侵入を責め退去を求めたところ巡警等は同巡査を引捕へシヤツ一枚の姿にして第二分局に強制引致し更に警

察本局へ押送した、急報に接した山崎領事は直に市政府に嚴重談判を行つたので漸く釋放されたが、拘留十時間に亘り手錠をはめられ極度の侮辱を受けた、事件直後わが方は驅逐艦を急派し廣東總領事は廣東省政府へ嚴重抗議を行つた

天津市長等來朝

天津市長(第八師長)張

自忠を團長とする北支支那軍の中少將等の日本視察團一行は昭和十二年四月廿三日天津出發一ヶ月余に亘つて東京、京阪神などを視察し日本側朝野と北支問題等につき隨意なき意見を交換し六月一日天津へ歸着した

日支會商決裂

川越大使は成都、北海兩不祥事件の調査と同時にこれ等事件の再發を防止し險惡を示してゐる日支關係を調整する目的を以て昭和十一年九月十五日、國民政府外交部長張群と會見し左記七ヶ條の要求を提示して「國交調整會商」を開始した

一、排日取締の徹底(排日團の解散

ある旨を申出で、既往の話を否認せんとするが如き態度を示して川越大使との會見を忌避しはじめたので、川越大使も會商繼續を断念し十二月三日張部長と會見、同日までに双方意見の一致を見た點を覺書に認めて手交、こゝに足かけ四ヶ月に亘つた日支會商もつひに不調のまま決裂して終つた

この會商に於ける支那側の態度は意外に強硬で九月廿三日の第三次會商の際には強硬的に(一)塘沽停戰協定および梅津・何應欽協定の取消(二)冀東自治防共政府の解消(三)北支密輸の禁止(四)北支自由飛行の中止(五)内蒙軍援助の中止

の五ヶ條の要求を提示し、最後の會見に於ては川越大使が張部長に手交した覺書を内容が事實上相違するとの理由を以て日本大使館に送り返して來た程であつた

帝國政府の聲明

帝國政府は

十二月十日會商經過を公表し最後に左の如く聲明した

熱にうなされ抗日風潮は澎湃として全支を蔽ふに至つた

この全支的抗日風潮の波に乗つて現はれたのが即ち「抗日人民戦線運動」である、たゞこの運動の發生過程は明確を缺いてゐるが、民間の激烈抗日分子が國民政府の對日態度の微温的なに憤慨して救國會を各地に組織し、上海に救國聯合會を設立し抗日風潮を煽揚したのが發端で、この形勢を看取したモスクワの第三インターナショナルは、中國共產黨に指令を發して民間の左傾的各種團體、各分子を糾合して「人民抗日戦線」の結成に當らしめた、これが昭和十一年夏のころであつた、中國共產黨が人民戦線の結成に乗出すや、その巧妙なる裏面工作は着々奏功し、左傾的な學者、文藝作家その他各種團體は續々人民戦線に投じ抗日風潮はいよゝ擴大された、しかして抗日風潮の奔放は反國民政府運動にまで進展しはじめたので

抗日人民戦線

澎湃全支を掩ふ

滿洲事變、上海事變直後汪兆銘が國民政府行政院長で外交部長を兼ねてゐた當時は國民政府の對日方針は「一面抵抗、一面交渉」を基調として支那の排日風潮も表面的には割合微温であつたが、汪兆銘が親日の故を以て抗日テロ團の一味に狙撃され重傷を負うて下野し、蔣介石が行政院長に、張群が外交部長に就任するや、國民政府の對日方針は俄然強化して「抗日」一本槍となり、昭和十年秋、北支に農民運動が起り日本の北支進出となるや、支那全民衆は抗日

外交—日支關係

- 一、排日教科書の改訂など)
- 一、北支五省の特殊地域化(高度自治の承認、日本權益の承認)
- 一、協同赤化防止の實行
- 一、日支航空連絡
- 一、關稅の引下
- 一、日本人顧問の撤聘
- 一、不逞鮮人の取締

自來川越、張兩氏の正式會商七回、川越、蔣介石兩氏の會見一回、須磨總領事と張部長、高亞洲司長との間の折衝を廿數回行つた結果排日取締については國民政府が自發的に根絶すること、赤化協同防禦については全般的に交渉は成立しなかつたが、ある部分に關しては意見の一致を見北支問題については取敢へず日支協力して經濟開發に當るといふ原則について話が纏り、その他の條項中日支間航空連絡問題を除けば顧問の招聘、不逞鮮人の取締、關稅の引下等については意見の一致を見た

熱にうなされ抗日風潮は澎湃として全支を蔽ふに至つた

北支中央化工作

三中全會直後から本格的に着手された國民政府の北支中央化工作の十二年六月末までの經過概要は左の如くである

一 對山東工作

○稅警團移駐 韓復榘を威嚇し山東を北支における抗日積極策遂行の足溜りとする目的を以て蔣介石は十二年五月初旬第二師長黃杰麾下の中央軍約四千を稅警團の名を以て膠濟鐵路沿線と青島附近に移駐せしめ各所に堅牢な陣地を構築し在留邦人に異常な壓迫を加へはじめた

○韓復榘説得 十二年五月下旬韓の元の親分で抗日の巨頭馮玉祥を山東省泰安に密派し韓に對し膝詰で中央從服を説得した、韓も中央の威勢に形勢の非を悟つて中央從服を誓言したと傳へられてゐる

二 對冀察工作

○宋哲元逃避 國民政府が冀察政務委員會に對し日本側との接近を阻み、委員長宋哲元に中央從服と抗日を強要したため宋は中央と日本側との板挟みの

苦境に陥り、五月十日、冀察を口實に故郷山東省樂陵へ逃避し、北支事變が勃發するまで歸任しなかつた

○土地賣却禁止令 冀察(河北、察哈爾兩省)において日本人に對する土地賣却を禁止し日本側の北支進出を阻止する見地から冀察委員會を強要し五月廿一日委員長宋哲元の名を以て左の如き禁止令を布告せしめた

冀察管内の土地所有者は法定期限までに新に登記をなすべし▲外國人に土地を賣却せる者は官民を問はず一律に死刑に處す

○陳覺生罷免 國民政府鐵道部は日本資金による津石(天津—石家莊)鐵道の建設に絕對反對し日本側との折衝を進めてゐた北平鐵路局長陳覺生を瀋陽の廉を以て六月中旬罷免した、これは冀察政權から親日的人物を一掃せんと企圖してゐる國民政府がその鋭鋒を現はしたものである

冀東解消問題

國民政府は三中全會において北支中央化の一として、殷汝耕を長官とする冀東自治防共政府の解消實

經濟視察團渡支

前止金銀行頭取兒玉謙次氏を團長とする支那經濟視察團は上海に開かれる中日貿易協會總會に出席する使命を帯びて昭和十二年三月十一日東京出發上海に向つた

團員は加藤鮮銀總裁、大谷郵船社長、三宅前三菱商會會長、宮島日清紡社長、石田三井物産常務、秋山三菱合資參與、堀日清汽船社長、油谷日華貿易會理事、大平住友本社監査役、飯尾同興紡社長、庄司東洋紡社長

一行は三月十五日朝南京着、國民政府要路者を歴訪招待を受け、十六日には王外交部長の午餐會、蔣介石の茶會、孔財政部長の晚餐會に臨み夫々隔意なき意見の交換をなして十七日南京を辭し、十八日中日貿易協會の總會に臨み、上海實業家と懇談を重ね廿二日上海で解散した、兒玉團長は三月廿六日上海出發に際し左の如き聲明を

日ソ關係

日獨協定とソ聯

帝國政府は日獨協定發表に際し防共協定はコミンテルンを對象とするものでソ聯國家を對象とせず従つて何等反ソ聯的な意味を持つものでないといふのでソ聯政府に逆手を用ひた、コミンテルンとソ聯政府は全く別個の機關であるから前者の責任を後者は負ひ得ないといふことは赤化宣傳の抗議を外國から突きつけられる毎にソ聯政府が用ひた逆襲文句である、この防共協定に對するソ聯政府の抗議文句が「日獨兩國は自國の共產黨と戦ふ權利はあるが、これを國際的に結び合はせる必要はどこにあるか」といふ調子のものであつたのも「表面に表れたものだけでなく、もつと重大な秘密協定が隠されてゐる」と根據のない臆測をしたのもこの逆手の効果であつた

滿支航空連絡

滿支航空連絡は昭和十一年十一月十七日天津に日支合弁の航空會社「惠通公司」が設立されて航空事業を開始、實現した、惠通公司は資本金四百万円で日支双方各半額づつを出資し董事長は張允榮、副董事長は兒玉常雄、現在の航空路は天津大連間、天津錦州間、天津承德間、天津張家口張北間の四線で昭和十二年六月一日同公司の天津大連線が大連東京線と連絡し東京天津間一日連絡が實現した(航空の項参照)

現を企圖することに決し、日本側に對し日支國交調整のためには先づ北支における政治問題の解決、即ち冀東政府の解消が前提條件である、これなくしては經濟提携の如きは斷じて出來ないとの意思を表示し、日本側一部にもこれに呼應し冀東政府の解消は日支國交改善の大局的見地より必要であるとの意見が起つたので、冀東政府當局は日本側が國民政府の解消論に同意協力するが如きことになつては一大事となし、殷長官は昭和十二年四月十七日通州の冀東政府において日本記者團との會見席上左の如く言明して堅い決心を示した

冀東は自治政權であつて純然たる支那の内部問題であるから、日本が國民政府に依頼されて解消に關し斡旋に當るべき筋合のものではない、冀東政府當局としては、解消に關する如何なる提議斡旋にも耳を藉す意思なく飽くまで成立當時の主旨に基づき更に積極的に政治的信念の實現に邁進する決心である

日ソ漁業條約

有田外相は日ソ漁業條約調印前に時の駐日ソ聯大使ユレーネフ氏に同協定の内容を打明けた、ところがこれによつてソ聯の態度は硬化し事實上十一月廿日に正式調印の手はずとなつてゐた日ソ漁業條約の調印を拒否するに至つた、日本がかゝる反ソ態度ならばソ聯もまた日本と友好條約を結び得ないといふのがそのいひ分であつた

日ソ漁業交渉は昭和十一年(一九三六年)九月末の駐ソ酒匂參事官(代理大使)とカズロフスキー極東部長の會談を轉機として急進展した、從來のソ聯側態度より見て一九三六年中には解決困難と觀測されてゐたが、九月末から俄に交渉は好轉し重要懸案たる廣田・カラハン協定による安定漁區の延長は八年間を承認し漁區料支拂のルール換算率はソ聯の値上げ要求を自ら撤回して一九三一年の幣原・トロヤノフスキー協定通り一計

北樺太石油問題

北樺太石油試掘期限は十ヶ年になつてゐるので昭和十一年十一月廿四日満了となつた、従つて十一月廿三日代表として北樺太石油會社社長左近司政三氏が古澤同總務課長、越野、竹原兩社員を帶同

東京發入露、七月八日ソ聯側代表
重工業人民委員次長(現國防産業
人民委員)ルヒモウイツチ氏と
第一回會談を開始、同年十二月十
四日前後廿四回の會談を重ね八地
域一千平方露里の五ヶ年試掘契約
に調印、一九四一年十二月十四日
まで有効となつた

その他の問題

滿ソ、滿蒙國境は依然日ソ兩國の
軍事的焦點と化し流血の衝突がし
ばく繰り返され國境確定、紛争
處理の兩委員會はまた原則的決定
にさへ至らない(滿ソ國境問題に
ついては滿洲國の項参照)▲さら
に極東ソ領の工業化の展開に伴ひ
最近まで工業國日本と原料國ソ聯
との經濟的事情において有無相通
じて來た通商貿易關係も遞減衰退
の見透しを待つばかりである▲敦
浦連絡船さいべりや丸に對するソ
聯官憲の強檢事件、ウラヂオ商船
組社員逮捕投獄をはじめ同組合
の閉鎖命令、引きつゞくウラヂオ

日・獨・伊關係

日獨防共協定

一九三六年十一月廿五日正午(日
本時間午後八時)ベルリン、ウイ
ルヘルム街六十三番地ドイツ代表
リッペントロップ大使の事務所
で、リ氏とわが代表武者小路大
使との間に日獨防共協定の調印が行
はれ直ちに發表された、右協定は
わが國が日英同盟廢棄以來歐洲列
強との間に締結した最初の政治協
定で、同協定締結はわが國にとつ
て劃期的な事件である、協定なら
ばに附屬議定書全文左の通り

共産インターナシヨ
ナルに對する協定
大日本帝國およびドイツ政府は共産

「インターナシヨナル」(いはゆるコミ
ンテルン)の目的がそのとり得るあら
ゆる手段による現在國家の破壊および
暴壓にあることを認め共産「インター
ナシヨナル」の諸國の國內關係に對す
る干渉を看過することはその國內の安
寧および社會の福祉を危殆ならしむる
のみならず世界平和全般を脅すものな
ることを確信し共産主義的破壊に對す
る防衛のため協力せんことを欲し左の
通り協定す

第一條 締約國は共産「インターナシ
ヨナル」の活動につき相互に通報し
必要なる防衛措置につき協議しかつ
緊密なる協力により右の措置を達成
することを約す
第二條 締約國は共産「インターナシ
ヨナル」の破壊工作によりて國內の
安寧を脅さる、第三國に對し本協定
の趣旨による防衛措置をとりまたは
本協定に参加せんことを共同に勸誘
すべし
第三條 本協定は日本語およびドイツ
語の本文をもつて正文とす、本協定
は署名の日より實施せらるべくかつ
五ヶ年間効力を有す
締約國は右期間満了前適當の時期に
おいて爾後における兩國協力の態様
につき諒解を達ぐべし
右證據として下名は各本國政府より
正當の委任を受け本協定に署名調印

せり
昭和十一年十一月廿五日即ち一九三
六年十一月廿五日ベルリンにおいて本
書二通を作成す
大日本帝國特命全權大使
子爵 武者小路公共

獨逸國特命全權大使
ヨアヒム・フオン・
リッペントロップ
共産「インターナシ
ヨナル」に對する協
定の附屬議定書
本日共産「インターナシヨナル」に對
する協定に署名するに當り下名の全權
委員は左の通り協定せり
(イ)兩締約國の當該官憲は共産「イン
ターナシヨナル」の活動に關する情
報の交換前に共産「インターナシヨ
ナル」に對する啓發および防衛の措
置につき緊密に協力すべし
(ロ)兩締約國の當該官憲は國內または
國外において直接または間接に共産
「インターナシヨナル」の勤務に服
したまたはその破壊工作を助長するも
のに對し現行法の範圍内において嚴
格なる措置をとるべし
(ハ)前記(イ)に定められたる兩締約國
の當該官憲の協力を容易ならしめる
ため常設委員會設置せらるべし、共
産「インターナシヨナル」の破壊工

日伊親善協定

昭和十一年十二月二日午後八時帝
國政府は次の如く發表した
今般帝國政府は在エチオピア公使館
を開鎖し、アデイス・アベバに領事
館を開設するの用意ある旨を伊國政
府に通告した、なほ伊國政府はエチ
オピアにおける通商その他に關する
帝國の利益を尊重し右に對し特に好
意的考慮を加ふることとなつた

日英交渉其他

日英協調有望

英帝戴冠式後、チェンバレン新内
外交一日英交渉・國際聯盟

閣成立の機會をとらへて吉田駐英
大使とイーデン英外相との間に日
英交渉が開始され日英外交の全般
的調整が試みられた、勿論交渉は
漸踏的段階を出でなかつたがチエ
ンバレン現首相が日本に對してよ
り正しい認識を持ち、かつ日英を
圍む環境が何等かの日英協調を必
然とするところからしてもこの交
渉の前途は甚だ注目されるべきで
あり、さらに六月廿五日英國下院
においてイーデン外相は日英が具
體的審議に入るべきことを明言した

第六回太
平洋會議
一九三六年八月
十五日から廿九
日まで、米國加
州ヨセミテ國立公園で開催、日、
英、米、佛、露、支、オランダ、
瀋洲、カナダ、ニュージーランド
およびフィリッピンの十一ヶ國代
表百余名が參加した、日本代表は
芳澤元外相、坂西中將、那須皓博
士、大島堅造、濱野恭平氏ら十五
氏であつた

國際聯盟加入國一覽 (一九二七年現在)

國名	加入年	分擔金單位
アフガニスタン	一九三〇	一
アルゼンチン	一九三〇	一
オーストラリア聯邦	一九三〇	一
オーストリア	一九三〇	一
ベルギー	一九三〇	一
ボリヴァリア	一九三〇	一
カナダ聯邦	一九三〇	一
チリ	一九三〇	一
中華民國	一九三〇	一
コロンビア	一九三〇	一
キューバ	一九三〇	一
チエコスロヴァキヤ	一九三〇	一
デンマーク	一九三〇	一
ドミニカ	一九三〇	一
エストニア	一九三〇	一
フィンランド	一九三〇	一
フランス	一九三〇	一
ギリシア	一九三〇	一
グアテマラ	一九三〇	一
ハイチ	一九三〇	一
ホンデュラス	一九三〇	一
ハンガリー	一九三〇	一
イタリヤ	一九三〇	一
ラトヴィヤ	一九三〇	一
リトアニア	一九三〇	一
ルクセンブルグ	一九三〇	一
メキシコ	一九三〇	一
オランダ	一九三〇	一
ニュージーランド	一九三〇	一
ニカラガ	一九三〇	一
ノルウェー	一九三〇	一
パラグアイ	一九三〇	一
ペルシヤ	一九三〇	一
ポランド	一九三〇	一
ポルトガル	一九三〇	一
ルーマニア	一九三〇	一
サルヴァドル	一九三〇	一
シヤム	一九三〇	一
南アフリカ聯邦	一九三〇	一
ソウイェト聯邦	一九三〇	一
スウェーデン	一九三〇	一
スイス	一九三〇	一
トルコ	一九三〇	一
ウルグアイ	一九三〇	一
ヴェネズエラ	一九三〇	一
ユーゴスラヴィヤ	一九三〇	一

帝國駐在外國公館及職員表

帝國駐在 外國公館及職員表

(昭和十二年九月現在)

大使館

- 滿洲國大使館 東京市麻布區 櫻田町五〇
特命全權大使 阮 振 鏞
英吉利國大使館 東京市麹町區 五番町一
特命全權大使 サイ・ロバート・クレーギ

公使館

- 土耳其國大使館 東京市澁谷區 神山町四七
特命全權大使 ヒュスレヴ・ゲレデ
アフガニスタン國公使館 東京市 麹町區五番町二
特命全權公使 ハビブラー・カン・タルジ

大使館

- カナダ公使館 東京市赤坂區表町三ノ一六
特命全權公使 オノラブル・アール・ランドルフ・ブルース
チリ國公使館 東京市芝區白金台町一〇七
特命全權公使 マルティン・フイゲロア・アングィタ

公使館

- チエツコソヴエツキア國公使館 東京市麻布區表町二二
特命全權公使 フランティシエツク・ハヴリチエツク
丁抹國公使館 東京市赤坂區氷川町五二
特命全權公使 ルドルフ・ベルトウ・レーン

公使館

- フィンランド國公使館 東京市麻布區表町六二
特命全權公使 フーゴ・ヴァルツァンネ
和蘭國公使館 東京市芝區表町一
特命全權公使 ゼネラル・イェー・ゲール

公使館

- イラン國公使館 東京市麻布區材木町五五
特命全權公使 アリ・モハマッド・シエバーニ
メキシコ國公使館 東京市麹町區永田町二〇二
特命全權公使 フアン・マヌエル・アルカラス・トルネル

公使館

- 波蘭國公使館 東京市赤坂區青山高樹町一七
特命全權公使 フィン・コーレン
ペルー國公使館 東京市麻布區廣尾町二
特命全權公使 ウンベルト・フェルナンデス・ダウイラ

公使館

- ポルトガル國公使館 東京市麹町區三年坂一
特命全權公使 アー・カレイロ・デ・フレイタス
ルーマニア國公使館 東京市麻布區材木町五五
特命全權公使 ジョルジュ・ジョエー・ストイセスコ
暹羅國公使館 東京市赤坂區台町二
特命全權公使 ブラ・ミトラカム・ラクサ

- 西班牙國公使館 東京市麹町區丸の内丸ノ内ホテル
臨時代理公使 ホセ・ルイス・アルヴァレス
瑞典國公使館 東京市麻布區材木町六三
特命全權公使 ヴィグデル・バツゲ
瑞西國公使館 東京市麹町區下二番町一
臨時代理公使 ジュリアン・ロサ

- 亞爾然丁國 在神戶總領事館(神戶市海邊通運船ビル)
總領事 フランシスコ・オルテイス
在廣瀨領事館(廣瀨市中區本町二丁目)
總領事 リカルド・アランプル
在大阪名譽領事(大阪府北區宗室町大坂ビル二三三號室) 中村 榮造
在名古屋名譽領事(名古屋市中區區船入町二丁目一〇) 阿部 万平
在東京名譽領事(東京市麹町區內幸町一丁目大坂ビル内) 瀧美 青郎

- 白耳義國 在廣瀨名譽領事(廣瀨市中區日本大通)
總領事 エー・ロンツォー
在神戶名譽領事(神戶市海邊通運船ビル)
總領事 オスカル・コレイア
在長崎名譽領事 太田 寛

- 在長崎名譽領事(長崎市大浦町六)
總領事 エドワード・ボイス
在名古屋領事館(名古屋市中區布池町)
副領事 チャールズ・ステファン
在大連領事館(大連市東町二二)
領事 スチュアート・グラモン

名曲 交響管絃樂曲 (AL)

〔執筆者〕

伊庭 孝
野村 光一
伊藤 昇
服部龍太郎
堀内 敬三
小松 清
大田黒元雄
桂 近 乎
鹽入 龜 輔
牛山 充
菅原 明 朗
他 數 氏

ラヂオにレコードに洋樂
鑑賞の好きパイロット

ビクター洋樂部囑託 堀江謙吉氏評
本書は總ての點から私は推薦して良いと思ふ。管絃樂曲一般約八十曲の古典から、組曲序曲交響詩バレー變奏曲、その他有名な標題樂がA-Lまで作曲者順に並べられたものである。通覽して嬉しく思つたのは各作曲者の一般的傾向が極めて要領よく、普通の解説書には見出し得ない現代作家まで取扱はれてゐる事、巻頭には組曲序曲交響詩の内容に就て解説が爲されてゐるのは非常に親切である。(書物新潮より)

四六判八ポ組
總クローズ装
附入樂譜多數挿入
定價 三圓五十錢
送料 十四錢

刊書物新潮呈上

第四大倍判八一四頁一發

大阪市東區北久太郎町四丁目

會社

柳原書店

私達の唱歌

第一卷、第二卷、各册

有名なる童謡・唱歌・曲
各册百二十余曲を收載

菊 判 百六十頁
本譜ハーモニカ譜入

定價 五十四錢
送料 八〇錢

文部省圖書館協會推獎

乙骨三郎著

西洋音樂史

定價 四・八〇 送料 〇・三三
四六判 九六〇頁
背革洋裝 函入

初等 才ガ各名曲集

重版 出來
草津 川川 宣主 雄一 纂編

菊 倍 判 洋 裝
譜面 二〇一頁 解説 十二頁
定價 貳 圓 送料 十二錢



防空法制定

近年殆んど全國に亘つて防空演習が行はれ、防空思想の普及に相當な効果を擧げたが、戦時に對處すべき實際的訓練と準備の調整は法規に基き防空演習によらなければ完璧を期し得ない、これがため關係當局はその成案を急ぎ防空法案として第七十議會に提出、これを通過したので十二年四月五日法律四十七號をもつて公布された、同法は、空襲の場合に處すべき國民の訓練に關し、從來のごとき官民の申合になる防空演習では効果上遺憾であるために「一定の防空計畫を樹て、それにもとづき平素統制ある訓練を行ふと共に、必要な設備資材等の整備をなし、かつ

軍事國防

その費用を負擔すべき者を定め、または國民に對し或る種の義務を命ずるの必要」にもとづいて制定されたもので、その要點を指記すれば大體次のごときものである

一、防空の意義——防空とは「戦時または事業に際し航空機の來襲に因り生ずべき危害を防止し、またはこれに因る被害を軽減するため陸海軍の行ふ防衛に則して陸海軍以外の者の行ふ燈火管制、消防、防毒、避難の監視、通信および警報」をいひ、防空計畫とは「防空の實施および之に關し必要な設備又は資材の整備に關する計畫」をいふ

二、防空計畫の設定——防空計畫は原則として地方長官又は地方長官の指定する市町村長が防空委員會の意見を徴してこれを設定し、主務大臣の認可を受けねばならないが特に「規模大なる事業又は施設にして防空上

特に必要あるもの」については主務大臣は行政廳以外の者を防空計畫設定者に指定することも出来る、而して防空計畫の設定者はその防空計畫にもとづいて防空を實施し、または防空の實施に關し必要な設備または資材を整備しなくてはならない

三、防空實施上の義務——防空の實施に必要な場合には國民に左のような種々の義務が命ぜられる(イ)地方長官は特殊施設(工場)等の管理者または所有者をして防空の實施に關し必要な設備又は資材を整備せしめ或ひは防空の實施に際し必要な設備資料を供用せしめ得る(ロ)地方長官は特殊技能を有する者(醫師、藥劑師等)をして防毒、救護その他防空の實施に従事せしめ得る、また行政廳以外の者を防空計畫の設定者たる者はその従事者をして防空の實施に従事せしめ得る(ハ)燈火管制を實施する場合においてはその實施区域内における光を發する設備又は裝置の管理者又はこれに準すべき者は他の法令の規定に拘らずその光を遮断せねばならない(ニ)防空の實施に際し緊急の必要あるときは地方長官または市町村長は他人の土地、家屋を一時使用し、物件を收用、使用し、または防空の實施区域内にある者に對し防空實施の従事を命じ得る(ホ)防

空に關し調査のため必要あるときは主務大臣、地方長官または市町村長は資料の提出を命じ、または官吏職員をして關係ある場所に立入り検査をさせることが出来る

四、防空訓練——主務大臣は防空計畫の設定者に對し防空計畫の全部または一部にもとづき防空の訓練をなすことを命じ得る、この規定にもとづいて燈火管制の訓練を行ふ場合には訓練区域内における光を發する設備または裝置の管理者またはこれに準すべき者は他の法令の規定に拘らずその光を遮断しなくてはならない

五、防空費用——防空に關し必要な費用は防空計畫の設定者たる地方長官、市町村長の統轄する地方關係の負擔とし、行政廳以外の防空計畫設定者についてはその者の負擔とするまた特殊施設の管理者または所有者が設備、資材の整備をなすために要する費用はその者の負擔とするが、これに對しては國庫は二分の一以内の補助を行ふものとする

六、損失補償——防空の實施によつて國民の被るべき損失に對しては必要と認める限度において補償乃至は弁償が認められてゐる

七、防空委員會——防空計畫の設定にあつて意見を徴し、または防空に關し必要と認められる各方面の連絡

等に使ならしめるために中央および地方に防空委員会を設ける

軍事救護法改正

第七十議會を通過した軍事救護法中改正法律は十二年三月卅一日公布、同月一日施行された、同法は大正七年に實施されて以來、その實績は逐増し、昭和十年度には救護人員十一万一千五百人、經費二百九十万円に上つてをり、今回の改正も、一層軍事扶助に万全を期するためである

- 一、名稱を軍事扶助法と改む
- 二、傷病兵の適用範圍擴張
- 三、扶助を受け得る家族遺族の範圍擴張
- 四、下士官兵の退營後又は召集解除後に於ける扶助繼續期間を設ける
- 五、要扶助者の生活上の資格擴大

軍機保護法改正

軍機保護法中改正法律案は第七十議會に提出され、貴族院を通過し

たが衆議院を通過せず不成立に終つたが、第七十一特別議會を通過した、改正の要案の如し

- 一、所謂「軍事上の秘密」の範圍を明示
- 一、「軍事上の秘密」を探知、収集、漏洩せる者に課する刑の範圍を擴大し刑量を實情に適する様に弾力性あるものとした
- 一、スパイ防遏の規定を改む
- 一、防空上、軍事上秘密保護の必要ある區域を指定して、その測量觀測又は高所からの撮影を禁止又は制限す
- 一、秘密の演習等を行ふ區域には一定期間立入禁止又は制限する規定を設く
- 一、外國船舶の不法入港に對する處分規定

陸軍著作規則改正

肅軍に於てある陸軍では肅軍工作に重大な影響を有する著作規則を改正、十二年四月一日より實施し、部内の言論統制を行つた、これによれば從來著作については所屬隊長の認可だけでよかつたがこれからは師團長の認可を必要とし、その範圍も出版物、投稿、口

述筆記、座談會、レコード放送、放送、映畫の製作等に亘り、又檢閲權を憲兵司令官に委託することが出来るようになった

陸軍兵科、部の名稱變更

陸軍武官官等表、陸軍兵の兵科、部兵種および等級表の改正は十二年二月十五日より實施された、これによると、各科特務曹長は准尉となり、經理、衛生、獸醫等各部士官は各部將校となり將校相當官の名稱は廢止された、その他各部准士官、下士官等で解りにくい名稱を改め、看護官の名稱を廢し衛生將校と改められた

壯丁の身長體視力標準引下

十二年二月十九日左の如き兵役法施行令改正が公布せられた
一、壯丁の身長規格五種引下
從來、甲種または乙種に適する者は一・五五米(五尺一寸強)以上であつたのを一・五〇米(四尺九寸五分)以上であれば合格、また從來現役採用手續として一・六五米(五尺四寸強)の者から順次現役、第一補充を徵募

するのを例としたが、今回その標準を一・六〇米(五尺三寸強)と改正した

二、補缺制度の改正

入營日から一月以内に病氣其他の事情で兵員に缺員を生じた場合はその補缺補給召集をした制度を廢し、後「臨時ニ現役兵多數ノ缺員ヲ生ズタル場合ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニヨリ缺員ヲ補充スルコトヲ得」と改めした、この改正と共に徵募される兵丁の数は増加するが補充制度は舊に簡單になつた

三、體視力規格引下

從來甲種合格は「裸眼視力左右各〇・六以上」であつたが「〇・三以上にして二〇度以下の眼鏡による矯正視力〇・八以上」と改正、體力は鼓膜穿孔は聴力に妨げなき者も乙種であつたが「對話に妨げなきもの」は甲種とすることになつた
なほ身長關係で輜重兵特務兵、補助衛生兵に充てられた者も志願によつては他兵種に選定される途が新に設けられた

陸軍兵學校新設

陸軍では軍醫寮の充實をはかるため從來の憲兵練習所を廢し新たに

憲兵學校を新設することとなり十二年七月卅一日勅令をもつて陸軍憲兵學校令を公布、八月二日附をもつて島本正一少將が憲兵學校長に補せられた

中・西部防衛司令部開設

帝國防空の整備を目指す三防衛司令部のうち東部防衛司令部(東京)は十年八月設置されたが、中部(大阪)および西部(小倉)も十二年八月一日附をもつて開設されることとなつた、司令官には二日の發令で中島今朝吾新十六師團長が中部司令官に、兒玉友雄中將が西部司令官に補せられ、防衛參謀長には水原俊徳少將(西部)渡邊止夫少將(中部)が各補せられた

陸軍特別大演習

大元帥陛下御統裁の下に昭和十一年陸軍特別大演習は左記の如く十月三日より五日まで三日間、北海道石狩大平野に展開された

○兩軍指揮官と參加部隊
【南軍指揮官】第八師團長(弘前)陸軍

中將下元龍藏【同參謀長】歩兵大佐人見興一
【北軍指揮官】第七師團長(旭川)陸軍中將三宅一夫【同參謀長】歩兵大佐横山臣平
【參加部隊】弘前、旭川兩師團を基幹とす

〇想定大要

興野地方を根據とし北海道に侵入せる南軍と旭川平地及びその以北を根據とする北軍とは近く南部石狩平地において主力の會戦を豫期す、日本海は北軍、太平洋は南軍の勢力範圍に屬す

昭和十二年陸軍特別大演習は左記の如く御施行あらせらるゝ旨陸軍省から發表された

主として三重縣下に於て御施行あらせらるゝ豫定
日時、十一月七日軍隊集合、同八日作戰準備、同九、十、十一日作戰實施、同十二日觀兵式

海軍特別大演習

大元帥陛下御統裁の下に、昭和十一年海軍特別大演習は、その計畫

通り八月一日より十月下旬に至る約三ヶ月間、本邦附近海面に於て行はれた

陸軍異動摘録

無條約第一の十二年海軍大演習は九月上旬より十一月上旬に至る約二ヶ月間、本邦附近海面において軍令部總長官御統裁の下に行はれる旨、海軍省より公表された

八月異動

寺内陸相の肅軍人事具現として注目された陸軍定期異動は十一月一日發令された

【御 進 級】

恒徳王、李健公(任驛兵大尉)
岸本 綏夫(任陸軍大將)
藤田進、周山滿藏、小笠原數夫、桑木崇明(任陸軍中將)
法費六郎、石黒大介、藤野廣(任軍

【御 轉 補】

松南千壽(任藥劑總監)
春仁王(補陸軍大學校研究部部員)
李錫公(補野戰重砲兵第八師團隊付)
杉山元(補教育總監兼軍事參議官)
畑俊六(補台灣軍司令官)
今井清(補第四師團團長)
久村種樹(補陸軍技術本部部長)
柳川平助(參謀本部付隊隊付)
多田禮吉(補科學研究所所長)
木村兵太郎(補陸軍兵器局局長)
古莊幹郎(補陸軍航空本部部長)
永持源治(補造兵廠長官)
弘岡好忠(補砲工學校長)
前田利高(補陸軍大學校長)
阿南惟幾(補陸軍省兵務局長)
徳川好敏(補航空兵團團長)

【待 命】

大將岸本綏夫、中將村井勝、同中島三郎、同田中稔、軍醫總監法費六郎、同藤野廣、同石黒大介、藥劑總監松南千壽(待命被仰付)
【豫備役編入】
大將西義一、中將建川美次、同小畑

敏四郎(依願備役編入被仰付)(九月廿九日)

十二月異動

寺内陸相就任
以來第三回目の肅軍人事異動(異動總數八百余名)は十一月十二日一日付を以て發令された

飯田貞固、磯谷廉介、小林角太郎、松村修己、齋藤義男、鈴木重康、前田利為、東條英機(任中將)
寺師義信(任軍醫總監)

【御轉補】
恒憲王(補騎兵第十六聯隊長)
雅仁親王(參謀本部付被仰付)

【補】
運治齋(補第九師團長)▲川岸又三郎(補廿師團長)▲山岡重厚(參謀本部付被仰付)▲西尾壽造(參謀本部總務部長事務取扱被仰付)▲飯田貞固(補騎兵監)▲上村清太郎(補〇〇司令官)

【待命】
陸軍中將 三宅光治

三月異動

十二年三月一日付をもつて發令された陸軍定期異動は、肅軍が一段落を告げ國軍再建設の第一段階に入る杉山陸相の

初人事であつた意味から注目された、異動範圍千八百名で進級は九百名におよび中央部の要職は全面的に異動し關東軍および各師團にも相當の更迭が行はれた

【進級】

浦澄江、渡久雄、山口正淵、江橋英次郎、谷口元治郎、松村正員、萩洲立兵(任陸軍中將)
三木良英(任陸軍軍醫中將)
渡邊中(任陸軍軍醫中將)

【御進級・御轉補】
永久王(任砲兵大尉、補近衛野砲兵聯隊中隊長)
李王根(補陸軍士官學校教官)

【轉補】

中村孝太郎(補軍事參議官)▲香月清司(補教育總監本部部長)▲今井清(補參謀次長)▲西尾壽造(補近衛師團長)▲松井命(補第四師團長)▲板垣征四郎(補第五師團長)▲磯谷廉介(補第十師團長)▲山田乙三(補第十二師團長)▲土肥原賢二(補第十四師團長)▲尾高龜藏(補第十九師團長)▲東條英機(關東軍參謀長被仰付)▲桑本崇明(〇〇司令官被仰付)▲後宮淳(補陸軍省軍務局長)▲飯田祥二郎(補同兵務局長)▲阿南惟幾(補同人事局長)▲中島鐵藏(補參謀本部總務部長)▲石原莞爾(補參謀本部第一部長)

宣仁親王(補軍令部出仕兼部員)

【親補】

高橋三吉、藤田尚徳(補軍事參議官)▲米内光政(補聯合艦隊司令官兼第一艦隊司令官)▲百武源吾(補廣須賀鎮守府司令官)▲加藤廣義(補吳鎮守府司令官)▲長谷川清(補第三艦隊司令官)▲藤澤幸一(補佐世保鎮守府司令官)▲吉田善吾(補第二艦隊司令官)▲中村龜三郎(補舞鶴要港部司令官)

【進級】

佐藤三郎、氏家長明、古市龍雄、有地十五郎、杉坂悌二郎、菊野茂、古賀峯一、和田秀穂、日比野正治、佐々木重蔵(任主計中將)
河東車四郎、池田耐一(任造船中將)

【轉補】

(軍令部出仕)松下元(免兼職)小野寺忠(海軍航空本部部長)及川古志郎(軍令部出仕)井上權松(海軍次官)山本五十六(軍令部出仕)前原謙治(海軍艦政本部部長)上田宗重(軍令部出仕)山中政之(軍令部出仕)濱田吉治郎(鎮海要港部司令官)原敬太郎(海軍大學校長)佐藤三郎(海軍省軍備局長)氏家長明(第三艦隊司令官)有地十五郎(軍令部出仕)杉坂悌二郎(練習艦隊司令官)古賀峯一(軍令部出仕)和田

軍事國防—帝國の軍制

長)▲田中新(陸軍省軍事課長)▲柴山兼四郎(補同軍務課長)▲牛島實常(補工兵監)▲齋藤義男(補陸軍士官學校校長)▲渡邊中(補陸軍獸醫學校長)▲小笠原敷夫(航空本部付被仰付)▲清水喜重(參謀本部付被仰付)▲荻洲立兵(第二師團司令官被仰付)▲藤江惠輔(〇〇司令官被仰付)

【豫備役編入】
陸軍中將林桂、同鈴木美通、同末松茂治、同松浦淳六郎、同山岡重厚、同鈴木元長、同浦澄江、同山口正淵、同小池正長、藤井一(豫備役被仰付)

十二年八月異動

十二年度

八月定期異動は八月二日發令、國防充備六ヶ年計畫と國軍の躍進的陣容整備のため從來にない廣範圍で進級總數二千五百名、うち少佐以上の進級千五百名、異動總數三千四百名、うち少佐以上千名に上り、待命は五十名であつた

【御轉補・御進級】

松彦王(兼航空本部部長)
李王根(補豫科士官學校教授部長)
春仁王(任騎兵少佐)

【進級】

吉住良輔、牧野正迪、上野良吹、後

宮澤、中島完一、稻葉四郎、三宅俊雄、岩松義雄、佐伯清一、安井藤治、酒井錦次(任陸軍中將)

【轉補】

畑俊六(補軍事參議官)▲中村孝太郎(兼補東京警備司令官、東部防衛司令官)▲古莊幹郎(補台灣軍司令官)▲兒玉友雄(補西部防衛司令官)▲中島今朝吾(補第十六師團長兼中部防衛司令官)▲關部和一郎(補第七師團長)▲藤田進(補第三師團長)▲前田利為(補第八師團長)▲安藤利吉(補教育總監本部部長)▲小笠原敷夫(補航空本部總務部長)▲三宅俊雄(補步兵學校校長)▲今井清(補陸軍大學校長)▲牧野正迪(補廣松飛行學校校長)▲江橋英次郎(補鹿谷飛行學校校長)▲以上全部陸軍中將

【待命】

中將岩越恒一、同伊東政喜、同三宅一夫、同下元龍彌(待命被仰付)

海軍定期異動

無條約時代を護る海軍の新陣容は十一月二十一日附で發令されたこの定期大異動は總數三千四百十一名の廣範圍にわたつてある

【御轉補】

博義王(補第三驅逐隊司令官)

料廠に於て水素添加による揮發油産出に關し鋭意研究を重ねてゐたが、十二年四月廿六日大成功裡に實驗を終了したので、海軍省副官談の形式で左の如く公表した

成を見て試運轉を實施したところ極めて順調で、計畫通り優良なる航空揮發油を産出し豫期以上の成功をもつて終了した、本成功はわが國航空燃料問題の解決に多大の貢獻をするものであつて海軍々備上は勿論國內人造石油工業振興の見地に於て誠に祝賀すべきと考へる

帝國の軍制

一 陸軍の沿革

上古、神武天皇が中州を平定し給ふや、文武一途海内皆兵の帝國軍制が基礎づけられ、兵權は悉く天皇親しく總攬し給うた

其後、日本武尊の御東征、神功皇后の御遠征等があつたが、兵權は常に皇室にあり之を臣下に委ね給うたことはなかつた、中古大化中興の新政は文武の職を分ち、次で持統天皇全國の人民四分の一を徵

して兵となし給ふや、舉國皆兵は一變して徵兵となり、文武天皇大寶令を制定あらせられ、軍制大いに整つたが、爾後朝廷の政務文弱に流れ遂に兵權は武門に歸し、地方の豪族漸く勢を増して武士となり兵農全く分離するに至つた

建久三年源賴朝征夷大將軍に任ぜらるゝに及び兵權は政權と共に全く武門に歸した、これに續く足利氏が衰ふるに及び群雄割據時代

を現出し、徳田氏、豊臣氏を経て徳川氏に至り封建制度は全く成つた。然るに徳川三百年の泰平は兵備頗る緩み殊にその末期は外侮の危機に當面した。

明治維新となり、政權と共に兵權は帝國の制度に復し、爾來七十年、舉國皆兵、精銳無比の國軍が左記の如く年を追うて建設された。

明治元年軍務官を置く。二年軍務官を廢して兵部省を置く。三年常備兵員を定め徵兵規則を設く。四年東京、大阪、東北、鎮西に各鎮台を置く。五年兵部省廢止、陸海二省を設置、徵兵令公布され帝國臣民一般に兵役の義務を負はしむ。近衛兵新設。六年始めて徵兵召集、諸兵種を設けて團制を編成す。平時兵員約三万二千。近衛部隊を歩兵二聯隊基幹のものに編成し且軍旗を制定授與す。九年熊本及霧の亂鎮定。十年鹿兒島の亂鎮定。陸軍を爲す三大別し陸軍省、參謀本部、監軍本部を置く。十二年全國を七軍管、十四師管に分ち各軍管に鎮台を置く。十五年一月勅諭を陸海軍人に賜ふ、軍備擴張の計畫樹立し十八年より左の兵備となすことに

決定、歩兵二十八聯隊、騎兵七大隊、野戰砲兵七聯隊、工兵七大隊、輜重七大隊其他屯田兵。同年朝鮮に亂あり、歩兵二中隊を派遣す。十七年朝鮮に亂あり、歩兵二大隊を京城に派遣す。廿七年監軍部及軍事參議官を置く。廿七年、八年戰役、十五年の擴張計畫完成し清軍を大破す。廿九年七月至十二月及騎兵砲兵各一旅團の増設を定め三年後に平時編成を完了す。卅一年元帥府を置き監軍部を廢して教育總監部を設く。卅三年義和團の亂あり、主として五師團を派遣、翌年亂平く。卅七年、八年戰役に蒙古の偉勳を奏す、戦に臨み數多の臨時部隊を編成、其後十九師團となしなほ騎兵二旅團、野砲一旅團、山砲三大隊、交通兵一旅團を増設し、要塞砲兵を重砲兵と改稱し二旅團新設。大正三年世界大戰起り十八師團を基幹とする攻城軍を派して青島を攻めず。五年二師團増設に着手、これを朝鮮に置き九年完成す。七年シベリヤ出兵、十一年撤去。十一年世界大戰の結果、我陸軍も整理の必要を生じ野砲三旅團司令部野砲六聯隊、山砲一聯隊、重砲一大隊を廢し、新に野戰重砲兵二旅團司令部、野砲二聯隊、騎砲一大隊、飛行二

大隊を設け又諸般の編制を改む。十四年再整理の必要から四師團司令部並に之れに伴ふ部隊若干を廢し、戰車一隊高射砲一聯隊、飛行二聯隊、台灣山砲一大隊を新設。昭和二年徵兵令改正。三年濟南事變あり、第六師團を急派し更に第三師團を以て之れに代らしめ四年撤去。昭和六年九月滿洲事變あり滿洲國成立と共に我大陸政策も確立し國際情勢の現状と相俟つて國防の強化は緊急事となつた。

海軍の沿革

嘉永六年、ペルリの來航を機として、歐米艦船は頻りに我沿岸に出没し國內を騷然たらしめた時、俄かに幕府は海防の充實を計畫し初め、同年七月品川台場を起工し二百年來の大艦製造禁止を解き、幕府自ら軍艦を製造し、同五月長崎奉行に命じて軍艦兵器を和蘭に注文せしむる等海防策に腐心するところあり、又各藩も幕府の海防策に倣つたので、我海防は僅かの間に面目を一新した。

不統一に海軍力を有してゐたに過ぎず、その勢力は分立し何等統制の實は擧げ得なかつた、現在の如き帝國海軍はこの時代に準備されたと云へようが、これを基礎づけたのは明治維新の大業が成つた時であつて、明治初年の帝國海軍草創時代を経て左に示す如く逐年整備され、今日の不尠威海軍を形成したのである(陸軍と共通の事項は省略)

明治三年英國式を模倣採用、諸藩兵式の統一を期す。五年兵部省を廢し陸海軍省分置、當時の軍艦は鋼鐵木製を合し十七隻(一万三千八百噸)。八年諸艦船を東西兩部に分ち東京灣、長崎港を以て常船地となす。九年東海、西海に鎮守府を置き東海鎮守府を横濱に假設し、提督府を廢す(西海鎮守府は實設せず)。十七年東海鎮守府を横濱實鎮守府と改稱。帝國の海岸海面を五海軍區に分ち各區に鎮守府又は軍港を設く。廿二年海兵團を各鎮守府所在地に設け諸軍艦を鎮守府に分屬せしむ。廿六年海軍司令部を置く。廿七年、八年

年未限り効力を失ひ、こゝに無條約時代を招來したのである

兵役

帝國憲法第二十條に於て「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と定め國民皆兵の制度を確立せられてある通り、戶籍法の適用を受ける年齡十七年より四十年までの男子(兵役に堪へざる者および六年の禁錮以上の刑に處せられた者を除く)は總て兵役に服する義務がある、兵役は常備兵役(現役及豫備役)、後備兵役、補充兵役(第一補充兵役、第二補充兵役)、國民兵役(第一國民兵役、第二國民兵役)に分れてゐる。

現役(陸軍二年、海軍三年) 歩兵(戰車兵を除く)にして青年學校又は之と同等以上の課程を修得したと認めらるる者は一年六月輜重兵特務兵五十六日、看護兵及塹工兵一年六月、補助看護兵三月

後備役(陸軍五年四月、海軍四年) 現役を終りたる者が服す

第一補充兵役(陸軍十二年四月、海軍一年) 現役に適する者で其年の所要兵員を超過した者の中所要の人員、現役に缺員が生じた場合之を補充し、又必要に際して召集する、陸軍兵は九十日間(青年訓練所を修了した者は七十五日)所要の訓練を施す

第二補充兵役(陸軍十二年四月、海軍十一年四月) 現役に適する者の中現役又は第一補充兵役に屬さざる者、海軍では第一補充兵役を終つた者

第一國民兵役(年齡四十歳まで) 後備兵役を終つた者、既教育補充兵にして補充兵役を終つた者

第二國民兵役(年齡四十歳まで)

第一海軍區(廣瀬鎮守府管轄) 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、靜岡、愛知、三重の各府縣、北海道及樺太の海岸海面 第二海軍區(吳鎮守府管轄) 和歌山、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、島根、鳥取、京都、福井、石川、富山、新潟、山形、秋田、徳島、高知、愛媛、香川、大分、宮崎各府縣の海岸海面及龍巖縣達磨宗達縣兼より以東の海岸海面 第三海軍區(佐世保鎮守府管轄)

軍事國防一覽表

觀艦式一覽表

Table with columns: 回次 (Year/Month/Day), 年月日 (Date), 場所 (Location), 名 (Name), 稱 (Title), 參加艦船 (Participating Ships), 航空機數 (Number of Aircraft), 移動觀艦式 (Mobile Fleet Review). Rows include dates from Meiji 28 to Showa 20.

帝國在郷軍人會

昭和十一年九月廿四日公布の「帝國在郷軍人會令」(十一年十月十一日施行)によつて法制化された公的團體在郷軍人會が誕生した。創立以來實に廿六年、軍人會は名實共に國民の中堅團體となつたわけである、この劃期的改正の要旨は陸海軍大臣の監督權確立および軍人會の政治干與禁止によつて同會の統制を強化し、其他の條項においては同會を發展せしめた重大な要素たる自治の精神を十分包含されてゐる、なほこの組織改正に際し、十一月三日特に左の如き優渥なる勅語を賜つた。

組織、役員

本會は閑院宮載仁親王殿下を總裁に奉戴し、役員として正副會長は現役在郷の如何を問はず適任者を充てることになつて居り、現在會長に井上幾太郎大將が、昭和六年九月滿洲事變以來會長の重職にあつた鈴木莊六大將辭任(十二年二月)の後を受けて就任した。

陸軍常備團隊配備表

Table showing military unit assignments across various divisions (第一師團 to 第九師團) and locations (東京, 仙台, 大阪, 廣島, 旭川, 金澤). Columns include unit names, locations, and specific details.

軍事國防一陸軍常備團隊配備表

軍國防一陸軍常備隊配備表

步兵第十八 (成實)	步兵第十九 (善通寺)	步兵第二十 (龍山)	步兵第二十一 (成興)	步兵第二十二 (野山)	步兵第二十三 (野山)	步兵第二十四 (野山)	步兵第二十五 (野山)	步兵第二十六 (野山)	步兵第二十七 (野山)	步兵第二十八 (野山)	步兵第二十九 (野山)	步兵第三十 (野山)	步兵第三十一 (野山)	步兵第三十二 (野山)	步兵第三十三 (野山)	步兵第三十四 (野山)	步兵第三十五 (野山)	步兵第三十六 (野山)	步兵第三十七 (野山)	步兵第三十八 (野山)	步兵第三十九 (野山)	步兵第四十 (野山)	步兵第四十一 (野山)	步兵第四十二 (野山)	步兵第四十三 (野山)	步兵第四十四 (野山)	步兵第四十五 (野山)	步兵第四十六 (野山)	步兵第四十七 (野山)	步兵第四十八 (野山)	步兵第四十九 (野山)	步兵第五十 (野山)	步兵第五十一 (野山)	步兵第五十二 (野山)	步兵第五十三 (野山)	步兵第五十四 (野山)	步兵第五十五 (野山)	步兵第五十六 (野山)	步兵第五十七 (野山)	步兵第五十八 (野山)	步兵第五十九 (野山)	步兵第六十 (野山)	步兵第六十一 (野山)	步兵第六十二 (野山)	步兵第六十三 (野山)	步兵第六十四 (野山)	步兵第六十五 (野山)	步兵第六十六 (野山)	步兵第六十七 (野山)	步兵第六十八 (野山)	步兵第六十九 (野山)	步兵第七十 (野山)	步兵第七十一 (野山)	步兵第七十二 (野山)	步兵第七十三 (野山)	步兵第七十四 (野山)	步兵第七十五 (野山)	步兵第七十六 (野山)	步兵第七十七 (野山)	步兵第七十八 (野山)	步兵第七十九 (野山)	步兵第八十 (野山)	步兵第八十一 (野山)	步兵第八十二 (野山)	步兵第八十三 (野山)	步兵第八十四 (野山)	步兵第八十五 (野山)	步兵第八十六 (野山)	步兵第八十七 (野山)	步兵第八十八 (野山)	步兵第八十九 (野山)	步兵第九十 (野山)	步兵第九十一 (野山)	步兵第九十二 (野山)	步兵第九十三 (野山)	步兵第九十四 (野山)	步兵第九十五 (野山)	步兵第九十六 (野山)	步兵第九十七 (野山)	步兵第九十八 (野山)	步兵第九十九 (野山)	步兵第一百 (野山)
------------	-------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------

航空兵團司令部

- 第一飛行團 (岐阜)
- 第二飛行團 (會)
- 第三飛行團 (屏東)
- 第一飛行隊 (岐阜)
- 第二飛行隊 (同)
- 第三飛行隊 (八日市)
- 第四飛行隊 (太刀洗)
- 第五飛行隊 (立川)
- 第六飛行隊 (平)
- 第七飛行隊 (廣)
- 第八飛行隊 (屏東)
- 第九飛行隊 (會)
- 第十四飛行隊 (嘉)
- 朝鮮軍司令部 (京城府)
- 第十九師團第二十師團を統轄す
- 台灣軍司令部 (台北市)
- 台灣歩兵第一師團 (台北)
- 台灣歩兵第二師團 (台南)
- 台灣山砲兵師團 (台北)
- 基隆砲兵師團 (基隆)
- 馬公砲兵師團 (馬公)
- 關東軍司令部 (新京)
- 支那駐屯軍司令部 (天津)
- 天津駐屯歩兵隊 (天津)
- 北平駐屯歩兵隊 (北平)

帝國艦船一覽表

(海軍省軍事費及部調)

艦名	種類	噸數	排水量	速力	備	發射	起工年月	進水年月	竣工年月	製造所
長門	戰艦	26,000	26,000	27.5	備	四	昭和三十八	昭和三十八	昭和三十八	三菱長崎造船所
陸奥	戰艦	26,000	26,000	27.5	備	四	昭和三十八	昭和三十八	昭和三十八	三菱長崎造船所
比叻	練習艦	1,000	1,000	15	備	二	昭和三十八	昭和三十八	昭和三十八	三菱長崎造船所
赤城	航空母艦	23,000	23,000	27	備	二	昭和三十八	昭和三十八	昭和三十八	三菱長崎造船所
加賀	航空母艦	23,000	23,000	27	備	二	昭和三十八	昭和三十八	昭和三十八	三菱長崎造船所
龍驤	航空母艦	23,000	23,000	27	備	二	昭和三十八	昭和三十八	昭和三十八	三菱長崎造船所
飛鷹	航空母艦	23,000	23,000	27	備	二	昭和三十八	昭和三十八	昭和三十八	三菱長崎造船所
青島	一等巡洋艦	1,500	1,500	20	備	二	昭和三十八	昭和三十八	昭和三十八	三菱長崎造船所
加古	一等巡洋艦	1,500	1,500	20	備	二	昭和三十八	昭和三十八	昭和三十八	三菱長崎造船所
古鷹	一等巡洋艦	1,500	1,500	20	備	二	昭和三十八	昭和三十八	昭和三十八	三菱長崎造船所
衣笠	一等巡洋艦	1,500	1,500	20	備	二	昭和三十八	昭和三十八	昭和三十八	三菱長崎造船所
那智	一等巡洋艦	1,500	1,500	20	備	二	昭和三十八	昭和三十八	昭和三十八	三菱長崎造船所

一覽表

軍國防一帝國艦船一覽表

Table listing various naval vessels including '二等巡洋艦' (Second-class Cruisers) and '水上機母艦' (Seaplane Carriers). Columns include ship names, counts, displacement, and construction details.

Table listing various naval vessels including '潜水母艦' (Submarine Carriers) and '海防艦' (Defense Ships). Columns include ship names, counts, displacement, and construction details.

軍國防一帝國艦船一覽表

軍事國防—無條約時代

Table with columns for ship numbers (第五號 to 第十八號), names (昭四玉, 大阪, etc.), and other details. Includes a sub-section for '特務艦の部' (Special Duty Ship Department).

無條約時代

果然軍擴競爭始る
ワシントン及びロンドン兩海軍條約は昭和十一年十二月未限りその効力を失ひ、明けて昭和十二年一月一日からはゆる無條約第一年

水艦の三種においてそれ、一定量の超過艦を保有したまゝ、無條約時代に入った。
無條約第一年を迎へるとともに、果然英米の海軍擴張熱は熾烈となり、わが國もこれに對應してはゆる不脅威不侵略の自主的、海軍建設に邁進することとなつた、以下英米およびわが國の概略を記す、次の如し。

一四四
露ジョージ五世ならびにプリンス・オブ・ウェールズ二隻のほか、主力艦三隻、航空母艦二隻および八千トン級巡洋艦五隻、五千三百トン級巡洋艦二隻、驅逐艦十六隻、潜水艦七隻、各種補助艦艇四十五隻、計八十隻の新艦艇を建造する豫定で、建造費の外、同豫算額中には九百万ポンドの維持費が計上され、右金額には主力艦の改装費および海軍兵員一万人増加費も含まれてゐる。

一四三
精銳主力艦建造
ルーズヴェルト大統領は一九三七年新議會劈頭精銳主力艦二隻の建造を勸告したが、スワソン海相は一月十四日右主力艦二隻は六月一日より建造に着手することおよびその内容を左の如く發表した。
新主力艦は各排水量三万五千トン、速力廿六乃至廿七ノット、砲塔三基、備砲十六インチ砲九門乃至十四インチ砲十二門、費用五千万ドル。
新艦十一隻進水
また米國海

列國の空軍

近代戦に於ける航空部隊の優劣は戦争の勝敗を左右する絶対的な要素となり、一九三五年ドイツの空軍再建の熾烈の宣言、英佛の急速なる空軍擴張、米國航空の増強、ソ聯邦の「空軍ニケ國標準主義」の採用等今や全世界を擧げて空軍軍備競争時代を現出してゐる。

昭和三十年に於て航空および防空一部の増強を策したが、未だ列強には比肩し難い、現在陸軍航空は公表數約一千機、十箇聯隊、海軍航空は陸上航空隊三十九隊が十二年度末までに完成されることになつてゐる、日滿共同防衛の上から又滿ソ國境を繞る膨大な空軍配備の事實から見ても、航空兵備の

軍事國防—列國の空軍

軍省當局は一月十四日一九三七年度内に新艦十一隻を進水する旨發表した、内容次の通り
驅逐艦六隻(ソマース號、ワーリントン號、バクソン號、ジャークワイス號、ペンナム號、エレット號)▲
乙級巡洋艦三隻(サヴァンラー號、ナツシユウイ號、エニツクス號)▲
潜水艦一隻(サーモン號、スキツアジヤック號)
海軍豫算五億弗 一九三七—三八年米國海軍豫算案は一九三七年四月廿八日ルーズヴェルト大統領の署名を終り、七月一日から實施されたが、無條約第一年に對處するため五億一千六百廿五万八千六百といふ膨大なものであり、その要綱次の如し。
建設費一億三千万ドル(内譯)驅逐艦八隻、潜水艦四隻の起工費、主力艦二隻、航空母艦三隻、巡洋艦十一隻、驅逐艦四十八隻、潜水艦十六隻、砲艦一隻の建造費▲その他航空整備費、兵員増加費、軍港、空港等の改造整備費約三億八千万ドル。
なほ右豫算委員會において米國は

一四五

軍事國防一覽 列國の空軍

し、一九三九年までには本土防空百廿九中隊、海外艦隊空軍(陸軍協同)六十三中隊以上、計百九十二中隊以上に擴張の計畫である

二 フランス

フランスの地理的關係は大陸諸國特にドイツ及びイタリイに對し空中防禦を緊要とし最近情氣もなく航空先進國の誇りを棄て、技術を米國に求めんとするに至つた事等は實の向上に努めんとする熱意の現れであり、一九三三年艦載航空隊非常時海軍協同部隊を除く、全航空部隊を含む空軍が編成せられたことは空軍威力の強大を計るに急なることを示すものである

佛國空軍現勢力は約百二十六中隊(北アフリカおよびルヴァン等の植民地を合すれば約百六十中隊)四千五百機、別に海軍に屬するもの二百五十機、氣球廿四に達する

二 イタリイ

ムッソリーニ首相は一九二三年航空高等委員會を設けて陸海および植民地空軍を統轄する制度を設け自らその議長となり、ついで一九二五年空軍省を設けて空軍を獨立せしめその強化を計つた、現在伊國空軍の主要なる政策として傳へられてゐるものは

- 一、航空部隊を多く北方に配し、對佛空中防禦を完全ならしむること
- 二、空軍をもつて一擊に敵の中樞を衝き戰勝を期せんとする完全なる獨立空軍的用法を採らんとす
- 三、最上り質を重んじ人員の訓練、機械の改善に力を注ぐ等である

二 ドイツ

ヴェルサイユ條約により空軍の保有を禁じられてゐたドイツは有事に際しては民間航空を直ちに空軍に轉化せんとし、航空省統制下に諸般の計畫的準備を進めて來たが一九三五年の再軍備宣言により公然空軍部隊を整備した

ドイツは環境と將來戰の性質に鑑み空軍を重視し現在勢力は詳かでないが約千九百機以上二千九百機ともいはれ、將來佛ソ空軍力に對抗する意味から四千乃至六千機に擴張を企圖してゐると思はれる、また一九三五年六月までに整備せられたと稱される部隊は八大隊および十中隊である

二 ソ聯邦

空軍政策として空軍は全部これを攻撃的に使用し得るような裝備、組織、訓練を施し、その最大任務は直接敵の後方を攻撃し、もつて敵の士氣、政治及經濟機構の中樞を破壊するにありとなし、このため陸上機には戦闘機及び爆撃機を水上機には遠距離偵察機及び爆撃機を重要視してゐると傳へらるるその勢力等は不詳であるが、飛行中隊約五百、外に氣球中隊、海軍機中隊若干、機數約五千と想像され歐米列強に比肩すべき大空軍を形成してゐる▲なほ空中降下部隊はソ聯空軍

一四六

の特色とするところで戦闘部隊を落下傘により敵背後に投下し、後方より攻撃擾亂に任せしめんとするものである

二 中華民國

支那航空勢力の實質は軍用たると民用たるとを問はず、列強の航空勢力として觀察するのが至當である、列強中最大の勢力を扶植してゐるのは米國であるが、イタリイ最近の擡頭も注目し得る

南京政府は滿洲、上海兩事變の經驗により航空救國を高調し米國の援助によつて中央空軍の擴張を企圖したのであるが、裏面において軍事上重要な利權を提供してゐることは見逃せぬ處である、しかのみならず、廣東空軍も米國の後援により擴張を企て、各地方空軍は名義上は支那軍閥に屬するが實權は殆ど米國の手に歸してゐる、南京政府所屬の空軍は上海事變當時は陸上七隊、水上一隊であつたが、その後空軍擴充に努めた結果現在では十六隊三十一中隊約八百機を有してゐる

列國陸軍軍備一覽

(昭和十一年末調)

國名	平時兵員	主要部隊數
日本	約二百二十五萬	步兵 三十師、騎兵 十旅、砲兵 八旅、海軍機中隊若干、機數約五千と想像され歐米列強に比肩すべき大空軍を形成してゐる▲なほ空中降下部隊はソ聯空軍
中華民國	約二百十萬	步兵 三十師、騎兵 十旅、砲兵 八旅、海軍機中隊若干、機數約五千と想像され歐米列強に比肩すべき大空軍を形成してゐる▲なほ空中降下部隊はソ聯空軍
ソ聯邦	約百六十萬	步兵 三十師、騎兵 十旅、砲兵 八旅、海軍機中隊若干、機數約五千と想像され歐米列強に比肩すべき大空軍を形成してゐる▲なほ空中降下部隊はソ聯空軍
米國	約三十三萬	步兵 三十師、騎兵 十旅、砲兵 八旅、海軍機中隊若干、機數約五千と想像され歐米列強に比肩すべき大空軍を形成してゐる▲なほ空中降下部隊はソ聯空軍
英國	約三十九萬	步兵 三十師、騎兵 十旅、砲兵 八旅、海軍機中隊若干、機數約五千と想像され歐米列強に比肩すべき大空軍を形成してゐる▲なほ空中降下部隊はソ聯空軍
佛國	約六十五萬	步兵 三十師、騎兵 十旅、砲兵 八旅、海軍機中隊若干、機數約五千と想像され歐米列強に比肩すべき大空軍を形成してゐる▲なほ空中降下部隊はソ聯空軍

軍事國防一覽 列國陸軍軍備一覽

本表の外多數の土匪國ありて軍隊とは、同様の實力を有し、軍隊に改編せらるること屢であるが、其兵力はもとより算定するを得ない

本表の平時兵員中には空軍部隊のものを含む

一、正規軍は一九三九年迄に十六萬五千に増加せらる、其中步兵各約一師團は比律賓・布哇及巴拿馬に駐屯してゐる

二、護國軍法定數は一九二三年臨時最小限二十五萬と規定せられ、一九二六年迄に其實現を期したが未完成である

三、別に編成豫備軍約十二萬を有してゐる

一、一九三六年軍備の擴張を企圖し、陸軍に於ては四個大隊を新設し其他の部隊の裝備を近代化し且地方軍の改善に着手した

二、別に空軍兵力五萬を有す、一九三九年には現役操縱者六千三百、豫備操縱者三千七百、合計一萬を突破す

三、海外自治領及植民地に於ける兵力

加拿大 約十二萬五千
 印度 約十萬七千
 南阿 約一萬八千
 計 約三十四萬

本表の外左の部隊がある

一、空軍陸上部隊空軍三師團と獨立一旅團(人員約三萬)

二、北阿弗利加に不正規補助兵約一萬五千

三、憲兵及遊動憲兵約四萬

安くて速い 京阪間特急 京阪電車



早朝深夜急行大増發

軍事国防一列國海軍現有勢力比較表

國名	艦種	噸數	隻數	總噸數
日本	甲級巡洋艦	1,000	1	1,000
	乙級巡洋艦	500	2	1,000
英國	甲級巡洋艦	1,000	1	1,000
	乙級巡洋艦	500	2	1,000
美國	甲級巡洋艦	1,000	1	1,000
	乙級巡洋艦	500	2	1,000
法國	甲級巡洋艦	1,000	1	1,000
	乙級巡洋艦	500	2	1,000
蘇俄	甲級巡洋艦	1,000	1	1,000
	乙級巡洋艦	500	2	1,000

【備考】ソ聯邦航空母艦は存在疑問、革命當時脱走し引續き「ピセルタ」にあるソ聯邦軍艦は次の如し(發案状態)
戰艦(一三三)、六〇〇噸(甲巡一七、一四三噸)
驅逐艦(九八、五六五噸)潛艇(二、二八七噸)

水上機母艦(既成)一覽

國名	隻數	噸數	總噸數
日本	1	10,000	10,000
英國	1	10,000	10,000
美國	1	10,000	10,000
法國	1	10,000	10,000
蘇俄	1	10,000	10,000

獨・ソ・支既成艦一覽

艦種	噸數	隻數	總噸數
航空母艦	10,000	1	10,000
甲級巡洋艦	1,000	1	1,000
乙級巡洋艦	500	2	1,000
驅逐艦	500	2	1,000
潛艇	500	2	1,000

資本金 五百万圓

本店 東京市京橋區銀座西六丁目三番地五



日本共立火災 保險株式會社

取締役會長

門野重九郎

專務取締役

金谷倭四郎

大阪支店 大阪市東區大川町六十六、六十七

良い
照明は
眼の護り

書見には
眼によい
明視スタンドも

東京電燈株式會社

財政・経済

豫算飛躍的に膨脹

準戦時體制へ突入

昭和十一年九月廿二日と同十一月廿七日の兩日は二・二六事件で方向づけられたわが財政政策に決定を與へた二つの記念すべき日である。前者は準戦時稅制整理法案を閣議で決定した日であり、後者は昭和十二年度の飛躍的膨脹豫算を閣議で決定した日である。時の内閣は二・二六事件收拾のために生れた廣田内閣で、その蔵相は「準戦時體制」といふ言葉の命名者、馬場鉄一氏であつた。この稅制案も豫算案も林内閣で修正されたが、林内閣の修正は後述の點で、馬場案はその精神において、大綱

財政經濟—豫算膨脹

において實現を見た、豫算案を先きに、稅制案を後に、原案から成立までの經過を記すことにする

世界的軍備熱に投ず

軍備は世界的傾向である、歐洲政局の不安が増大してドイツ、イタリーの軍備熱とソ聯およびフランスの軍備とが相交錯したとき比較的冷靜であつたのが英國である、英國は世界に漲る軍備熱にならるべく巻込まれず、出来るならば軍縮の方に各國の頭を向けさせる機會を探し求めてゐる風であつた、その英國が遂にたまりかねた

の、一九三六年春、蔵相チェンバレンをして英國の國境はドーヴァーにあらすしてラインであると呼ばせ、一九三六年豫算において本格的の軍備を決定した、日本は世界の軍備熱にも拘らず、豫算の上では軍備になつてゐなかつた、無論、滿洲事變前に較べては豫算は格段の膨脹になつてゐたが、これも事變後二年目に編成された昭和八年度豫算で膨脹の頂點を打ち、その後十一年度までは、非常時局の聲が高く叫ばれたのと逆に、廿三億円内外を守つて豫算額は殆ど動かなかつた、時の蔵相高橋是清が堅く健全財政からの逸脱を禁じてゐたからである

高橋蔵相に代つて現はれたのが馬場蔵相である、二・二六事件後の軍備熱が、日本的に新たに濃くなつた時も時、控へに控へてゐた英國が世界軍備に投じて來たのである、かくて馬場蔵相は十一年十一月廿七日の閣議では、各省の要求を全部呑みにし、豫算閣議僅かに卅分といふ記録とともに、卅

億四千二百万円といふ飛躍的な膨脹豫算を決定した、この閣議決定の數字はその後の系數整理で三百万円ほど減じて確定豫算案は卅億三千八百万円となつた

豫算の削減と追加

この豫算案が與へた財界に對する影響は大きかつた、昭和四年の金解禁聲明、昭和六年の金輸出禁止と並び稱し得る財界轉向點といへよう、本格的軍備を見越して輸入商談は急増する、國內物資もこの豫算膨脹を見越して買漁られる、物價騰貴と買漁の悪化がここに動機づけられ、十二年一月の爲替管理強化、その後の金現送、正貨準備の評價替へ等は凡てこの飛躍豫算の決定を出発點としてゐる系數を整理された豫算案は再開日の十二年一月廿一日に議會に提出されたが、政局は俄かに一變して廿三日には廣田内閣の總辭職となり、後繼の林内閣が親任式を済ませたのは二月二日であつた、新内閣は前内閣提出の豫算案を二月

三日全部撤回し、馬場氏に代つた
結城新蔵相は豫算案、税制案に
對して全面的の修正を施すこと
とした、二月十二日の閣議は馬場
豫算案に對して二億六千九百万
円の實行見合せをすることになつ
た、實行見合せといふのは日本の
豫算史にはかつて例のない新方式
である、一方豫算案は二月十五日
に閣内閣決定の文書をそのまゝ提
出し、その協賛を求めながら、別
に政府が實行見合せ額を報告して
諒解を求めるといふ變態的な審議
の仕方をした、しかしこの變態審
議は二月廿六日に至つて政府が實
行見合せ額を削減した第一次修正
案を提出することによつて免かれ
た、削減は二回に亘つて行はれた
【第一次削減】二つの點を注意せね
ばならぬ、第一は政府の發表した實
行見合せ額は二億六千九百万円であ
るが、そのうち陸海軍兩省の各二千
三百万円、合計四千六百万円は修正
削減の中に入らなかつたことである
これは陸海軍兩省が豫算面からの
削減に同意せず、たゞ昭和十二年度
中にはこれだけの金額を使用せぬと
公約したのみであり、議會ではこれ

が法律解釋につき問題になつたが有
耶無耶に終つた、第二は歳出の實行
見合せがあつたに拘らず、歳出臨時
部が増加してゐることであるが、こ
れは馬場原案で経常部に二億二千
円計上されてゐた地方財政交付金が
修正案では七千万円に減額されて臨
時部に移されたためである
【第二次削減】は三月三日提出され
た、これは前内閣以來の重要國策で
あつた電力國營と義務教育延長の二
案が延期と決定したため、それに計
上されてゐた百四十三万円が修正削
減されたのである
【追加豫算】追加豫算案は三月十八
日提出されたが、その主體は地方財
政交付金の三千万円増額であり、オ
リンピック補助金その他を含む

昭和三十二年度豫算表
(單位百万円△印減)

入	馬場原案		第一次		第二次		追加		第七十議會決定額	
	第一	第二	第一	第二	第一	第二	第一	第二	第一	第二
經常部	1,010.9	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1
臨時部	1,000.5	1,000.5	1,000.5	1,000.5	1,000.5	1,000.5	1,000.5	1,000.5	1,000.5	1,000.5
普通歳入	331.1	331.1	331.1	331.1	331.1	331.1	331.1	331.1	331.1	331.1
公債金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	2,011.4	2,000.6	2,000.6	2,000.6	2,000.6	2,000.6	2,000.6	2,000.6	2,000.6	2,000.6
經常部	1,000.9	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1
臨時部	1,010.5	1,000.5	1,000.5	1,000.5	1,000.5	1,000.5	1,000.5	1,000.5	1,000.5	1,000.5
合 計	2,011.4	2,000.6	2,000.6	2,000.6	2,000.6	2,000.6	2,000.6	2,000.6	2,000.6	2,000.6

結局昭和十二年度豫算案は第七
十議會で成立したものは廿八億七
千二百万円であつて、これから軍
部の實行見合せ額を差引くと廿八
億二千六百余万円である、この成
立沿革を見ると別表の如くである
前年度追加豫算
なほ第七十議會では昭和十一年
度追加豫算も提出、左の如し

昭和三十一年度豫算表
(單位百万円)

七十議會	七十議會	七十議會	七十議會	七十議會	七十議會	七十議會	七十議會	七十議會	七十議會
前成立額	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
追加	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000

増税と税制改革問題

軍事豫算の膨脹と並行して非常
時局財政の實體をなすものは増税
を目標とする税制整理であつた、
滿洲事變の勃發以來、また金輸出
再禁止以後の財界の好況に對して
不斷の恐怖となつたのがこの増税
であつた、昭和九年秋、時の藤井
蔵相が極めて小規模の増税を企て
臨時利得税を創設したときに財況
は頓落した、高橋蔵相は早晩増税
はやむなしとしたが、増税よりも
軍部豫算の膨脹抑止に腕を揮つた
しかし二・二六事件がこれ等一切

の高橋財政を揚棄させ、昭和十二
年度の本格的軍備は必然的に馬場
蔵相の増税案を登場させた、馬場
蔵相はこの増税案を税制改革案と
呼び、その要綱を發表すると同時
に進戦時體制といふ言葉を使い始
めた、馬場氏の「進戦時」揚言に
ついては種々の批評があるが、税
制整理案そのものは見事の出来榮
えであつた、大正十五年の濱口蔵
相當時の増税案は屢次なる點にお
いて世界にもその例多からずとい
はれたものであるが、それは平時
の増税案であつたから行掛りや周
圍の事情に制せられて合理主義一
本で進むことが出来なかつた、こ
れに對して馬場増税案は進戦時に
藉口しただけに最も徹底的、合理
的な増税案である、結城蔵相に一
部修正され、實行を延期されたも
のもあるが、わが國の税制として
將來の方向を指示するものであり
早晩この案に復歸すると思はれる
から詳細に案の内容を示さう、九
月廿二日の閣議決定の要綱を掲げ
ると左の如くである

財政經濟—増税と税制改革

税制改革の目標

- 一、中央地方を通ずる税制の根本的改
革を行ひ、國民租税負擔の均衡をは
かること(イ)地方的負擔の不均衡を
是正すること(ロ)動産と不動産との
間における負擔の不均衡を是正する
こと(ハ)法人と個人との間における
負擔の不均衡を是正すること
- 二、租税收入の増加をはかるをもつて
財政の基礎を確立するとともに現代
の國費を遂後後代國民の負擔に貽す
が如きことならしめること
- 三、中央地方を通じ弾力性ある税制を
確立すること

整理改革の方針

- 一、間接税 (一)直接税體系は所得税を
中核とし収益税および財産税をもつ
て補充すること(二)所得税に左の改
正を加へ、これが整備擴充をはかる
こと(イ)増税の割合を比較的多から
しむること(ロ)個人に比し法人に重
課すること(三)第二種所得税の源泉
課税はこれを廢止し、第三種所得と
して総合課税すること、但し當分の
うち國債政策上、國債および預金の
利子については納税義務者の申請あ
りたる場合に限り利子支拂の際課税
し得るものとす(三)所得税を補充す

整理改革の要綱

- 一、所得税 (一)第一種所得税附加
すべき現行収益税制度は課税たる地
租、營業収益税および資本利子税と
地方税たる家屋税をもつて組成せら
るゝも家屋税を地方税として存置す
るは理論上實際上適當ならざるをも
つて家屋税はこれを國稅に移管し、
もつて収益税制度の整備確立をはか
る(二)所得税の補完税として収益
税のみをもつてはなほ補完作用
に缺くところあるをもつて第二次
補完税として輕微なる財産税を創設
しもつて直接税の體系を完備すると
共に税制に弾力性を附與すること(三)
負擔の不均衡を是正するとともに收
入の増加をはかるため、資本利子税
および相続税に對し相當程度の増徴
を行ふこと(四)間接税に對しては、
はゆる社會大衆の生活を脅威せざる
程度の増税に止めること(五)負擔の
均衡をはかると共に弾力性ある税制
を確立するため新たに流通税として
有價證券移轉税および賣上税を創設
し、輕微の課税をなすこと
- 二、地方税 負擔の不均衡は特に地方
税において著るしきをもつて現行地
方税制度に根本的の整理改革を加ふ
ること(一)國稅に對する附加税は左
の通りとする(イ)地租、營業收
益税および國稅については道府縣お
よび市町村とも附加税を徵收し得る
ものとすること(ロ)所得税に對して
は道府縣に限り一定限の附加税を徵

税を含む)は現行負担額に對し八割程度... (1)第一種所得税(1)...

下の部分には税率を引下げ三千元を... (1)國債利子の税率...

をなすこと(2)節に對し課税をなす... (1)取引所税 相當程度の増税をなす...

【地方税】

一、左記の諸税は廢止すること (1)戸數割(2)市町村の所得稅附加...

二 結城修正案

林内閣は昭和十二年二月十二日の閣議で馬場稅案を變改して結城増稅案を決定した...

物價急騰が馬場稅案の急膨脹と同じく稅案にあると率直に意見を表明してゐたのである...

臨時増稅徵收法要綱

當分のうち所得稅、法人營業收益稅、資本利子稅、相続稅、礦產稅...

(ハ)同族會社の加算稅額は現行稅額の五割を増徴すること(2)第二種所得稅...

一、所得稅 (1)第一種所得稅(イ)普通所得稅につき十割の増徴を行ふこと...

新稅創設要綱

この際法人資本稅、外貨債特別稅、揮發油稅および有價證券移轉稅を創設すること...

議會における修正

結城増稅案に對しては議會で四ヶ條の修正が行はれた 一、第三種所得稅の増徴割合の區分として所得額十萬圓と百萬圓との間に...

煙草の値上げ

増稅の一種に煙草値上げと郵便

料金の引上げがある。煙草値上げは十一月十一日實施された大蔵省發表の要項によると、値上げの理由は、黒政一新の諸方策中最も重要な税制改革に伴ひ、官業収入についても十分検討する必要あり、その實行の一として煙草値上げを行つたものでこれは全く幾多重要國策の遂行に必要なる國費の負擔を夫々その能力に應じ給くせんとする主旨によるものである

郵便料金引上げ

煙草の値上げは政府が隨時これを實行することが出来るが、郵便料金の引上げは郵便法の改正を伴ふので議會の協賛を經た上十二年四月一日から實施された

近衛内閣の財政策

馬場財政が進戦時を振りかざして右へ寄り過ぎたと思はれたときに林内閣が出来た、その結城財政は馬場案の變政に終始したが知らず知らずのうちに左へ來過ぎた、林内閣が五月卅一日に辭職して近衛公に大命が降下したとき、結城蔵相留任の期待が一部に抱かれたが兒玉正金頭取に白羽の矢が立ち、拒絶に會つて蔵相の椅子は大藏次官實業官に振り當てられた、實業新蔵相が同じ内閣に内相として入つた馬場一氏と財策策

に、第二種中、通常集金一錢五厘を二錢に、第三種の五厘、第四種の二錢、第五種の一錢をそれぞれ五厘方引上げた、これによつて一千五百万円乃至一千七百万円の増収が豫定され、このうち一般會計納附金(通信事業特別會計は一般會計へ納附金をする義務がある)の増額一千二百六十四万円を差引いた分が従業員の待遇改善とサービスの改良に向けられることになつてゐる

豫算の膨脹は限がなく、物價を騰貴せしめ、國際收支を紊亂するそこで大蔵省の主張の「國際收支の適合」が割込んだ、これが大蔵省としての軍部要求に對する容認限度を劃することになつた、その間に入れた「物資供給の調節」は商工省政策の目標であるが、これはつけ足りに過ぎない、他の二つの政策さへ片附けば物資供給は自然に調節される、實業蔵相はこれを固守する積りであるらしい、近衛内閣の三大原則はかうして生れおのゝ勝ちの羅網を下してゐるのである、これがどう片附くかは今後の問題である

三原則の内容

林内閣に代つて六月四日成立した近衛内閣は同日の談話の形式による聲明をもつて、財策策三原則の確立について方針を決定したが六月十五日にはこれを閣議決定として發表した、左の如くである

わが國經濟力の充實發展に關する件

現下内外の情勢に顧みるときは國防ならびに國民生活を基礎とする諸方策を實施するの要極めて緊切なるものあり、これがために日滿兩國を通じて經濟力の充實發展を圖ること肝要にして生産力の充實、國際收支の適合および物資供給の調整の三點を主眼とする綜合計畫の具體案を樹立するを急務とす、しかして右具體案は日滿兩國を一體とする見地に立ちこれを立案の要あり、よつて關係各該その他諸機關の間において緊密なる連絡を保ち、企業體においてこれが統合調整を圖り、もつて速かに成案を得ること、なほ右具體案の作成にあたりては滿洲國と協力の計畫の完備を期するの方針をとること

豫算編成方針

六月廿九日の閣議で承認決定された昭和十三年度豫算編成方針の全文は左のごとくである

財政經濟—北支事變費

- 一、各省新規要求は現在の時局に顧み眞に緊要を得ざる經費に限り、かつその内容を精査し出來得る限り冗費を省くこと
二、各省は出來得る限り既定經費の節約をなすとともに歳入の増加につい

北支事變費追加

北支事變の勃發でわが財政は更に

一段の膨脹となつた、第七十一回特別議會は偶然にも北支事變費協賛議會と化し、豫算五億余円、その一部を賄ふために臨時増徴が行はれた、左の如し(單位百万円)

Table with financial data: 第七十一回議會追加, 普通歳入, 公債金, 剰余金, 陸海軍省, 其他各省, 北支事變費, 北支事變費の内譯左の如し, 昭和十二年度第二豫備金支出, 第七十一議會第一號追加豫算, 同第四號追加豫算, 合計, 公債發行計畫, 特別會計を含むめた昭和十二年

年度公債發行總額は左の如し(單位百万円)
一、第七十議會成立 九、三、三、八、七
二、第七十一議會同 四、三、七、三、七
合計 一、三、七、一、二、四

- 【所得稅】(イ)第一種は本稅の一割増徴(ロ)第三種は十二年十月納期の分以後の三回分を各納期分の一割増徴即ち全年分の七分五厘増(ハ)第二種は國債を除く利子につき本稅の五分増徴
【臨時利得稅】法人個人とも一割五分増徴
【配當金及公債利子に關する特別稅】七分以上の配當に對し一割、四分以上の國債利子および四分五厘以上の地方債、社債利子の一割徴收
【特別消費稅】(甲)茶葉、寫眞機、活動寫眞映寫機、著音機および各附屬品(乙)寶石、半寶石またはこれを用ひた製品、貴金屬製品、電甲製品、珊瑚製品、眞珠製品に對し從價二割を賦課

一般會計歲入歲出年別 (單位千円)

Table showing general accounting income and expenditure by year (Meiji, Taisho, Showa) with columns for '歳入' (Income) and '歳出' (Expenditure), and sub-columns for '經常部' (Regular) and '臨時部' (Temporary).

特別會計歲入出表

Table showing special accounting income and expenditure by year, including a note about the period from Meiji 33 to Showa 12.

一般會計歲入細別表

Detailed table of general accounting income items such as '歳入' (Income), '雑収入' (Miscellaneous income), and '特別會計歳入' (Special accounting income).

一般會計歲出細別表

Detailed table of general accounting expenditure items, categorized into '經常部' (Regular) and '臨時部' (Temporary), with sub-items like '内務省所管' (Ministry of Home Affairs) and '文部省所管' (Ministry of Education).

財政經濟—財政統計

Table of financial statistics including categories like 國防充備費, 土地建物整理費, 農林省所管, etc. with numerical values in thousands of yen.

特別會計歲入出 細別表

Table of special account income and expenditure, including 特別會計總額, 特別會計歲入, and 特別會計歲出.

Table of special account income and expenditure, including 帝國大學, 海軍省所管, and 陸軍省所管.

Table of income and expenditure for 官立大學, 學校及圖書館, and 農林省所管.

Table of income and expenditure for 再保險, 森林保險, 定額保險, etc.

Table of income and expenditure for 簡易生命保險, 郵傳年金, 帝國鐵道, etc.

Table of income and expenditure for 朝鮮鐵道, 朝鮮官設, 總督府, etc.

國稅總覽

Table of national taxes including 所得稅, 地租, 營業收益稅, etc. for the 昭和六年.

Table of tax burden including 租稅負擔額, 內國稅, 府縣稅, 市町村稅, and 合計.

財政經濟—財政統計

財政經濟—財政統計

Table showing financial statistics including '差分半利國庫債券' (Difference in semi-interest government bonds) and '製造煙草賣渡高' (Manufacture of tobacco sales volume).

製造煙草賣渡高

Table detailing tobacco sales volume by year (昭和五, 昭和六) and type (内國製品, 外國製品), including sub-categories like '製煙草' and '製煙草及板'.

帝國の國富 (昭和五年末、單位千円)

Table of national wealth (Empire's National Wealth) as of the end of 1934, categorized by industry such as '礦山', '工業用機械器具', and '家畜及家禽'.

財政經濟—財政統計

外債

Table of foreign debt (外債) by type (e.g., 第一回四分利付英債公債) and year (昭和五, 昭和六).

國債現在額表

Table of current national debt (國債現在額表) by year (昭和五, 昭和六) and type (内國債, 外國債).

帝國の國民所得

Table of national income (Empire's National Income) for 1934, categorized by sector (e.g., 農業, 工業, 商業).

東京市四谷區新宿三丁目四八

京王電氣軌道株式會社

會長 井上篤太郎
社長 水熊雄郎
專務取締役 寛穴正太郎

四季の装ひは

是非!! 買ひ良い 御客本位の

東横百貨店にてお仕度を願ひます

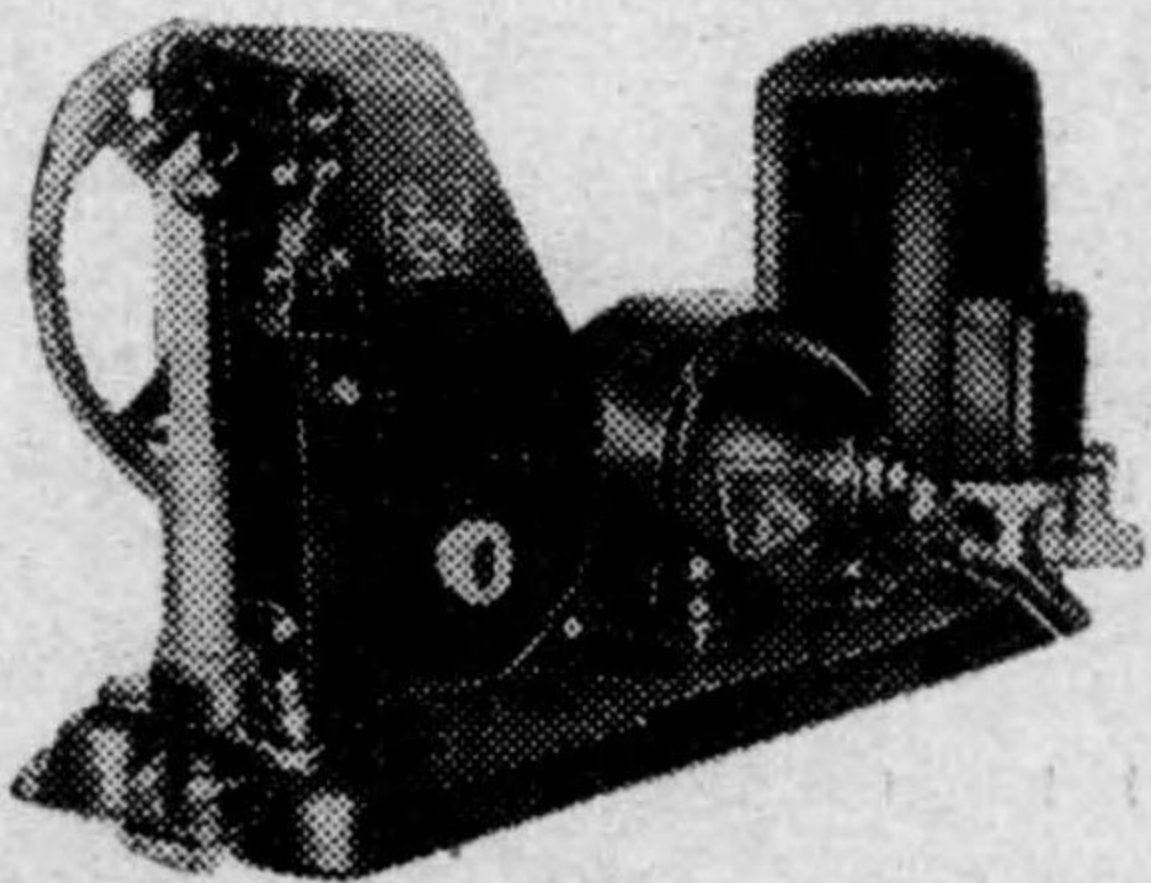
○尙安くて早い東横電車を御利用下さい
目滿 玉川



東横百貨店

日立電氣ポンプ

水道より便利で經濟



在庫豊富
型錄贈呈



日立製作所

國際收支適合策

貿易入超急激に増加

昭和十二年度豫算決定と同時に輸入貿易が極端な勢で増加し始めた、軍需品輸入を始めとし一般原料品その他普通商品に至るまで豫算に比し物資輸入の増加と、その上に第七十議案の關稅改正に對する見直し輸入もあつて輸入は急に活發となつた、十一年十一月以後の貿易を見ると次ぎの如くである

帝國貿易累月表(單位百万円)	前年同月比較
十一月	輸出 輸入 増入 増減
十二月	輸出 輸入 増入 増減
一月	輸出 輸入 増入 増減
二月	輸出 輸入 増入 増減
三月	輸出 輸入 増入 増減
四月	輸出 輸入 増入 増減
五月	輸出 輸入 増入 増減
六月	輸出 輸入 増入 増減
七月	輸出 輸入 増入 増減
十二月計	輸出 輸入 増入 増減

財政經濟—國際收支適合策

十一年十一月に始まつた輸入商談が十二年早々から着着し、入超はグン／＼と殖えた、輸出も減つたわけではないが三月以後は同額を維持してゐるのに輸入の方は減らない、殊に下期の輸出轉換期が容易に來ないのは十二年度貿易の特徴であるが、これは軍需品輸入のために貿易季節が無視されたためであらう、しかしこの激増する入超對策がいよいよ近衛内閣の三大原則の一つである國際收支適合であるが、これは大體次の三つの政策に分れる

爲替管理の強化

國際收支の悪化が漸く問題になつて來てから、十二年中若くは後年度に亘る國際收支の推算が行はれはじめたが、當初(十二年四、

五月ごろ)の見込みでは十二年中の入超五億円として、この支拂は貿易外受取超過一億五千万円、新産金一億五千万円、差引出資現送所要高二億円で濟むものとされたが、その後の入超が意外に多いことが判明し、七月までの入超累計は七億二千万円に達し、正貨現送も七月中旬までに六回を合せて三億円を突破した、こゝでいよいよ國際收支適合の問題が重大化し、政府はつき／＼に左の諸方策を講ずることになつた

- 一、國際收支の適合 一年毎にこれを算定するよりも數年に亘つて終局的に適合すればよいこととする
- 二、對英相場堅持 既定方針であるが、さらにこの方針を強調し、對英一シリング二ペンスは飽くまで堅持することとし、一部の間にはその公定相場設定の議も行はれてゐる
- 三、爲替許可省令の強化 十二年七月六日の大藏省爲替委員會は一月八日の輸入爲替許可省令の改正を附議し、その有効期間を七月末日であつたものを「當分の内」に無期延期し、月額三万円以下自由取引であつ

たものを月額一千円以下に引下げ、七月七日より實施、なほこの省令強化に際して同時に決定したことは(イ)海外において企業権、工業権を取得する場合にはこれを許可事項とし(ロ)無爲差輸出にも取締を行ふこととなつた

このほかこの省令に關係ある事項として研究中のものに左の諸案がある

- 一、海外事業收益の引上 七月七日の省令強化のほかに海外事業收益の内地引上げに關する大藏省令の公布を研究中、これは南洋、支那の各種事業收益、商船の各寄航地における運輸收入、保險收入等で外國證券または外國銀行預金の形になつてゐる年額一億五千万円と推算される収益金で、海外事業を撤退せしめ範圍で實行する方法をとることになつてゐる
- 二、無爲差輸入取締 無爲差輸出の取締について無爲差輸入をも取締ること

金再評價と金

資金設置

金準備評價は暫定的平値切下

産業界

生産力の擴充

生産力擴充を中心にして産業界には幾多の問題が展開する、第一に企業の擴張、第二に電力國營等の統制問題、第三に必要な物資の不足対策、第四に物價対策これである。

企業の擴張はどんな風に行はれたかといふに軍需工業としての金屬工業、造船造船工業、化學工業のほか内地、朝鮮の資源開發業(鑛山、パルプ)の新設擴張が最も活潑に行はれた、昭和十一年十月以後の主要な新設、増資會社は次の如くである(括弧内は資本金)

時局企業の擴張

十一年十月 東洋高壓工業(二千万円)は三池電業(一千万円)を合併
日本電工増資(二千万円)を五千
万円に)
十一月 芝浦製作所増資(千五百万

円を三千万円に) ▲日本ステレンスを中心とするニッケル會社創立計畫發表 ▲九州曹達(一千万円)は九州炭業(五百万円)を吸収合併 ▲淺野造船増資(千二百五十万円)を二千五百万円に) 同時に船見製鐵造船と改稱
十二月 日産と大日本肥と合併 ▲三菱重工業増資(六千万円)を一億二千万円に) ▲日立製作所増資(四千五百万円)を九千万円に)
十二年二月 鐵鋼社(三百万円)の雙増資(七百万円)の第二鐵鋼社を設立後吸収合併) ▲東洋鐵鋼増資(五百万円)を千五百万円に) ▲東邦炭礦増資(五百万円)を一千万円に) ▲住友金屬工業増資(五千万円)を一億円に) ▲日本鋼管愛知増資(四千四百七十万円)の第三鋼管を新設後合併)
三月 住友化學増資(二千万円)を四千万円に) ▲東京瓦斯電工(二千五百万円)は自動車工業(千三百万円)を合併の前提として國產自動車製造會社(百万円)を設立に決定 ▲油脂(二千万円)は日本合同油脂(七百五十万円)を吸収合併 ▲日曹人絹ハルプ創立(一千八百万円) ▲九州曹達は日之出セメント(百五十万円)を買収

▲石川島造船増資(八百万円)を一千六百万円に) ▲日曹鐵業(五千万円)創立決定 ▲古河合名(百万円)は古河鐵業(一千万円)を合併して三千万円に増資決定 ▲神戸製鐵増資(二千万円)を四千五百万円に) ▲日本窒素増資(九千万円)を一億円に) ▲小倉製鐵増資(七百五十万円)を一千六百万円に) ▲第二九州曹達(一千万円)創立決定
四月 東京自動車工業創立(二千七百万円) ▲池貝自動車創立(一千五百万円) ▲發動機製造が六百万円の自動車會社を創立後合併に決定 ▲住友電線増資(一千五百万円)を三千万円に) ▲山下汽船増資(二千廿二万五百万円)を三千五百万円に) ▲日本曹達増資(二千八百八十四万円)を八千万円に) ▲東邦炭礦(一千万円)は傍系の新東邦炭礦(五百五十万円)および大谷炭礦(百万円)を合併
五月 朝鮮重工業創立(六百万円) ▲三菱重工業、朝鮮、東拓の出資) ▲山陽ハルプ工業創立(二千万円、王子製紙の子會社)
六月 日本ハルプ工業創立(日本ツルツ系、二千万円) ▲昭和飛行機

五百万円に)
十一月 東邦電力が合同電氣合併
十二月 三井物産と東洋汽船共同で五百万円の東洋海運創立 ▲三井物産増資(一億円)を一億五千万円に)
十二年一月 明正紡績増資(五百万円)を二千万円に) ▲大井川電力、大井川開發、大井川興業合併 ▲日東紡績増資(一千万円)を二千万円に)
二月 日清製粉増資(一千二百卅三万円)を二千五百万円に) ▲昭和製粉増資(七百万円)を一千万円に) ▲石原産業増資(五百万円)を一千万円に)
三月 日出紡(一千五百万円)は第一日出紡(一千五十万円)を新設後合併 ▲鴨綠江水電一億円で創立決定 ▲廣島電氣(一億円)は瀬戸内海横斷電力(五百万円)を吸収合併 ▲江界水電五千万円で設立 ▲石原産業が五百万円の日本海運創立
四月 スマトラ拓殖が極東捕鯨を設立 ▲明治製粉が明治農産工業(二千万円)と昭和製粉(三百万円)を設立後合併に決定 ▲南鮮合同電氣(朝鮮瓦斯電氣外六社合併)創立(三千万円) ▲東邦電力一億三千三百万円を半額増資 ▲大日本製糖が日本化學工業

業(二千万円)を設立に決定
五月 日東製粉が第一日東製粉(七百万円)を合併後資本金を一千二百万円とす ▲倉敷紡績増資(二千万円)を三千万円に) ▲三菱合資が三菱地所會社(一千五百万円)を設立 ▲警械セメント増資(一千七百万円)を二千三百万円に) ▲名古屋鐵道増資(三千六百廿九万一千五百円)を倍額に) ▲日本レイヨンは三千万円の新しい日本レイヨン設立に決定 ▲東邦電力が中部電力を合併 ▲長崎紡績が一千万円の第一長崎紡績設立に決定 ▲太陽レイヨン増資(一千万円)を二千五百万円に) ▲吳羽紡が千万円の豊科紡績創立
六月 東京人絹は變態増資のため千五百万円の東京纖維工業設立に決定 ▲日本光棉紡績五百万円に創立 ▲川南工業増資(五百万円)より一千五百万円に) ▲昭和板硝子五百万円に創立 ▲王子製紙が五百萬円の樺太酒精工業を創立 ▲朝鮮紡績増資(五百万円)より一千万円に) ▲九州水力電氣八千六百万円を半額増資 ▲酒伊纖維工業増資(三百五十万円)を一千万円に)
▲石川島造船増資(八百万円)を一千六百万円に) ▲日曹鐵業(五千万円)創立決定 ▲古河合名(百万円)は古河鐵業(一千万円)を合併して三千万円に増資決定 ▲神戸製鐵増資(二千万円)を四千五百万円に) ▲日本窒素増資(九千万円)を一億円に) ▲小倉製鐵増資(七百五十万円)を一千六百万円に) ▲第二九州曹達(一千万円)創立決定
四月 東京自動車工業創立(二千七百万円) ▲池貝自動車創立(一千五百万円) ▲發動機製造が六百万円の自動車會社を創立後合併に決定 ▲住友電線増資(一千五百万円)を三千万円に) ▲山下汽船増資(二千廿二万五百万円)を三千五百万円に) ▲日本曹達増資(二千八百八十四万円)を八千万円に) ▲東邦炭礦(一千万円)は傍系の新東邦炭礦(五百五十万円)および大谷炭礦(百万円)を合併
五月 朝鮮重工業創立(六百万円) ▲三菱重工業、朝鮮、東拓の出資) ▲山陽ハルプ工業創立(二千万円、王子製紙の子會社)
六月 日本ハルプ工業創立(日本ツルツ系、二千万円) ▲昭和飛行機

企業の統制

電力統制

廣田内閣、頼母木遞相の電力統制案は最も活潑な議論を生んだが結局電氣事業の民間國營といふ新しい形式で第七十議會に提案され政變のために實現を阻まれた、林内閣の兒玉遞相はこの問題を議會中慎重に扱つてゐたが、つひに再検討といふこととして法案を撤回しその實行に伴ふ豫算を削除した、一方電力業者は自主的統制を行ふ方針で進んでゐるが、また國營案は葬り去られたわけではなく、十二年五月十七日の地方長官會議および遞信局長會議で兒玉遞相は電力國營の過渡的方法と見られる第三次遞信電力調査の開始と相まつて電力料金引下の方針を言明した、遞信省が低廉豊富な電力供給を健前として根本的にして急激な變化を避け、差當つては次の如く十二年十一月末の電氣料金更政期において

創立 ▲合同油脂(千七百五十万円)は百万円を増資し日本油脂と改稱 ▲松土谷曹達増資(三百九十万円)を一千万円に) ▲ラサ工業増資(一千二百万円)を二千五百万円に) ▲米子製鐵(四百五十万円)と大島製鐵(六百万円)合併して日曹製鐵と改稱 ▲昭和ゴムはスマトラ興業、南亞公司、明治鐵鋼工業、東京護謄工業の四社を吸収合併し、資本金を三百万円より一千万円に増資 ▲住友別子鑛山と住友炭礦は合併して住友鐵業と改稱 ▲大阪機械工作増資(五百万円)を一千二百万円に) ▲日産製鐵増資(六百四十万円)を一千万円に)
この期間には他の方面の企業にも新設増資の大口なものがあつたが到底軍需工業にはおよびなかつた
十一年十月 東北興業創立 ▲東北振興電力創立 ▲阪急電氣増資(四千五百万円)より五千五百万円に) ▲山一證券増資(五百万円)より一千万円に) ▲東京人絹増資(六百万円)より一千万円に)

其他企業の擴張

この期間には他の方面の企業にも新設増資の大口なものがあつたが到底軍需工業にはおよびなかつた
十一年十月 東北興業創立 ▲東北振興電力創立 ▲阪急電氣増資(四千五百万円)より五千五百万円に) ▲山一證券増資(五百万円)より一千万円に) ▲東京人絹増資(六百万円)より一千万円に)

料金引下を要求し、同時に地方群小電氣會社へは合併整理を勧奨することになつた

一、電力統制の目標は第一に低廉豊富な電力を供給するにあるが、現在六百余に上る電氣會社の料金は地方によつて區々となり、殊に同一會社内でも東電の如く東京市と千葉區域では遙かに懸隔があるので今後は漸次これを平均化して行くこと
二、地方的には群小會社の大會社への合併を勧奨して電力料金の統一低下を圖ること
三、従來配當を年八分以上行つてゐるものに對して減配を余儀なくせしめても料金引下を強要すること
四、料金引下と併行して發電計畫を積極的に支援して行くこと
近衛内閣になつてから永井遞相は(イ)頼母木案の長所を逸することなく(ロ)しかも朝野相剋の焦點となる恐れある箇所を回避した理想案を作ることを目標とし大和田電氣局長に立案させてゐるが、その主眼は國營と民營の並立にあると見られてゐる
【國營】日本電力設備會社は設立の

方針を捨てず、これに包含すべきものを未開發水力および必要やむを得ざる河川の發電所とする

【民營】重要河川および地方別小會社を漸次合併せしめ、この大會社の民營を認むると共に現行電氣事業法を強化してその監督を厳にし、料金政策の徹底を期す

その他の統制

電力統制以外の統制については、爲替、貿易の統制はすでに部分的に行はれ、金融、投資の統制も唱へられてゐるが具體化したものはない、しかし各方面、各企業において自主的にもしくは誘導的に統制に向ひつゝあり、國際收支の悪化から將來は消費統制にまで進むべき情勢が動きつゝある

物資供給計畫

富面の必要物資にして供給が需要に伴はず、いはゆる飢饉を叫ばれる商品が非常に多いが、そのうち

ち特に甚しいのが錫、石炭、電氣である

【錫】十一年夏から錫鐵礦山の鑛がいよゝ／＼烈しくなつたので産出量は日増しにしてソ連、米國、インドの輸入を躍らしめるとともに、日鐵に第五次におよぶ擴張計畫を樹てさせ、さらに従来民間に不許可の方針で来た増産の建設をも許可することとした、他方關稅の免除、製鐵事業法の制定等を行ひ特に増産に力を置いてゐるが五ヶ年後には鋼材自給自足の域に達するだらうといはれてゐる

【石炭】昭和十二年七月十九日の石炭業聯合會理事會は商工省の諮問に對する増産計畫案の答申を行つたが、これによると昭和十二年の三千百八十萬トンが十六年には四千四百萬トンに上る見込みで、これには労働力の増加を要し、その實現は決して容易でないことを併せて答申してゐる

【電力】電力は一方に市價の低下と技術的統一を目的とするいはゆる統制を必要とするが他方には

電力開發五ヶ年計畫

(單位千キロ)

計畫電力五ヶ年合計	一、七〇〇
想定需要電力五ヶ年計畫增	一、七〇〇
既定發送電力五ヶ年合計乃至	二、六〇〇
備定發送電力	四、〇〇〇
十二年度	四、〇〇〇
十三年	四、〇〇〇
十四年	四、〇〇〇

對外通商協定

【日暹通商協定】七ヶ月にわたつて對立し打開困難視された交渉

が昭和十一年十二月廿六日成立、十二年一月一日より實施された、その大要左の如し

十五年	五、六〇〇	五、三〇〇
十六年	五、七〇〇	五、四〇〇
十七年	五、八〇〇	五、五〇〇

物價激騰抑止

暴利取締令の改正實施

軍備豫算の決定以來急騰傾向にある物價に對し、林内閣は物價對策委員會を設置し調査に着手したが、近衛内閣もこれを踏襲した、その調査はまた漸く緒についたのみだが、北支事變勃發のため、十二年八月二日暴利取締令の改正を行ひ、朝鮮、台灣、樺太、南洋、とともに三日一齊に實施することとなつた、なほ滿洲國、關東局も同一歩調をとつた

一、暹羅政府は一九三六年七月八日の日貨輸入許可制を廢止し、日本は昭和十一年勅令第百廿四號の規定に基く従價五割の附加税および輸入許可制を廢止する

二、暹羅は日本製綿布、人絹布に對し中間税率を附與し、その中間税率を左の通り引下ぐ

一平方碼につき▲綿布生地一ペンス 1/4▲同晒一ペンス 1/2▲同染または染一ペンス▲人絹布四ペンス

また従價五分のプライメージ税を免除する

三、一九三七年一月一日より一九三八年六月卅日に至る期間に、日本は暹羅羊毛八十萬俵を買ひ、暹羅は日本の綿布及び人絹布を各一ヶ年五一、二五〇千方碼の割合により、從つて各七六、八七五千方碼を買ふ

【日暹通商協定】十二年四月一日インドから政治的に分離したビルマとの間に新通商協定が成立し三月廿四日發表された

本邦がビルマの棉花輸出可能總量の六割五分(但し七萬俵を超えるを要

せず)を輸入すれば、綿布四千二百萬碼の輸出が出来る、棉花を協定數量まで輸入出来ぬときは不足一千方俵につき綿布卅萬ヤードの割合で減少される、但し棉花相場が異常に騰貴するか、その輸出可能量が盡きて日本に買ふ余地のないときは右割合の減少は行はぬ、本邦綿布の制當量

は原則として生地一割五分、晒一割換染四割五分、その他の色物(反染または糸染)三割とし、その間に若干の融通を認める

【第二次日印會話】十二年三月廿七日デリーにおいて米澤、ダウ兩代表の會談において兩國の意見一致し、四月十二日新議定書の假調印を終つた、九ヶ月にわたつた同交渉も漸く成立した、協定の大要左の如し

一、棉花輸入量はビルマ分七萬俵を減少せしめず現行通り基準數量百萬俵最高數量百萬五十萬俵とす

二、右棉花にリンクせしむべき綿布輸入數量はビルマ分の四千二百萬ヤードを差引き、基準二億八千三百萬ヤード、最高三億五千八百萬ヤード

【日關通商協定(不調)】十二年四月十日、パタヴィヤにおける石澤、ハルト兩代表間に協定が成立し、兩國政府はこれを確證し、前後一年半に亘る暗雲がはれたが、これに基づく對關輸出那品の日關

兩輸出高に對する割當率決定に關し、關印側代表來朝、彼我當業者間に折衝を重ねたが完全な協定成立に至らず、東京における會合は不調のまま打切ることになつた

【日米綿業協定】尖銳化した日米綿業戰の懇談打開のため十二年一月八日米國綿織物業組合長クロデヤス・マキソン博士を團長とする米國綿業使節團十一名來朝、同十五日以來大阪で當業者會談の結果廿二日午前一時協定が成立した、内容は左の如し

一、日本側は別珍その他協定済みのものを除き、今後二ヶ年間米國向綿布總數量を次項の如く自制す

一、昭和十二年および十三年の兩年度を通じて二億五千五百萬ヤード、たゞし昭和十二年度の日本積出量は一億八千萬ヤードを超過することを得ず

公債 社債 株式

新規 御取引の方には

御注文第・營業案内
玉塚日報・旬報贈呈

公社債、株式の御取引は信用第一、誠實
懇切を營業方針とする當店を御利用願上候

東京株式取引所一級取引員
同短期・實物・國債取引員

株式 玉塚商店

創業明治二十四年

社長 玉塚榮次郎

營業科目
一 公社債株式
一 引受株式
一 公社債並に
一 株式賣買
一 長期及短期
一 清算取引
一 其他一切の
附屬業務

電話 代表 二二〇一
長 二二〇二
短 二二〇三
市中 電話 九八〇六
手帳 九八〇六
東京日本橋江戸橋(昭和通)

天保銭主義 生活は収入の八分を満足
二分の餘裕は投資利殖へ



松竹株式會社

取締役社長

大谷竹次郎

副社長

白井信太郎

撮影所

神奈川県大船町孔雀台

電話大船 自一六一番
至一六八番

電話上 一、一八七番
五、〇五八番

本社

東京市京橋區新富町參丁目五番地壹

支店

大阪市南區久左衛門町八番地

營業所

札幌市南四條西參丁目壹番地

電話南

自六、五三一番
至六、五三六番

電話三五〇番

三、二八〇番

經濟統計資料

日本銀行金利變遷一覽表

改定年月日	國債を擔保とする割引及貸附	國債以外を擔保とする割引及貸附	商業手形割引歩合	當座貸越及コールデンス貸越利率
大正 六・三・六	一・四〇〇	一・七五〇	一・四〇〇	一・七〇〇
七・九・六	一・六〇〇	一・七〇〇	一・六〇〇	一・九〇〇
二・五・六	一・八〇〇	一・九〇〇	一・八〇〇	二・一〇〇
八・〇・六	二・〇〇〇	二・二〇〇	二・〇〇〇	二・三〇〇
二・九・六	二・二〇〇	二・四〇〇	二・二〇〇	二・五〇〇
四・五・六	二・四〇〇	二・六〇〇	二・四〇〇	二・七〇〇
一〇・四・六	二・六〇〇	二・八〇〇	二・六〇〇	二・九〇〇
一〇・〇・六	二・八〇〇	三・〇〇〇	二・八〇〇	三・一〇〇
昭和三・三・九	三・〇〇〇	三・二〇〇	三・〇〇〇	三・三〇〇
三・三・九	三・二〇〇	三・四〇〇	三・二〇〇	三・五〇〇
一〇・〇・九	三・四〇〇	三・六〇〇	三・四〇〇	三・七〇〇
一〇・〇・九	三・六〇〇	三・八〇〇	三・六〇〇	三・九〇〇
五・〇・七	三・八〇〇	四・〇〇〇	三・八〇〇	四・一〇〇
六・〇・六	四・〇〇〇	四・二〇〇	四・〇〇〇	四・三〇〇
二・五・六	四・二〇〇	四・四〇〇	四・二〇〇	四・五〇〇
八・七・三	四・四〇〇	四・六〇〇	四・四〇〇	四・七〇〇
八・七・三	四・六〇〇	四・八〇〇	四・六〇〇	四・九〇〇
二・四・七	四・八〇〇	五・〇〇〇	四・八〇〇	五・一〇〇
二・四・七	五・〇〇〇	五・二〇〇	五・〇〇〇	五・三〇〇
三・七・五	五・二〇〇	五・四〇〇	五・二〇〇	五・五〇〇

財政經濟一覽表

銀行預金協定利率の變遷

實施年月日	定期預金		當座預金		小口當座預金	
	甲	乙	甲	乙	甲	乙
大正 六・三・六	六・五	六・八	一・〇	一・二	一・〇	一・二
七・九・六	五・五	五・八	一・〇	一・二	一・〇	一・二
二・五・六	四・五	四・八	一・〇	一・二	一・〇	一・二
八・〇・六	三・五	三・八	一・〇	一・二	一・〇	一・二
二・九・六	二・五	二・八	一・〇	一・二	一・〇	一・二
四・五・六	一・五	一・八	一・〇	一・二	一・〇	一・二
一〇・四・六	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二
一〇・〇・六	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二
昭和三・三・九	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二
三・三・九	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二
一〇・〇・九	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二
一〇・〇・九	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二
五・〇・七	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二
六・〇・六	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二
二・五・六	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二
八・七・三	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二
八・七・三	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二
二・四・七	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二
二・四・七	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二
三・七・五	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二
三・七・五	一・〇	一・三	一・〇	一・二	一・〇	一・二

一七七